

宮城県多賀城跡調査研究所年報 2012

多賀城跡

宮城県多賀城跡調査研究所



政庁正殿跡（南東から）

序 文

当研究所は、特別史跡多賀城跡の発掘調査事業と環境整備事業を継続的に実施している。発掘調査事業では、多賀城の歴史的意義を解明し、環境整備事業では、発掘調査成果に基づく史跡公園の整備、活用を目指している。また、今年度は平成23年3月の東日本大震災で被害を受けた政庁正殿跡をはじめとする施設の災害復旧事業を実施した。

発掘調査事業は、多賀城跡の外郭線の解明を目的とした五万崎地区の調査と復旧事業に伴う政庁正殿跡の調査を実施した。五万崎地区では、多数の掘立柱建物跡を確認したほかに土壇群を検出し、第74次調査で発見した政庁一外郭南門間道路跡上に位置する門跡の西側の区画施設に関わる土取り穴である可能性が高まった。正殿跡では、はじめて全体の調査を行ない、礎石式の正殿が宝亀11年(780)の伊治公咎麻呂の乱の火災で焼失し、建て替えられた事実を捉えた。これらは多賀城跡を解明するうえで重要な成果である。

環境整備事業は、政庁跡について、これまで未表示であった脇殿・楼・後殿・北殿等の基壇等の復元整備を順次進めており、今年度は後殿の基壇を復元した。平成26年度には政庁跡の再整備が完成する予定である。

災害復旧事業は、正殿跡上面の再舗装、外郭南門跡と外郭東門跡の便益施設修理のほか、柏木遺跡の園路と擁壁、排水溝の修復工事などを実施し、各施設を復旧した。

本書の刊行にあたり、日頃からご指導をいただいている多賀城跡調査研究委員会の諸先生、文化庁、多賀城市および多賀城市教育委員会の関係者、調査と整備を支援して下さった他の多くの皆様方に所員一同心から感謝申し上げる次第である。

平成25年3月

宮城県多賀城跡調査研究所

所 長 佐藤 則之

例 言

1. 本書は、平成24年度に実施した多賀城跡の第84・85次調査の成果と災害復旧・環境整備事業、関連研究事業、普及活動の概要のほか、平成23年度に実施した第83次調査の追加報告、外郭北辺の遺構探査の成果を収録した。
2. 当研究所の発掘調査と環境整備事業は多賀城跡調査研究委員会での検討と承認のもとに行なっている(第1表)。
3. 測量原点は政庁正殿跡身舎南側柱列中央に埋標し、この原点と政庁南門の中心を結ぶ線を南北の基準線とする座標軸を定めている。南北の基準線は真北に対しておよそ1°04′東に偏している。政庁正殿と政庁南門の測量基準点の平面直角座標値は昭和61年の改測・改算結果、東日本大震災後に実施した再測量の成果から以下のとおりである。なお、震災による基準点座標値の変動と今後の対応についてはV. 付章に記した。
 政庁正殿 日本測地系(第10系) X座標:-188276.1240m、Y座標:13857.2850m、標高:33.268m
 世界測地系(昭和61年) X座標:-187967.2834m、Y座標:13557.1698m
 世界測地系(平成24年) X座標:-187968.3530m、Y座標:13560.4850m、標高:32.964m
 政庁南門 日本測地系(第10系) X座標:-188345.2560m、Y座標:13856.1160m、
 世界測地系(昭和61年) X座標:-188036.4147m、Y座標:13556.0025m
 世界測地系(平成24年) X座標:-188037.4930m、Y座標:13559.3150m、標高:29.799m
 ※日本測地系は旧日本測地系(T.D.)を、世界測地系は日本測地系2000(J.G.D.2000)を意味する。
 ※『宮城県多賀城跡調査研究所年報2007』～『宮城県多賀城跡調査研究所年報2011』、『多賀城跡 政庁跡 補遺編』における政庁南門の座標値には誤りがあり、上記のように訂正する。
4. 遺構の断面図における標高は震災前(黒字)と震災後(赤字)の数値を併記した。
5. 土色は、小山正忠・竹原秀雄『新版標準土色帖11版』日本色研事業株式会社(1996年)にもとづいた。
6. 瓦の分類基準は『多賀城跡 政庁跡 図録編』、『多賀城跡 政庁跡 本文編』による。
7. 当研究所の以前の刊行物は『多賀城跡 政庁跡 本文編』を『本文編』、『多賀城跡 政庁跡 図録編』を『図録編』、『多賀城跡 政庁跡 補遺編』を『補遺編』、『宮城県多賀城跡調査研究所年報2010』を『年報2010』と略記した。
8. 本調査で得た資料は、宮城県教育委員会で保管している。
9. 本調査の成果の一部は、『現地説明会資料』、『平成24年度宮城県遺跡調査成果発表会資料』、『第39回古代城柵官衙遺跡検討会資料』で紹介しているが、本書の内容が優先する。
10. 本書は、所員で討議と検討を行い、佐藤則之・吉野 武・廣谷和也・高橋 透が分担して執筆し、吉野・廣谷が編集した。なお、IVの3の外郭北辺電気探査は(株)東北ボーリングに委託し、その報告を収録した。

【表紙題字は大塚惣一郎氏の揮毫による。表紙写真:第85次調査地区政庁跡を南東より撮影】

氏 名		職	専門分野
委員長	須 藤 隆	東北大学名誉教授	考 古 学
副委員長	平 川 南	大学共同利用機関法人人間文化研究機構 国立歴史民俗博物館長	古代史学
委 員	飯 淵 康 一	宮城学院女子大学教授	建 築 史 学
委 員	鈴 木 三 男	東北大学大学院名誉教授	植 物 学
委 員	佐 藤 信	東京大学大学院教授	古 代 史 学
委 員	近 江 隆	東北大学名誉教授	都 市 工 学
委 員	進 士 五 十 八	東京農業大学名誉教授	造 園 学
委 員	松 村 恵 司	独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所長	考 古 学

第1表 多賀城跡調査研究委員会委員 (任期:平成23年4月1日～平成25年3月31日)

目 次

I. 調査研究事業の計画	1
II. 第84次調査	2
1. 調査の目的と経過	2
2. 調査の成果	4
3. 総括	23
III. 第85次調査	30
1. 調査の目的と経過	30
2. 調査の成果	34
3. 総括	58
IV. 多賀城跡発掘調査事業関連報告	72
1. 政庁南門前殿について	72
2. 第83次調査出土木簡の報告	74
3. 外郭北辺電気・表面波探査報告	77
V. 付章	87
1. 特別史跡多賀城跡附寺跡災害復旧事業	87
2. 関連事業と研究・普及活動	90
3. 組織と職員	93
4. 沿革と実績	94

調 査 要 項

多賀城跡第84・85次調査の発掘調査・整理体制、調査期間、調査面積等は下記のとおりである。

調査主体	宮城県教育委員会（教育長 高橋 仁）
調査担当	宮城県多賀城跡調査研究所（所長 佐藤 則之）
調査員	佐藤則之・吉野 武・三好壯明・三好秀樹・廣谷和也・高橋 透
調査期間	平成24年5月8日～平成24年11月22日
調査面積	約445㎡（第84次調査）、約415㎡（第85次調査）
調査参加者	相沢進二・伊藤とし子・江口直子・蛭澤 勲・佐藤一郎・佐藤寿子・鈴木 昇 鈴木統三・高橋 磨・只木佳人（多賀城跡調査研究所臨時職員） 東 晴佳・目黒 萌・山田凜太郎・鈴木 智（東北大学大学院）、青木要祐（東北大学）
整理参加者	相沢秀太郎・安倍真由子・佐久間順子・佐藤歩・高橋里枝（多賀城跡調査研究所臨時職員）

I. 調査研究事業の計画

当研究所では、特別史跡多賀城跡附寺跡の発掘調査と環境整備、多賀城関連遺跡の発掘調査などの事業を計画・継続的に行っている。しかし、平成24年度は平成23年3月に発生した東日本大震災の復旧事業を優先し、平成23年度の多賀城跡調査研究委員会での承認を経て通常の事業計画を一部変更して実施した。次章以下では、主要事業である多賀城跡発掘調査事業について、今年度を実施した発掘調査の内容と事業に関連する報告を記述し、他の事業の概要は付章に収録する。

多賀城跡の発掘調査は、当研究所設立の昭和44年から多賀城跡調査研究指導委員会、平成17年度からは多賀城跡調査研究委員会の指導・検討と承認のもとで5ヵ年計画を立案して実施している。現在は外郭施設の調査データの蓄積と本報告書の作成に向けて第9次5ヵ年計画を進めているが、その4年次目にあたる今年度は前述の震災被害への対応による変更として多賀城跡災害復旧工事に伴う調査を加え（『年報2011』）、通常の外郭施設の調査として五万崎地区を対象に第84次調査、政庁正殿跡の上面再舗装工事に伴う調査として第85次調査を実施した（第2表、図版1・2）。

年度	回数	発掘調査対象地区	発掘面積	調査の目的
平成21年	81次	外郭南辺（鴻ノ池・政庁南西地区）	900㎡	外郭南辺の検討・政庁地区補足調査
平成22年	82次	外郭東辺（伊保石地区）	580㎡	外郭東辺の検討
平成23年	83次	外郭南辺（五万崎地区）	640㎡	外郭南辺の検討
平成24年	84次	外郭南辺（五万崎地区）	445㎡	創建期外郭南辺の検討
	85次	政庁正殿（政庁地区）	415㎡	正殿跡の再検討
平成25年	86次	外郭南辺（坂下地区）	1,000㎡	外郭南辺の検討

第2表 第9次5ヵ年計画（平成24年度までは実績）



第84次調査（南西から）



第85次調査（南から）

図版1 調査区遠景

Ⅱ. 第 84 次調査

1. 調査の目的と経過

(1) 調査の目的

平成 24 年度は多賀城跡発掘調査第 9 次 5 カ年計画の 4 年目にあたる。本計画は外郭施設の調査データを集積し、その様相を明らかにしたうえで本報告書を作成することを目的としており、今年度は多賀城跡南西部の五万崎地区の調査を実施した。

この調査の目的は第 81 次調査で検出した政庁—外郭南門間道路上に位置する SB2776 門跡の西側に取付く区画施設の延長を確認すること、五万崎地区東半の遺構の状況を把握することにある。調査は区画施設の推定延長線上に位置し、五万崎地区では南東部となる政庁跡の南西約 400m の場所を対象に行うことにした。区画施設の推定線上では SB2776 門跡から約 300m 西、外郭西門跡から約 250m 東の地点となる。

(2) 調査の経過

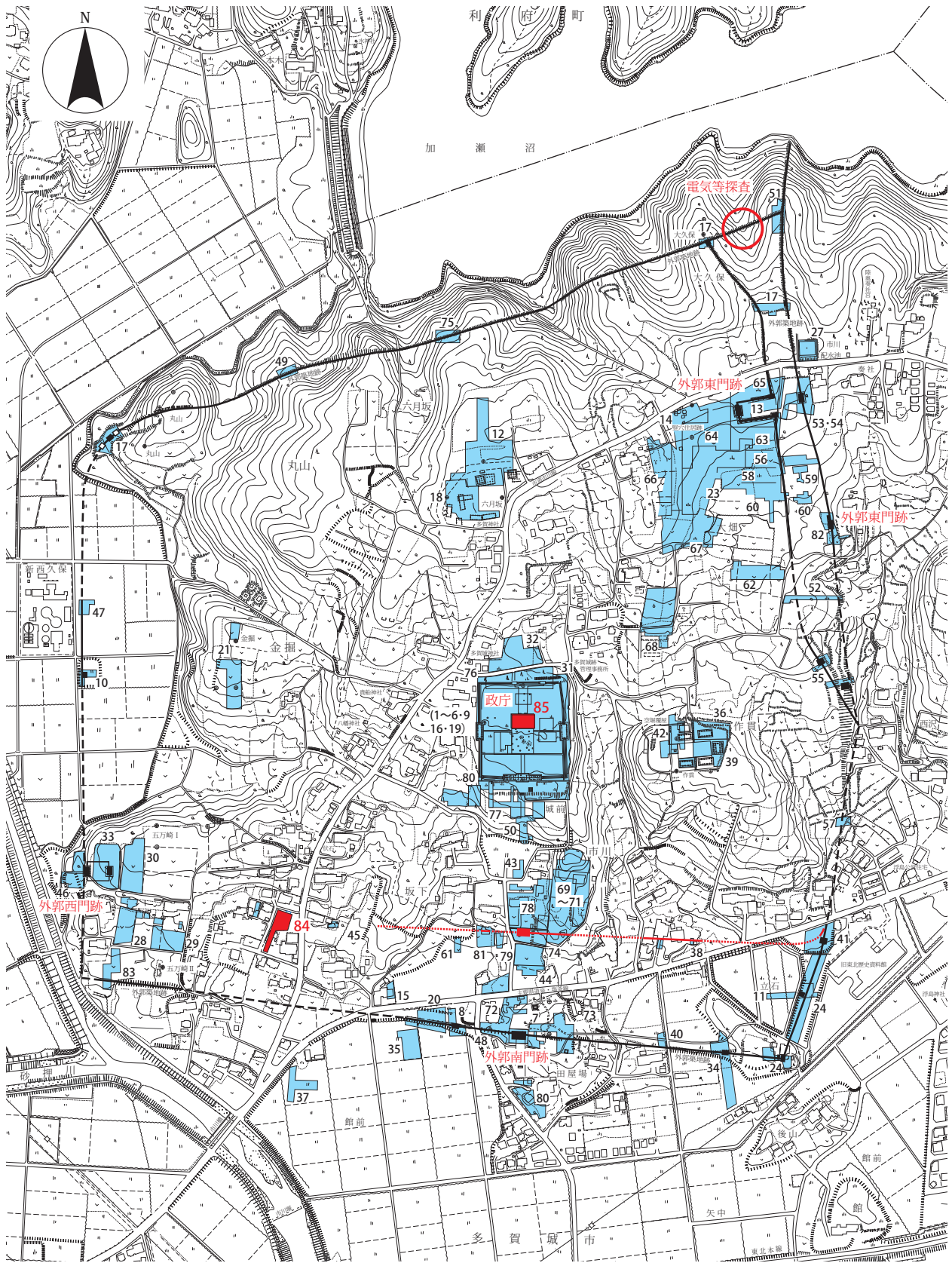
調査対象地(五万崎 28-1~4 番地)は、城外南西の砂押川にかかる市川橋から六月坂地区、大畑地区を経て、外郭東門に至る尾根筋の道路西側の南斜面に造成された宅地内に位置する(図版 2・3)。宅地は階段状に造成されており、対象地は北から上・中・下の三段に分かれている。このうち上段とその西側では昨年度に試掘調査を実施し、周辺の旧地形や柱穴・溝などの遺構を確認している。対象地は現状では南斜面だが、旧地形は西側に南から沢が入るため北東部が高く、南西部が低い緩斜面となっている。

調査では東西に延びる区画施設を検出するため、上・中・下の三段にわたる約 50m の南北に長い調査区を設定した。東西の幅は上段では宅地の形状に沿って調査可能な 16m 前後、中・下段は東側の住宅を考慮して 5m とした。以下では、上段を調査区の北半、中・下段を南半と称す。

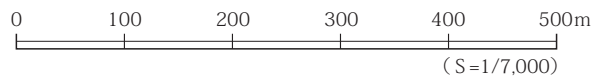
発掘調査は 5 月 8・9 日に北半から重機で表土を除去して開始した。その結果、北半では地表から 0.3 ~ 0.4m 下で掘立柱建物跡や竪穴遺構などの多数の遺構がみられたが、南半は厚さ 0.5 ~ 0.9m の表土直下で岩盤や粘土層が露出し、上面で遺構はみられなかった。地山を含めて大きく削平されていると判断されたため調査は北半で進めることにし、5 月 11 日から本格的な遺構確認作業を始めた。

北半の地形は概ね試掘調査の所見どおりだが、北西部では若干窪んだ状況がみられる。調査区内の層序は第 I ~ IV 層からなり、第 I 層は宅地造成時の盛土を主体とする厚さ 30~40 cm の表土である。造成は 2 ~ 3 回繰返されている。第 II 層は厚さ 10 ~ 20 cm の暗褐色砂質土層で、造成前の表土である。北半南西隅の調査区西壁沿いに堆積する。第 III 層は北西隅に分布する厚さ 10 ~ 25 cm 程の暗褐色砂質土層で、古代の堆積層である。第 IV 層はにぶい黄橙色の砂質土・砂・岩盤や浅黄色粘土の地山である。遺構の確認作業は地山面で行い、多数の遺構が検出されはじめたが、政庁正殿跡の災害復旧工事の開始に伴って正殿跡での第 85 次調査を優先するため、作業は 5 月 28 日に一時中断することとした。

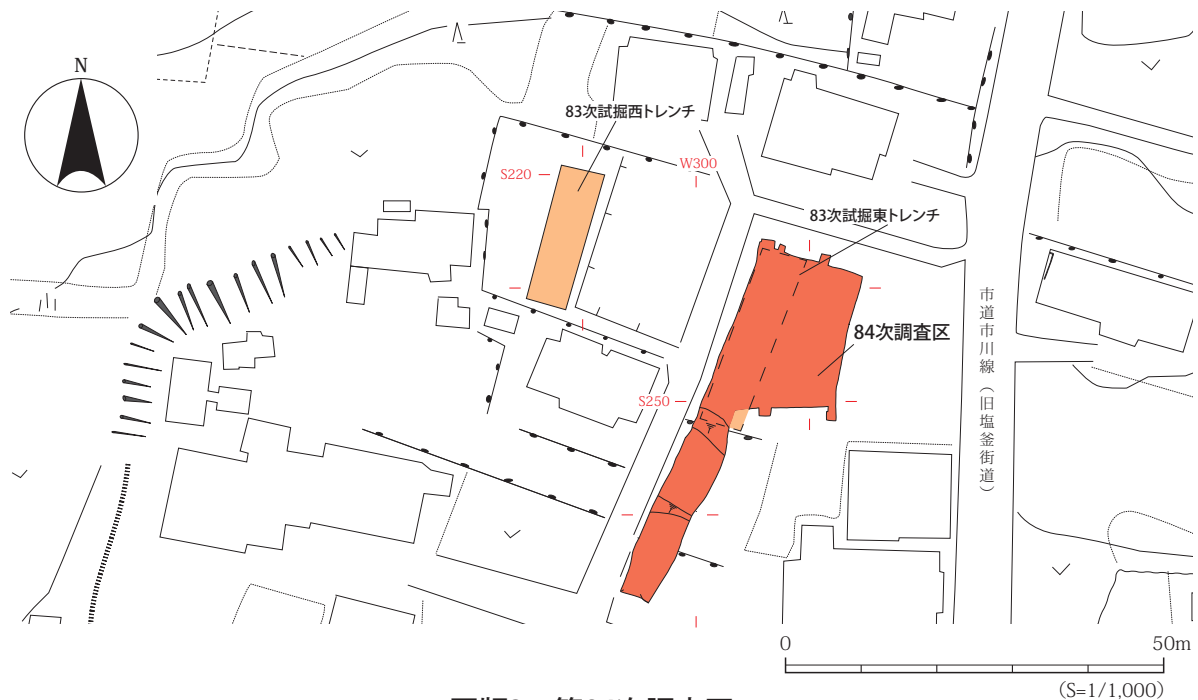
その後、調査は正殿跡での作業が主に図面作成となった段階の 8 月 1 日より再開した。その結果、重複する



- 過去の調査区 (数字は調査回数)
- 第84・85次調査区



図版2 第84・85次調査区の位置



図版3 第84次調査区

多数の掘立柱建物跡、竪穴遺構、溝などを確認したほか、北端で土取り穴とみられる土壌群を検出した。目的とした区画施設は検出されなかったが、土壌群の存在からみて近くにあり、標高の高い調査区外の北側を延びている可能性が高いと推定された。また、掘立柱建物跡などの多数の遺構を検出したことにより五万崎地区東半の状況がはじめて確認できた。

これらの遺構については必要に応じて精査を行い、1/20で平面図を作成し、デジタルカメラで撮影した。平・断面図は、五万崎地区北部に埋設された「五万崎 I」「五万崎 IX」「五万崎 IV」の基準点を用いて作成した。遺構番号は3070番から付し、11月22日には精査と記録作業、及び重機による埋戻しの一切の作業を終了した。その間、10月5日にはラジコンヘリによる航空写真を撮影し、また、10月31日には多賀城跡調査研究委員会を開催のうえ調査成果に関する指導を受けた。

2. 調査の成果

調査区北半で発見した遺構には掘立柱建物跡 11、柱列跡 8、竪穴遺構 8のほか、多数の溝、土壌などがある。また、これらの遺構以外にも柱穴や小穴状の pit が多くみられる。遺物は土師器、須恵器、須恵系土器を主体とし、他に緑釉・灰釉陶器、瓦質土器、中近世陶磁器、硯、軒平瓦、丸・平瓦、石器などが出土している。以下、主な遺構と遺物について述べる。なお、記述のなかで遺構の位置に関する表記はすべて調査区北半での位置を示す。

(1) 掘立柱建物跡

11棟検出した。ほぼ全域に広がっている。調査区の制約のため規模がわかるものは少ないが、総じて小規模な建物跡とみられる。方向が東西・南北の発掘基準線に揃うものが多い。

【SB3070 建物跡】（図版4・5）

北西部に位置する南北3間、東西2間以上の建物跡で、東・南側の柱穴を6個検出した。西側は調査区の外に延びる。SB3071 建物跡、SA3085 柱列跡より古く、SK3096 土壇より新しい。方向は南北の発掘基準線に対して北で約2°西に振れる。

柱痕跡は東側柱列の北から1間目の柱穴で確認したのみで、他は抜取られている。柱痕跡と柱の位置がほぼわかる抜取穴から規模を推定すると、南北は東側柱列で総長7.1m、柱間は南から(2.4)m・(2.4)m・(2.3)mである。東西は南側柱列で総長4.4m以上、柱間は(2.2)m等間である。柱穴は一辺0.7~1.2mの隅丸長方形または隅丸方形で、埋土は地山土を含む褐色シルトである。柱痕跡は径20cmの円形である。

遺物は柱痕跡から土師器甕、須恵器坏・長頸瓶、須恵系土器坏、柱抜取穴から土師器坏・甕、須恵器坏・蓋・短頸壺・甕、平瓦ⅡB類が出土している。

【SB3071 建物跡】（図版4~6）

北西部に位置する南北3間以上、東西2間以上の建物跡で、南・東側の柱穴を5個検出した。調査区北壁でみると、第Ⅲ層から掘込まれている(図版5)。SA3081 柱列跡、SB3070・3080 建物跡、SX3086 竪穴遺構、SK3096 土壇より新しい。方向は南北の発掘基準線に対して北で約1°西に振れる。

柱は抜取られている。柱の位置がほぼわかる抜取穴から規模を推定すると、南北は東側柱列で総長9.3m以上、柱間は南から(2.9)m・(3.1)m・(3.3)mである。東西は南側柱列で東から2.4m・不明である。柱穴は一辺0.7~1.3mの隅丸長方形で、埋土は炭化物・地山土を含む黒褐色砂質シルトである。なお、本建物の柱抜取穴は多量の炭と焼土を含む黒色シルトで埋戻されている。

遺物は柱抜取穴から土師器坏・高台椀(図版6-2)・甕、灰釉陶器椀(1)が出土している。灰釉陶器椀は黒笹14号窯式、または黒笹90号窯式の猿投窯の製品である。また、柱穴の確認段階で土師器坏・甕、須恵器坏・蓋・甕、須恵系土器皿の小片が出土している。

【SB3072 建物跡】（図版4）

中央部に位置する桁行2間、梁行2間の南北棟建物跡で、すべての柱穴を検出した。SA3081 柱列跡、SX3091・3092 竪穴遺構より新しい。方向は南北の発掘基準線に対して北で6°東に振れる。

柱痕跡は3ヶ所で確認した。それらと柱穴から規模を推定すると、桁行は東側柱列で総長4.9m、柱間は北から(2.5)m・(2.4)mである。梁行は南側柱列で総長3.2m、柱間は東から1.5m・1.7mである。柱穴は一辺0.4~0.9mの隅丸長方形のものを主体とする。柱痕跡は径20cmの円形を呈す。

【SB3073 建物跡】（図版4・6）

南西部に位置する南北2間以上、東西2間の建物跡で、北側の柱穴を5個検出した。南側は調査区の外に延びる。SB3117 建物跡、SX3089 竪穴遺構より古く、SX3087・3088 竪穴遺構、SD3101 溝より新しい。方向は発掘基準線にほぼ一致する。

柱痕跡は北側柱列中央の柱穴で検出した。他の柱は抜取られている。柱痕跡と柱の位置がほぼわかる抜取穴から規模を推定すると、南北は東側柱列で総長2.4m以上、東西は北側柱列で総長4.4m、柱間は東から(2.4)m・(2.0)mである。柱穴は主に一辺0.7~0.9mの隅丸長方形で、柱痕跡は径20cmの円形を呈す。

遺物は柱抜取穴から土師器坏・甕、須恵器坏・高坏・蓋(図版6-3・4)・長頸瓶(7)・鉢・甕、須恵

系土器坏、丸瓦ⅡB類、平瓦ⅡB類が出土している。須恵器坏には底部の特徴がヘラ切り後にナデ調整されるもの(5)、切り離し後に回転ヘラ削り調整されるもの(6)がある。他に柱穴の確認段階で土師器坏・甕、須恵器甕の小片が出土している。

【SB3074 建物跡】 (図版 4)

南東部に位置する東西2間、南北1間以上の建物跡で、北・西側の柱穴を4個検出した。南側は調査区の外に延びる。SB3075 建物跡より古く、SB3079 建物跡・SX3090 竪穴遺構より新しい。方向は東西の発掘基準線に対して東で南に8°振れる。

柱痕跡は北東隅の柱穴で確認した。他は抜取られている。柱痕跡と柱の位置がほぼわかる抜取穴から規模を推定すると、東西は北側柱列で総長4.8m、柱間は西から(2.4)m・(2.4)mである。南北は西側柱列で総長2.0m以上である。柱穴は一辺0.7~1.2mの隅丸長方形で、埋土は地山土を含む褐色シルトである。柱痕跡は径20cmの円形を呈す。

遺物は柱穴の確認段階で土師器坏、須恵器甕、須恵系土器坏の小片が出土している。

【SB3075 建物跡】 (図版 4)

南東部に位置する東西3間、南北1間以上の建物跡で、北・東側の柱穴を6個検出した。南側は調査区の外に延びる。SB3074・3079 建物跡、SX3090 竪穴遺構より新しい。方向は東西の発掘基準線に対して東で南に1°振れる。

柱は抜取られている。柱の位置がほぼわかる抜取穴から規模を推定すると、東西は北側柱列で総長6.2m、柱間は東から(2.2)m・(2.2)m・(1.8)mである。南北は東側柱列で総長2.4m以上である。柱穴は一辺0.7~0.8mの隅丸方形や隅丸長方形で、埋土は炭化物・地山土を少し含む黒色シルトである。

遺物は柱穴の確認段階で土師器坏・甕、須恵器坏・蓋・長頸瓶、須恵系土器坏・高台坏の小片が出土している。

【SB3077 建物跡】 (図版 4・7・8)

北西部に位置する桁行3間、梁行2間の東西棟建物跡で、南東隅以外の柱穴を検出した。調査区北壁で見ると、第Ⅲ層から掘り込まれている(図版8)。SB3071 建物跡、SA3081 柱列跡、SD3113 溝より古く、SX3086竪穴遺構、SK3094・3095・3096・3100 土壇、SD3111・3112 溝より新しい。方向は東西の発掘基準線に対して東で南に1°振れる。

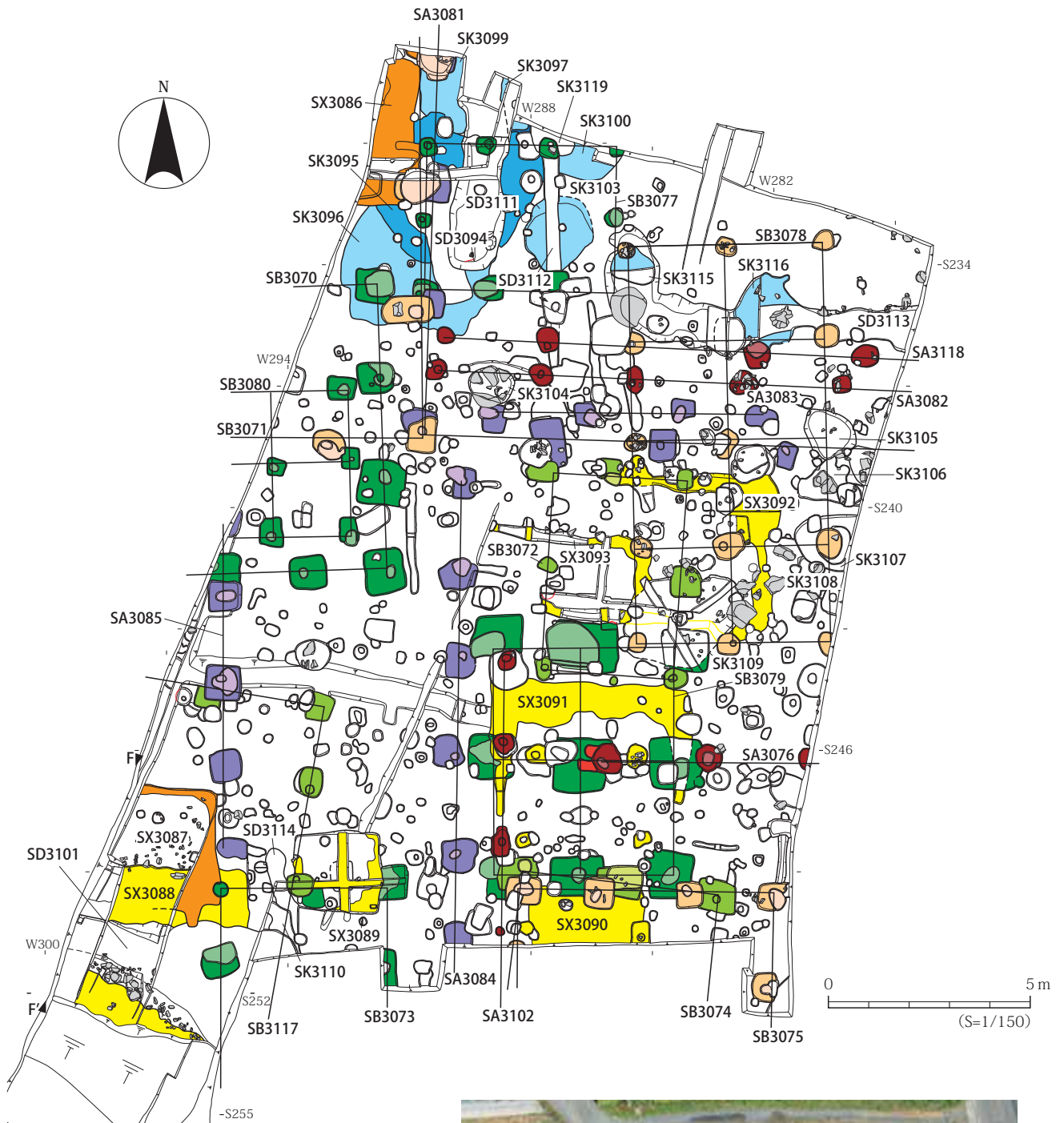
柱痕跡は4ヶ所で確認した。建物の規模は桁行が北側柱列で総長4.5m、柱間は(1.5)m等間である。梁行は西側柱列で総長3.7m、柱間は北から1.8・1.9mである。柱穴は一辺0.4~0.6mの隅丸長方形で、埋土は地山土を多く含む褐色砂質シルトである。柱痕跡は径15cm前後の円形を呈す。

遺物は柱抜取穴から土師器甕、須恵器甕の小片、柱穴の確認段階で土師器甕の小片が出土している。

【SB3078 建物跡】 (図版 4~6)

北東部に位置する桁行4間、梁行2間の総柱、または床束を持つ南北棟建物跡である。SK3105 土壇より古く、SX3092・3093 竪穴遺構、SK3107・3109・3115 土壇より新しい。方向は南北の発掘基準線に対して北で西に2°振れる。

柱痕跡は南妻中央とその一つ北の柱穴で確認した。それらと柱穴のほぼ中心で規模を推定すると、桁行



- 北端の土壌群
- SB3070・3073・3077・3079・3080 建物跡
- SB3072・3074・3117 建物跡
- SB3071・3075・3078 建物跡
- SA3081・3083・3084・3085 柱列跡
- SA3076・3082・3102・3118 柱列跡
- SX3086・3087 竪穴遺構
- SX3088～3093 竪穴遺構



写真

図版4 調査区北半の遺構



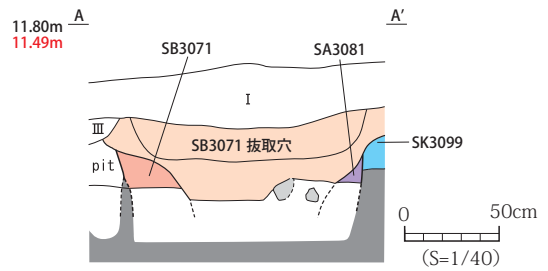
SB3070・3080 (南から)



SB3071 (南から)



SB3071・SA3081 柱穴断面写真 (南から)



SB3071・SA3081 柱穴断面



SB3078 (北から)

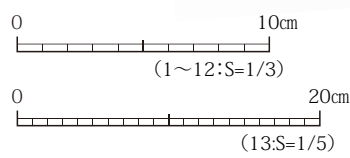
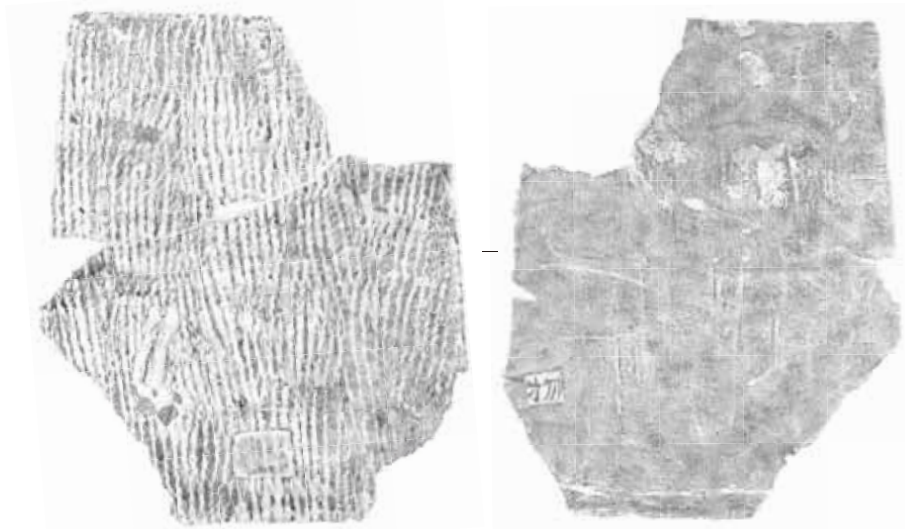
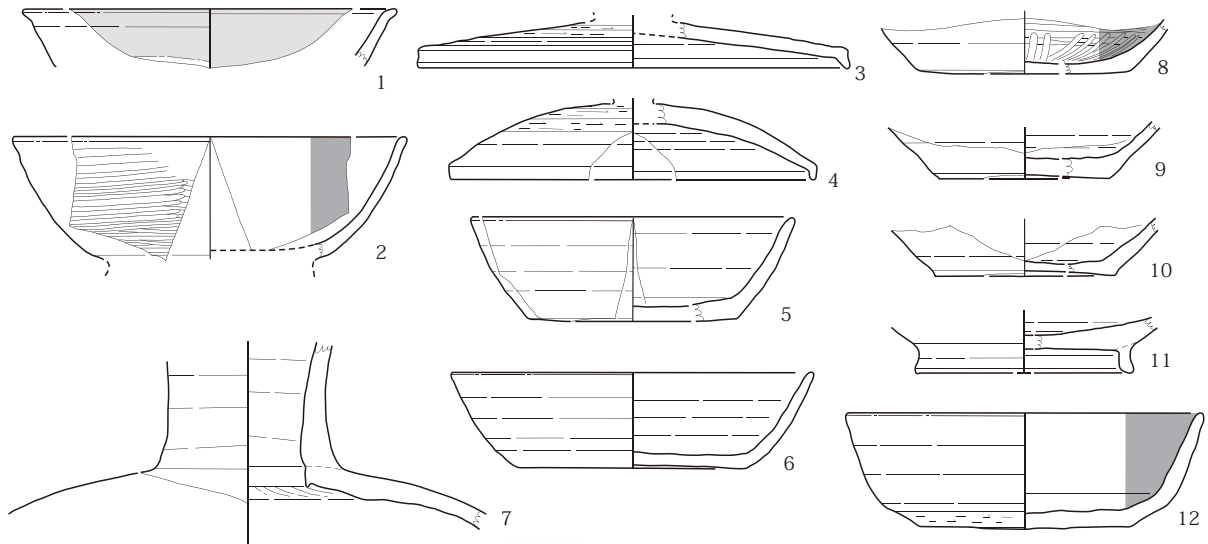


SB3079 (南から)



南東部の建物群 (西から)

図版 5 掘立柱建物跡



No.	出土遺構	種類	残存	口径	底径	器高	特徴	写真図版	登録	箱番号	
1	SB3071・S3E1抜取	灰釉陶器 椀	口縁のみ	(14.6)	—	(2.3)	内面全面施釉 猿投窯産 黒笹14号～黒笹90号窯式	12-13	R-1	B15248	
2	SB3071・S1E2抜取	土師器 高台椀	1/5	(15.4)	—	(4.9)	ロクロ調整 内面黒色処理 内外面ミガキ		R-2	B15248	
3	SB3073・N2E3抜取	須恵器 蓋	1/4	(17.0)	—	(1.8)	天井部：回転ケズリ	12-2	R-3	B15248	
4	SB3073・N2E3抜取	須恵器 蓋	1/4	(14.6)	—	(3.0)	天井部：回転ケズリ	12-1	R-4	B15248	
5	SB3073・N2E3抜取	須恵器 坏	1/4	(12.6)	(8.1)	4.1	底部：回転ヘラ切り→ナデ 口縁部スス付着	12-4	R-5	B15248	
6	SB3073・N2E3抜取	須恵器 坏	2/5	—	9.0	3.9	底部：回転ケズリ	12-3	R-6	B15248	
7	SB3073・N2E3抜取	須恵器 長頸瓶	1/3	—	—	(7.3)	胴部内面絞り目 2段構成	12-5	R-7	B15248	
8	SB3078・N5E2確認	土師器 坏	1/3	—	(8.4)	(2.2)	ロクロ調整 内面：黒色処理、ミガキ 底部：手持ちケズリ		R-8	B15248	
9	SB3078・N5E2確認	須恵器 坏	1/3	—	(6.8)	(2.2)	底部：回転ヘラ切り		R-9	B15248	
10	SB3078・N5E2確認	須恵器 坏	1/4	—	(7.2)	(2.3)	底部：回転糸切り		R-10	B15248	
11	SB3078・N5E2確認	須恵器 高台坏	1/4	—	(8.4)	(2.3)	底部：回転ヘラ切り→回転ケズリ→ナデ		R-11	B15248	
12	SX3086床面	土師器 坏	2/5	(14.0)	(8.2)	4.6	ロクロ調整 内面：黒色処理 ミガキ 体部下端：回転ケズリ 底部：手持ちケズリ	12-6	R-12	B15250	
No.	出土遺構	種類	残存	長さ	幅		厚さ	特徴	写真図版	登録	箱番号
					狭端	広端					
13	SX3086カマド崩落土	平瓦	4/5	33.3	—	—	1.8	ⅡB類-aタイプ1 凹面広端部左隅に刻印「物」 A 凸面広端部中央に方形圧痕		R-13	B15250

図版6 建物・竪穴遺構出土遺物

は西側柱列で総長 9.8m、柱間は北から (2.3) m・(2.5) m・(2.6) m・(2.4) m である。梁行は北側柱列で総長 4.9m、柱間は東から (2.4) m・(2.5) m である。柱穴は長径 0.4～0.7m の楕円形を呈す。埋土は炭化物・地山土を含む黒色シルトで、礫を多く含むものがある。柱痕跡は径 15cm 前後の円形を呈す。

遺物は柱穴の確認段階で土師器環・蓋、須恵器環・高台環 (図版 6-11)、平瓦 I A 類・II B 類が出土している。土師器にはロクロ調整で底部の切離し後に手持削り調整された環 (8)、須恵器環には底部の特徴がヘラ切り無調整 (9)、回転糸切り無調整 (10) のものがある。

【SB3079 建物跡】 (図版 4・5)

南東部に位置する桁行 2 間、梁行 2 間の南北棟総柱建物跡で、すべての柱穴を検出した。SB3074・3075 建物跡、SX3091・3092 竪穴遺構、SK3109 土壌より古く、SX3090 竪穴遺構より新しい。方向は発掘基準線にほぼ揃う。

柱は抜取られている。柱の位置がほぼわかる抜取穴および柱穴の中心などから規模を推定すると、桁行は東側柱列で総長 5.6m、柱間は北から (2.9) m・(2.7) m である。梁行は北側柱列で総長 4.7m、柱間は東から (2.6) m・(2.1) m である。柱穴は一辺 1.2～1.4m の隅丸長方形で、埋土は地山土を多く含む黄褐色シルトである。

遺物は柱抜取穴から土師器環、須恵器環、須恵系土器の小片が出土している。また、柱穴の確認段階で土師器環・甕、須恵器環・長頸瓶・甕の小片が出土している。

【SB3080 建物跡】 (図版 4・5)

調査区西壁の中央付近で検出した東西 1 間以上、南北 2 間の総柱、または床束を持つとみられる建物跡で、東側の柱穴を 5 個検出した。西側は調査区の外に延びている。SB3071 建物跡より古い。方向は発掘基準線にほぼ揃う。

柱は抜取られている。柱の位置がほぼわかる抜取穴から規模を推定すると、東西は東側 1 間分で 2.0m、南北は東側柱列で総長 3.6m、柱間は北から (1.9) m・(1.7) m である。柱穴は一辺 0.5～0.8m の隅丸長方形で、埋土は地山土を多量に含む褐色粘土質シルトである。

遺物は柱穴の確認段階で土師器環・甕、須恵器環、石器の小片が出土している。

【SB3117 建物跡】 (図版 4)

南西部に位置する南北 3 間以上、東西 2 間以上の建物跡で、東・北側の柱穴を 4 個検出した。SA3085 柱列跡より古く、SB3073 建物跡、SX3089 竪穴遺構より新しい。方向は北で東に 8° 振れる。

柱痕跡は 2ヶ所確認した。それらと柱穴のほぼ中心で規模を推定すると、南北は東側柱列で総長 4.3m 以上、柱間は北から (2.0)・(2.3) m である。東西は北側柱列で総長 2.8m 以上である。柱穴は一辺 0.5～0.7m の隅丸長方形で、柱痕跡は径 20cm の円形を呈す。

遺物は柱穴の確認段階で土師器環・甕、須恵器環・蓋・甕の小片が出土している。

(2) 柱列跡

8 条検出した。東西方向や南北方向に延びるもの、L 状のものがある。L 状の SA3081 の東西部分や東西方向の SA3082・3083・3118 は北側の幅が南北 4m 程の場所に集中してみられる。

【SA3076 柱列跡】（図版 4）

南東部で検出した東西 2 間以上の柱列跡である。東側は調査区の外に延びる可能性がある。SB3079 建物跡、SX3091 竪穴遺構より新しい。方向は東西の発掘基準線に対し東で北に 1° 振れる。

柱は抜取られているが、柱の位置がほぼわかる抜取穴で推定すると、柱間は西から 2.5m・(2.6) m である。柱穴は長軸 0.6~0.7m の楕円形で、埋土は黒色シルトである。

遺物は出土していない。

【SA3081 柱列跡】（図版 4・5）

北側に位置する L 状の柱列跡で、南北 3 間以上、東西 3 間以上のものである。南北・東西方向の柱列はほぼ直角に接続する。また、北側と東側は調査区の外に延びる可能性がある。SB3071・3072 建物跡より古く、SB3077 建物跡、SK3094・3095・3096・3099 土壇より新しい。方向は南北方向の柱列で発掘基準線に対して北で東に 2° 振れる。

柱痕跡は南西隅から 2 間目の柱穴で確認したのみである。柱穴の中心で柱間を推定すると、南北が南から (2.9) m・(3.0) m・(3.2) m、東西が西から (3.2) m・(2.7) m・(3.1) m である。柱穴は一辺 0.5~1.2m の隅丸長方形で、埋土は炭化物と地山土を含むにふい黄褐色砂質シルトである。柱痕跡は径 20cm の円形を呈す。

遺物は出土していない。

【SA3082 柱列跡】（図版 4・10）

北側で検出した東西 4 間以上の柱列跡である。東側は調査区の外に延びる可能性がある。方向は東西の発掘基準線に対して東で南に 2° 振れる。

柱痕跡は 3 ケ所で確認した。柱間は西から 2.5m・2.3m・(2.8) m・(2.5) m である。柱穴は長径 0.4~0.7m の楕円形のものが主体で、埋土は黄褐色粘土質シルトである。柱痕跡は径 20cm の円形を呈す。

遺物は柱穴の確認段階で土師器坏・甕、須恵器甕、須恵系土器坏、灰釉陶器瓶、平瓦 II B 類が出土している。灰釉陶器は猿投窯の黒笹 14 号窯式、または黒笹 90 号窯式の長頸瓶である（図版 10 - 1）。

【SA3083 柱列跡】（図版 4・10）

北側で検出した東西 3 間の柱列跡である。方向は発掘基準線に対して東で南に 2° 振れている。

柱は抜取られている。柱位置がほぼわかる抜取穴で規模を推定すると、総長は 6.7m、柱間は東から (2.1) m・(2.3) m・(2.3) m である。柱穴は一辺 0.4~0.7m の隅丸長方形で、埋土は地山土を含む褐色シルトである。

遺物は柱穴の確認段階で土師器坏・甕、須恵器坏・高台坏（図版 10 - 2）・甕、須恵系土器坏・皿が出土している。

【SA3084 柱列跡】（図版 4）

南側の中央で検出した南北 5 間以上の柱列跡で、南側は調査区の外に延びる可能性がある。SB3079 建物跡より古い。方向は南北の発掘基準線にほぼ揃う。

柱は抜取られているが、柱の位置がほぼわかる抜取穴で推定すると、柱間は北から (2.3) m・(2.1) m・(2.5) m・(2.4) m・(1.9) m である。柱穴は一辺 0.6~0.8m の隅丸長方形で、埋土は黄褐色シルトである。

遺物は出土していない。

【SA3085 柱列跡】（図版 4）

南側の調査区西壁付近で検出した南北 4 間以上の柱列跡で、北側は調査区の外に延びる可能性がある。SB3070 建物跡より新しい。方向は南北の発掘基準線にほぼ揃う。

柱痕跡は検出されていない。柱の位置がほぼわかる抜取穴および柱穴の概ね中心で推定すると、柱間は北から (2.1)m・(2.2)m・(2.0)m・(1.8)m である。柱穴は一辺 0.7~0.9m の隅丸長方形で、埋土は地山土を少量含む暗褐色シルトである。

遺物は出土していない。

【SA3102 柱列跡】（図版 4）

南側の中央で検出した南北 3 間以上の柱列跡で、南側は調査区の外に延びる可能性がある。SX3091 竪穴遺構より新しい。方向は南北の発掘基準線に対して北で東に 1° 振れる。

柱痕跡は 4 ヶ所確認しており、柱間は北から 2.0m・2.6m・2.2m である。柱穴は長軸 0.5~0.7m の楕円形で、柱痕跡は径 20cm の円形を呈す。

遺物は柱穴の確認段階で丸瓦Ⅱ B 類、平瓦Ⅱ B 類の破片が出土している。

【SA3118 柱列跡】（図版 4）

北側で検出した東西 4 間以上の柱列跡で、東側は調査区の外に延びる可能性がある。SB3078 建物跡より古く、SD3112 溝より新しい。方向は東西の発掘基準線に対し東で南に 2° 振れる。

柱痕跡は 2 ヶ所確認しており、柱間は西から (2.5) m・(5.2:2 間分) m・(2.5) m である。柱穴は、長軸 0.4~0.7m の楕円形で、柱痕跡は径 20cm の円形を呈す。

遺物は柱穴の確認段階で土師器坏・椀、須恵器甕・長頸瓶、須恵系土器坏が出土している。

(3) 竪穴遺構

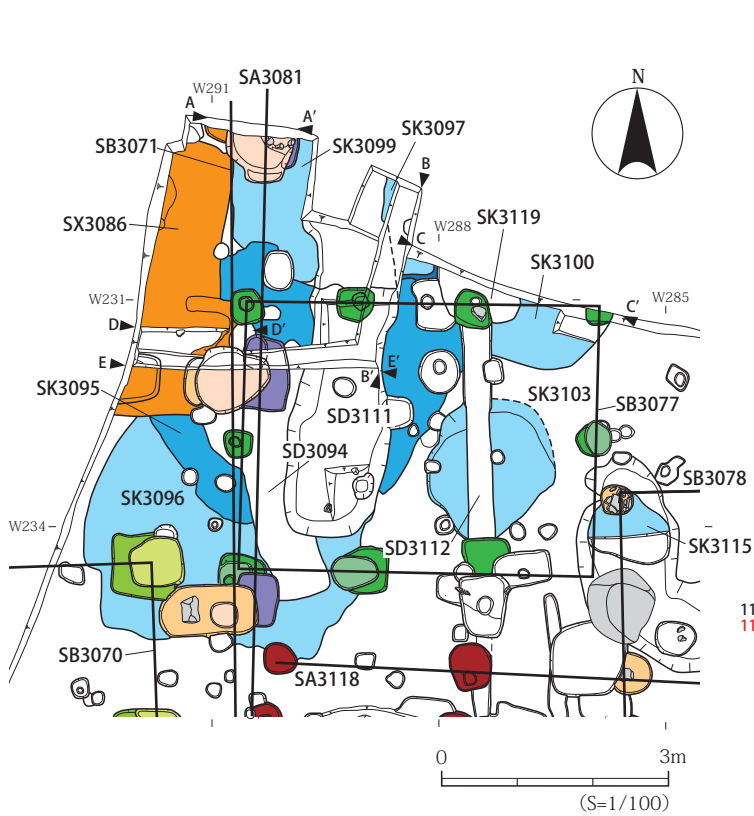
北西隅で SX3086、中央部から南側で SX3087 ~ 3093 を検出した。残りの良くないものや部分的な検出にとどまるものが多い。また、精査も部分的であるため、以下では確認できた事項のみを記す。

【SX3086 竪穴遺構】（図版 4・6 ~ 8）

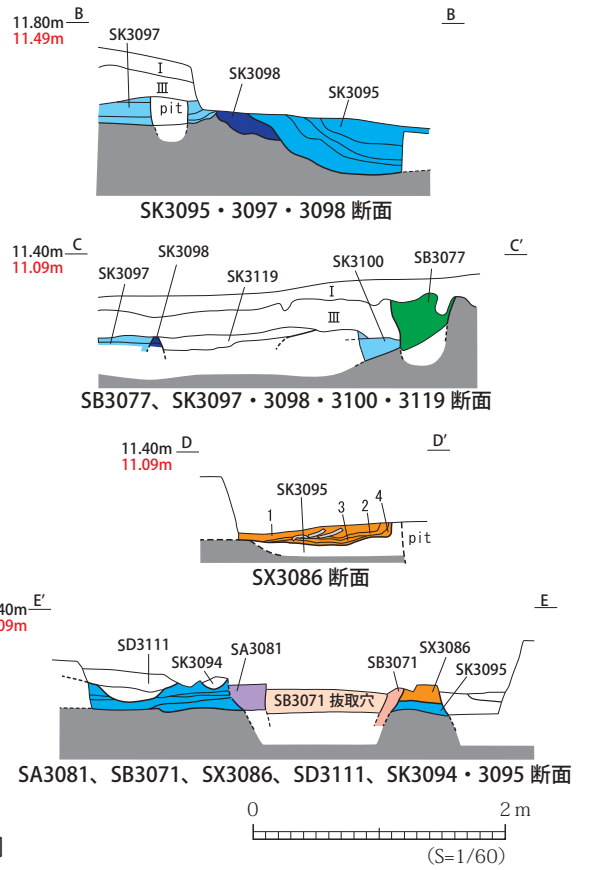
北西隅で遺構の東側部分を検出した。西側は調査区の外にある。平面形は南北 3.5m、東西 2.2m 以上の方形、または長方形で、東辺の中央南よりにカマドが布設されている。SK3099・3095・3096 土壌より新しく、SB3071・3077 建物跡より古い。方向は東辺で南北の発掘基準線にほぼ揃う。

部分的に精査したカマド南半でみると、床は地山および SK3095 土壌の埋土を床面とする。ほぼ、平坦である。カマドは黄褐色粘土質シルトを積んで構築されており、側壁は最大で高さ 15 cm が残存する。燃焼部の規模は内幅・奥行とも 60 cm である。底面に赤変硬化した焼面はみられなかったが、直上には炭と焼土を含む薄い灰層が堆積していた。それより上の堆積土は、炭化物を含むにぶい黄褐色の砂質シルトである。

遺物は、床面から土師器坏、カマド崩落土から土師器坏、須恵器坏・甕、丸瓦Ⅱ B 類、平瓦Ⅱ B 類、堆積土から土師器甕、須恵器甕が出土している。床面出土土師器坏にはロクロ調整で底部と体部下半が回転ヘラ削り調整されるもの（図版 6—12）、カマド崩落土出土平瓦には「物」A の刻印のあるものがある（図版 6—13、図版 8）。



〔北西部平・断面図〕



北西部遺構検出状況（南から）



北西部遺構検出状況（西から）



SX3086 と土壌群（西から）

図版7 SX3086 竪穴遺構と北西部の土壌1



SX3086、SA3081・SB3071 重複状況 (西から)



SX3086 カマド (西から)



SX3086 カマド断面 (南から)



SX3086 カマド出土刻印瓦 (西から)



SK3100 と SB3077 (南西から)



SK3100・SB3077 断面 (南から)



SK3095・3097・3098 断面 (南西から)

図版 8 SX3086 竪穴遺構と北西部の土壌 2

【SX3087 竪穴遺構】（図版4・9）

南西部で遺構の東側部分を検出した。西側は調査区の外にある。平面形は南北2.9m、東西3.3m以上の長方形で、南辺東端にカマドが布設されている。SB3073 建物跡より古く、SX3088 竪穴遺構・SD3101 溝より新しい。方向は東辺で南北の発掘基準線にほぼ揃う。

本遺構は試掘調査時に一部を床面まで掘り下げている。床は地山を床面とし、多少の凹凸を持って南側へ緩やかに傾斜する。壁はほぼ直立しており、高さは最大8cmある。床面の北辺から東辺では幅15～30cmの周溝を検出した。深さは調査区西壁で約10cmであり、堆積土は地山ブロックを含む褐色砂質シルトである。竪穴遺構内の堆積土は、炭化物を少量含む暗褐色砂質シルトである。

遺物は、堆積土から土師器坏・甕、須恵器坏・蓋・甕、丸瓦、平瓦ⅡB類の破片が出土している。土師器坏にはロクロ調整のものがある。

【SX3088 竪穴遺構】（図版4・9）

南西部で検出した。南側は宅地の造成で削られており、西側は調査区の外にある。平面形は南北4.3m以上、東西3.3m以上の長方形または方形とみられる。SX3087 竪穴遺構、SD3101 溝より古い。方向は、北辺でみると東西の発掘基準線にほぼ揃う。

床面まで掘下げた調査区の西壁沿いでみると、床は地山を床面とし、ほぼ平坦である。壁は床面からほぼ直立して立ち上がり、高さは30cmある。また、床面の北辺では幅20cm、深さ約10cmの周溝と壁材の痕跡を検出している。床面直上では厚さ1～3cmの炭層の堆積が認められ、周溝を覆って壁材痕跡の手前まで及ぶ。炭層より上は炭化物と鉄滓を少量含むにぶい黄褐色砂質シルトで、人為的に埋め戻されている。

遺物は出土していない。

【SX3089 竪穴遺構】（図版4・9）

南西部で検出した。平面形は南北2.0m、東西2.7mの長方形である。SB3073 建物跡より新しく、SB3117 建物跡より古い。方向は各辺とも発掘基準線に概ね揃う。

床は地山と掘方埋土を床面とし、ほぼ平坦である。壁は床面から直立し、高さは北辺で約20cmある。床面の東・西辺では幅10～20cmの周溝がみられた。竪穴遺構内の堆積土は地山ブロックを含むにぶい黄褐色砂質シルトである。

遺物は堆積土から土師器坏・甕、須恵器甕・長頸瓶の破片が出土している。

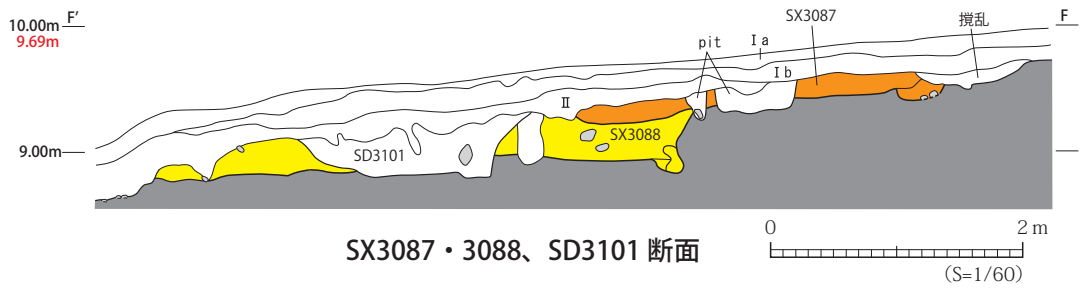
【SX3090 竪穴遺構】（図版4・9）

南東部で遺構の北側部分を検出した。南側は調査区の外にある。平面形は南北1.4m以上、東西2.9mの長方形とみられる。SB3073・3075・3079 建物跡、SX3091 竪穴遺構（支柱穴）より古い。方向は各辺とも概ね発掘基準線に揃う。精査をしていないため詳細は不明だが、堆積土には焼土や炭が含まれている。

遺物は出土していない。

【SX3091 竪穴遺構】（図版4・9・10）

南東部で検出した。床面以下まで削られているが、冂状に分布する掘方埋土、東西対称に並ぶ6個の柱穴、焼土pitなどを確認している。平面形は、掘方埋土の範囲と支柱穴の配置から南北6.5m以上、東西約5.0mの南北に長い長方形とみられる。SA3076・3102 柱列跡、SB3072 建物跡より古く、SB3079 建物跡、



SX3087・3088、SD3101 (東から)



SX3087・3088・3089 (西から)



SX3087・3088、SD3101 断面 (西から)



SX3089 (南から)



SX3090・3091 (南から)

図版9 SX3087～3091 竪穴遺構、SD3101 溝

SX3090 竪穴遺構より新しい。方向は掘方埋土の北辺でみると、東西の発掘基準線に対して東で若干南に振れる。

支柱穴は南北2間以上、東西1間の配置をとり、柱痕跡は3ヶ所で確認した。柱間は南北が西側柱列で北から2.1m・(2.2)m、東西が北端で2.5mである。柱穴は長径35～65cmの楕円形や隅丸長方形で、柱痕跡は径20cmの円形を呈す。焼土 pit は北端支柱穴の中間で2個検出した。東側がSA3076の柱穴に壊されているが、東西40～50cm以上、南北が25cm前後の東西に細長い pit で、壁面が焼けて赤色に硬化しており、炭の混じる焼土を埋土としている。

遺物は支柱穴の確認段階で土師器坏、須恵器坏・長頸瓶・甕、須恵系土器坏・高台坏、緑釉陶器碗が出土している。緑釉陶器碗(図版10-3)は京都系の軟質のものである。

【SX3092・3093 竪穴遺構】 (図版4)

ともに中央部東側で検出した竪穴遺構で、床面以下まで削られており、コ字状や-状に分布する掘方埋土が残る。平面形は掘方埋土の範囲からSX3092が東西5.7m以上、南北約4.0m、SX3093が東西4.1m以上、南北1.5m以上の東西に長い長方形とみられる。重複関係はSX3092がSB3072・3078建物跡、SK3109土壌より古く、SB3079建物跡より新しい。SX3093はSB3078建物跡、SK3109土壌より古い。方向はともに掘方埋土北辺でみると、東西の発掘基準線に対して東で若干南に振れる。

遺物はSX3092の掘方埋土から土師器坏、須恵器坏・甕が出土している。

(4) 溝

多数確認した。以下、主な溝について述べる。

【SD3094 溝】 (図版4・7)

北西部で検出した南北溝で、SK3095土壌上面からSK3096土壌上面にかけて延びる。SK3095土壌上にある北端は楕円形の土壌状に膨らみをもち、南に向かって細くなる。SB3071建物跡、SA3081柱列跡、SD3111溝より古く、SK3095・3096土壌より新しい。方向は南北の発掘基準線に対して北で西に約13°振れる。

規模は長さが3.4m以上、幅が1.1～1.5mで、深さは0.1mである。堆積土は第Ⅲ層と同種の暗褐色砂質土による自然流入土である。

遺物は出土していない。

【SD3101 溝】 (図版4・10)

南西隅で検出した東西溝で、両端は調査区外に延びている。SB3073建物跡、SX3087竪穴遺構より古く、SX3088竪穴遺構、SK3110土壌より新しい。方向は東西の発掘基準線に対して東で南に約18°振れる。

規模は長さが6.0m以上で、幅は東側が広く、調査区東壁で上幅3.5m、西壁で上幅1.9m、下幅1.1mである。断面形は逆台形で、深さは0.4mである。堆積土は上層と下層に大別される。下層は地山ブロックを含むにぶい黄褐色土による人為的な埋土で、南側の壁際では径10～30cmの多数の石がみられる。上層は炭化物を含む褐色シルトによる自然流入土である。

遺物は、下層から土師器坏・甕(図版10-4)、須恵器甕が出土している。

【SD3111 溝】（図版 4・7・10）

北西部で検出した南北溝で、調査区外の北側から SK3097・3099 土壌上面、SK3095・3096 土壌上面へやや東に湾曲して延びる。調査区北壁で見ると、第Ⅲ層から掘り込まれている。SB3077 建物跡より古く、SD3094 溝、SK3095～3097・3099 土壌より新しい。方向は南北の発掘基準線に対して北で東に約 3° 振れる。

規模は長さが 5.0m 以上、幅が 1.0～1.3m で、深さは 0.4m である。断面形は U 字形で、堆積土は第Ⅲ層と同種の暗褐色砂質土による自然流入土である。

遺物は堆積土下層の底面付近で非ロクロ調整の土師器碗が出土している（図版 10 - 5）。

【SD3112 溝】（図版 4・7）

北西部で検出した南北溝である。北側の SK3119 土壌とは堆積土が同一であることから一連とみられる。SB3077 建物跡、SA3118 柱列跡より古く、SK3095・3100・3103 土壌より新しい。方向は南北の発掘基準線に対して北で西に約 3° 振れる。

規模は長さ 6.1m 以上、幅が 0.4m である。堆積土はⅢ層と同種の暗褐色砂質土で自然流入土である。

遺物は出土していない。

【SD3113 溝】（図版 4）

北端中央部から L 字状に発して東に延びる東西溝である。東側は調査区の外に延びる。SB3078 建物跡より古く、SB3077 建物跡、SK3116・3115 土壌より新しい。方向は東西の発掘基準線に対して東で南に約 3° 振れる。

規模は長さが 9.3m 以上、幅が 0.5～1.4m で、深さは 0.1m である。断面形は皿状で、堆積土は黒褐色シルトによる自然流入土である。

遺物は堆積土から土師器杯・甕、須恵器甕・長頸瓶、須恵系土器杯・高台杯が出土している。

（5）土壌

多数確認した。北側に多く分布し、特に北西部からその東側で密集している。主な土壌について述べる。

【SK3095～3100 土壌】（図版 4・7・8）

これらは北西隅でまとまって検出された土壌である。埋土の違いや外回りの全体の輪郭から 6 つに分けたが、いずれも人為的に埋め戻されており、他にも同様の特徴がみられることから一括して述べる。

各土壌の平面形は楕円形である。地山面で確認したが、調査区の北壁で見ると、SK3097～3100 土壌は第Ⅲ層に覆われている。また、同じ範囲に分布する SB3070・3071・3077 建物跡、SA3081・3118 柱列跡、SX3086 竪穴遺構、SD3094・3111～3112 溝などの他の遺構との重複関係ではすべて土壌が古い。

規模が明らかなものはないが、SX3095・3096・3100 などからみて、大きさは 2.0～4.0m 程と思われる。深さは確認した所で 0.2～0.45m で、各土壌で一定しない。堆積土は地山ブロックを多量に含むにぶい黄褐色砂質シルト、明黄褐色シルト、褐色や暗褐色の粘土質シルトで人為的に埋め戻されており、SK3096 以外の土壌の上面付近では第Ⅲ層と同質の暗褐色砂質土の堆積が認められた。

遺物は出土していない。

【SK3103 土壌】 (図版 4)

北西部で検出した楕円形の土壌である。SB3077 建物跡、SD3112 溝より古い。方向は長軸で南北の発掘基準線に対して東に 23° 振れる。規模は長軸が 2.0m、短軸が 1.6m である。堆積土は地山ブロックを含む暗褐色シルトで、人為的に埋め戻されている。

遺物は出土していない。

【SK3105 土壌】 (図版 4)

北東部の東壁沿いで検出した楕円形の土壌である。SB3078 建物跡、SK3106 土壌より新しい。方向は長軸で東西の発掘基準線に対して南に 30° 振れる。規模は長軸が 1.4m、短軸が 1.1m である。堆積土は黒色シルトで、自然流入土である。

遺物は出土していない。

【SK3109 土壌】 (図版 4)

中央部の東寄りで検出した楕円形の土壌である。SB3072・3078 建物跡より古く、SB3079 建物跡、SX 3092・3093 竪穴遺構より新しい。方向は長軸で東西の発掘基準線に対して北に 35° 振れる。規模は長軸が 3.1m、短軸が 2.2m で、深さは 0.15m 前後である。断面形は皿状で、堆積土は焼土と多量の炭化物を含む黒色シルトである。

遺物は出土していない。

【SK3115 土壌】 (図版 4)

北端中央部で検出した楕円形の土壌である。SB3078 建物跡、SD3113 溝より古い。方向は長軸で東西の発掘基準線に対して南に 24° 振れる。規模は長軸が 1.1m、短軸が 0.9m で、深さは 5cm である。堆積土は地山ブロックを含む暗褐色シルトで人為的に埋め戻されている。

遺物は出土していない。

【SK3116 土壌】 (図版 4)

北東部で検出した楕円形の土壌である。SA3118 柱列跡、SD3113 溝より古い。方向は長軸で南北の発掘基準線に対して西に 2° 振れる。規模は長軸が 1.8m、短軸が 1.4m で、深さは 0.2m である。堆積土は地山ブロックを含む暗褐色粘土質シルトで人為的に埋め戻されている。

遺物は出土していない。

(6) その他の遺構、および表土の出土遺物

これまで示した以外にも柱穴や pit などの遺構、及び表土から遺物が出土している。

《 pit 出土遺物 》 (図版 10)

土器と瓦が出土している。土器は土師器、須恵器、須恵系土器、灰釉陶器があり、土師器に坏・椀・甕・製塩土器、須恵器に坏・高台坏・皿・蓋・鉢・長頸瓶・甕、須恵系土器に坏(7・11~13)・高台坏・皿・高台皿(10)がある。灰釉陶器は猿投窯の黒笹14号窯式の皿である(8)。

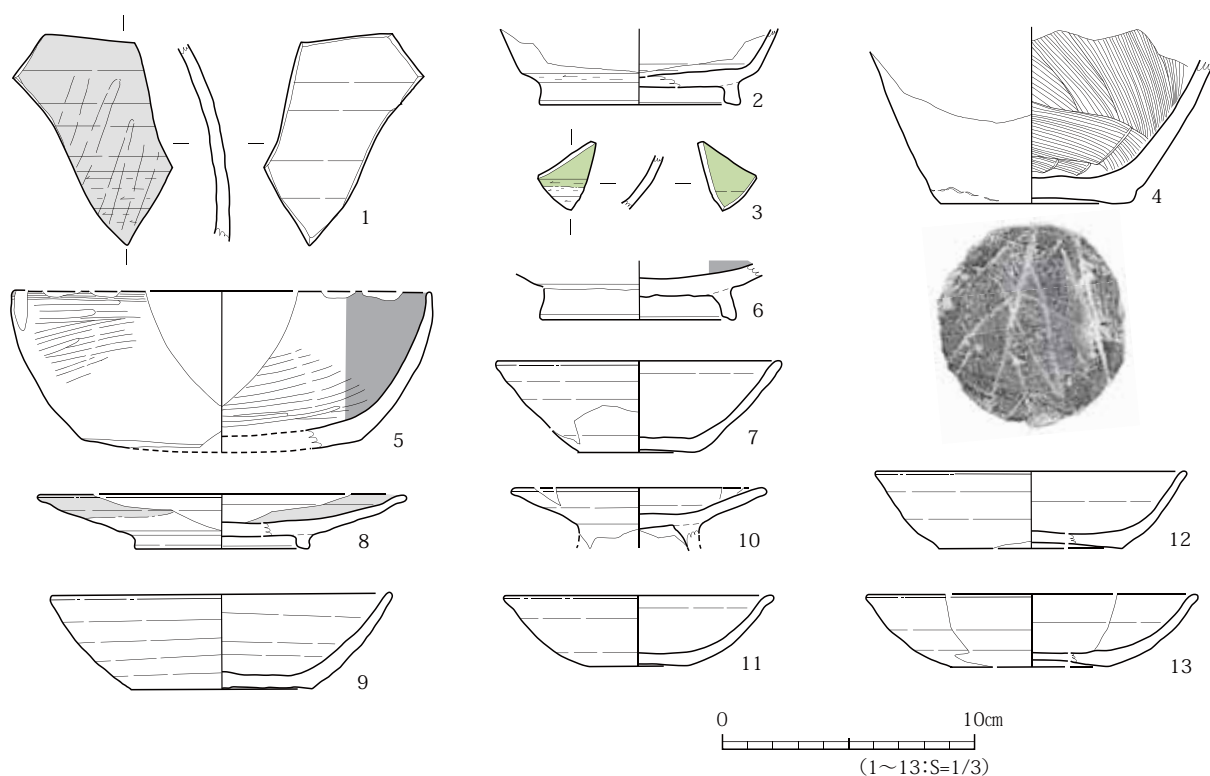
瓦は、類別できるものに丸瓦ⅡB類、平瓦のⅡB類aタイプとⅡC類がある。

《表土出土遺物》(図版 11)

土器、硯、瓦が出土している。土器は土師器、須恵器、須恵系土器、緑釉陶器、灰釉陶器、中・近世陶器があり、土師器に坏(1)・高台坏・皿・椀・蓋・短頸壺(2)・甕・鉢・製塩土器(18・19)、須恵器に坏(3・4)・高台坏(10)・高坏・皿・高台皿(5)・高台椀・高盤・蓋(6～9)・長頸瓶・甕・壺、須恵系土器に坏(16・17)・高台坏・皿(14・15)がある。須恵器壺には壺Gとみられる小片がある。施釉陶器は緑釉陶器に京都系の軟質の椀(12)、灰釉陶器に猿投窯の黒笹 14号式、または黒笹 90号式の椀(13)がある。中・近世陶器は甕である。

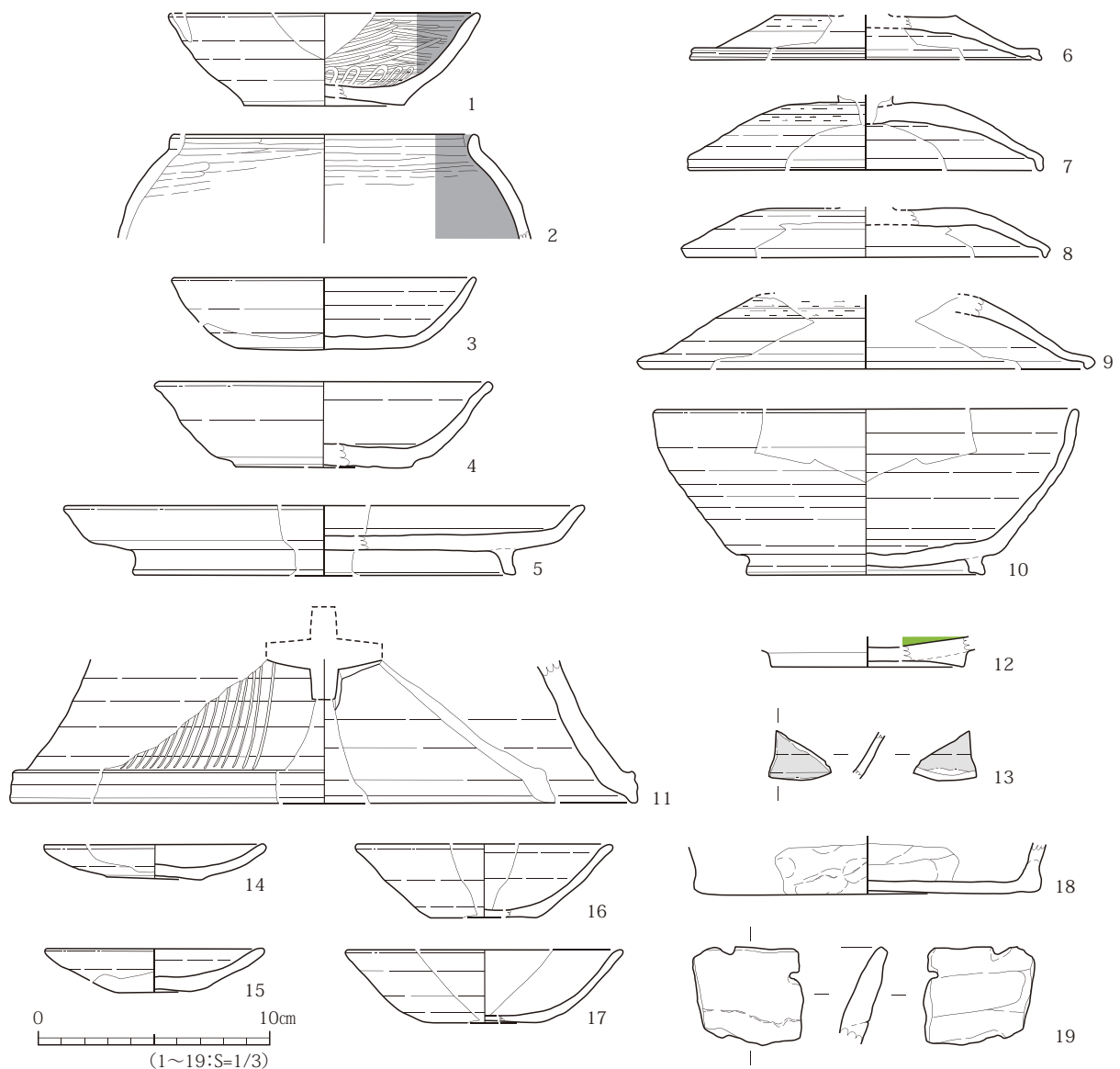
硯は円面硯の脚部破片で(11)、十字の透かしと平行線文を有すものである。

瓦は、類別できるものに平瓦ⅠA・ⅡB類、ⅡB類 aタイプ、ⅠC類 aタイプがある。



No.	出土遺構	種類	残存	口径	底径	器高	特徴	写真図版	登録	箱番号
1	SA3082・E4	灰釉陶器 長頸瓶	破片	—	—	(7.9)	外面全面施釉 胴部下半：回転ケズリ 猿投窯産	12-14	R-14	B15248
2	SA3083・E3	須恵器 高台坏	底部のみ	—	(7.8)	(3.0)	底部：回転ケズリ		R-15	B15248
3	SX3091	緑釉陶器 椀	破片	—		(2.7)	内面全面施釉 体部下半：回転ケズリ 京都系	12-19	R-16	B15248
4	SD3101	土師器 甕	底部のみ	—	7.5	(6.9)	内面：ヘラナデ 底部：木葉痕		R-17	B15248
5	SD3111下層	土師器 椀	1/4	(16.4)	(11.2)	(6.2)	内面：黒色処理 ミガキ 外面：手持ちケズリ→ミガキ		R-18	B15248
6	P1	土師器 高台坏	底部のみ	—	7.6	(2.2)	ロクロ調整 内面黒色処理 底部：回転ヘラ切り→回転ケズリ→ナデ		R-19	B15248
7	P12	須恵系土器 坏	1/3	(11.2)	4.8	3.6	底部：回転糸切り	12-12	R-20	B15248
8	P22	灰釉陶器 皿	1/5	(14.4)	(6.6)	2.2	底部：回転ケズリ 内面：全面施釉 猿投窯産 黒笹 14号窯式	12-15	R-21	B15248
9	P22	須恵器 坏	1/2	13.4	7.2	3.8	底部：回転ヘラ切り		R-22	B15248
10	P35	須恵系土器 高台皿	1/3	(9.8)		(2.3)	底部：回転糸切り	12-8	R-23	B15248
11	P61	須恵系土器 坏	1/3	(10.4)	3.9	2.8	底部：回転糸切り	12-11	R-24	B15248
12	P61	須恵系土器 坏	1/4	(12.2)	(7.2)	3.1	底部：回転糸切り	12-10	R-25	B15248
13	P62	須恵系土器 坏	1/4	(13.0)	(6.2)	2.9	底部：回転糸切り		R-26	B15248

図版10 その他の遺構出土遺物



No.	出土遺構	種類	残存	口径	底径	器高	特徴	写真図版	登録	箱番号
1	表土(南西部)	土師器 杯	2/5	(13.2)	7.0	4.0	ロクロ調整 内面:黒色処理ミガキ 底部:回転糸切り		R-27	B15249
2	表土	土師器 短頸壺	1/4	(13.0)	—	(4.5)	ロクロ調整 内面:黒色処理 内外面ミガキ		R-28	B15249
3	表土(南西部)	須恵器 杯	2/5	(13.0)	7.7	3.1	底部:回転ケズリ		R-29	B15249
4	表土	須恵器 杯	2/5	(14.2)	(7.6)	3.7	底部:回転ヘラ切り		R-30	B15249
5	表土(南西部)	須恵器 高台皿	1/4	(22.2)	(16.4)	3.0	底部:回転ケズリ→ナデ		R-31	B15249
6	表土	須恵器 蓋	1/5	(15.0)	—	(1.9)	天井部:回転ケズリ		R-32	B15249
7	表土(南西部)	須恵器 蓋	1/5	(15.2)	—	(3.2)	天井部:回転ケズリ		R-33	B15249
8	表土(南西部)	須恵器 蓋	1/4	(15.5)	—	(2.1)	天井部:回転ケズリ→ナデ		R-34	B15249
9	表土(南西部)	須恵器 蓋	1/6	(19.2)	—	(3.1)	天井部:回転ケズリ		R-35	B15249
10	表土(南西部)	須恵器 高台杯	2/5	(18.0)	(10.0)	7.2	底部:回転ケズリ		R-36	B15249
11	表土	須恵器 碗	脚部のみ	—	(26.8)	(6.2)	脚部:平行線の線刻 十字形の透かし		R-37	B15249
12	表土	緑釉陶器 椀	底部のみ	—	(8.2)	(1.3)	底部:回転ケズリ 京都系	12-17	R-38	B15249
13	表土	灰釉陶器 椀	破片	—	—	(1.8)	内外面施釉 猿投窯産	12-16	R-39	B15249
14	表土	須恵系土器 皿	2/3	9.4	4.2	1.6	底部:回転糸切り	12-7	R-40	B15249
15	表土	須恵系土器 皿	4/5	(9.2)	3.1	1.9	底部:回転糸切り	12-9	R-41	B15249
16	表土	須恵系土器 杯	1/5	(11.8)	(5.6)	3.2	底部:回転糸切り		R-42	B15249
17	表土	須恵系土器 杯	1/4	(10.8)	(4.6)	3.1	底部:回転糸切り		R-43	B15249
18	表土(南西部)	製塩土器	底部のみ	—	(15.0)	(2.1)	内面:ナデ 外面:オサエ 輪積痕 底部:ナデ		R-44	B15249
19	表土	製塩土器	口縁のみ	—	—	(4.2)	内面:ナデ 外面:ナデ 輪積痕		R-45	B15249

図版11 表土出土遺物



外面



内面

SB3073 建物跡出土遺物



6

SX3086 竪穴遺構
出土土師器 (縮尺 1/3)



7

8

9

10

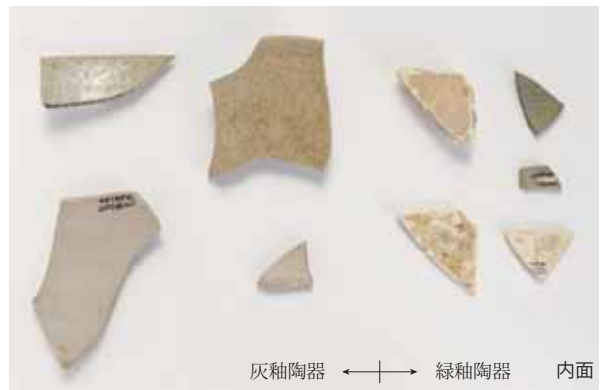
11

12

第 84 次調査出土須恵系土器



灰釉陶器 ← | → 緑釉陶器 外面



灰釉陶器 ← | → 緑釉陶器 内面

第 84 次調査出土施釉陶器

図版 12 第 84 次調査出土遺物写真

3. 総括

五万崎地区南東部を対象とした今回の調査では、調査区北半で重複する多数の掘立柱建物跡、柱列跡、竪穴遺構、溝、土壇などを検出した。以下では、各遺構の特徴や重複関係などの整理を通して遺構の変遷と年代を捉え、それから変遷に沿って遺構のあり方を検討しつつ今回の調査を総括する。

(1) 遺構の特徴

掘立柱建物跡 ほぼ全域に分布する。確認した 11 棟で規模・構造がわかるものには桁行 2 間、梁行 2 間の南北棟(SB3072)、桁行 3 間、梁行 2 間の東西棟(SB3077)、桁行 4 間、梁行 2 間の南北棟(SB3078)、桁・梁行 2 間の総柱建物(SB3079)があり、最も大きい SB3078 の面積は約 48 m² である。これら以外の建物跡の規模と構造は調査区の制約で不明であるが、現状の範囲で桁行が 5 間以上のものはない。総じて桁行が 2~4 間、梁行が 2 間程度で、面積が 50 m² 以下の小規模な建物が主体とみられる。方向は、発掘基準線に概ね揃うが、北で 6~8° 東に振れる建物跡もある(SB3072・3074・3117)。

柱は多くの建物跡で抜取られており、柱痕跡を確認したものは僅かである。痕跡は径 15~20 cm の円形を呈す。柱穴は隅丸長方形を基調とした平面形が主体で、他に楕円形のものがある。規模は一辺が 1.0m 以上の柱穴もあるが、多くはそれ以下で、埋土は褐色土が一般的である。ただし、黒色土や黒褐色土を主体とする柱穴もあり、それが柱抜取穴でみられる場合もある。

建物跡は柱穴の形状や規模、埋土の状況、建物跡の方向の特徴から次のように類別される。

- a 類：柱穴が隅丸長方形を基調とし、埋土が褐色土主体の建物跡で、方向が発掘基準線にほぼ揃うもの。柱穴が一辺 1.0m 前後の①：SB3070・3073・3079 と 0.6m 前後の②：SB3077・3080 がある。
- b 類：柱穴が隅丸長方形を基調とし、埋土が褐色土主体の建物跡で、方向が北で東に振れるもの。(SB3072・3074・3117)。
- c 類：柱穴が隅丸長方形や楕円形で、埋土・抜取穴で黒・黒褐色土が目立ち、方向は発掘基準線にほぼ揃うもの。(SB3071・3075・3078)

このうち a ①類では SB3070・3073 の東側柱列、SB3073 の北側柱列と SB3079 の南側柱列の柱筋が揃う。それら 3 棟は同時期の建物跡と考えられる。また、b 類では SB3072・3074 の西側柱列の柱筋がほぼ揃う。SB3117 も含めて他とは異なる特徴的な方向を持つことから b 類も同じ頃の建物跡とみられる。

柱列跡 東西方向、南北方向、L 状に延びる柱列跡がある。方向は少し振れるものもあるが、概ね発掘基準線と同じで柱穴の特徴も建物跡に通じる。東西方向の柱列跡は北側で SA3081 の東西部分と SA3082・3083・3118 が南北 4m 程の幅に集中し、南と北がその場所である程度継続的に分けられていたとみられる。それらを大きく横切る遺構は SB3078 建物跡(c 類)のみである。南側では建物跡や竪穴遺構が多数重複しており、柱列跡との対応が想定される。南北方向の柱列跡では SA3081 の南北部分と SA3084・3102 が東・西側の建物、竪穴遺構の境界付近を延びており、それらを仕切る施設と思われる。

竪穴遺構 南側に多く分布する。全体がわかる遺構は少なく、残りもあまり良くないが、平面形は方形、または長方形とみられる。カマドを持つSX3086・3087と持たないSX3089、存在が不詳なSX3088・3090～3093があり、カマドを持つものは規模が一辺3.0～3.5m程と小型で、東辺や南辺にカマドがある。方向は発掘基準線にほぼ一致する。部分的な精査に留まるが、床面は概ね平坦でSX3087で周溝を検出している。

カマドを持たないもの、カマドが不詳な竪穴遺構で、平面形がわかるものは長方形である。東西に長いSX3089・3092と南北に長いSX3091があり、規模は小さいもので長辺2.7m、短辺2.0m、大きいもので長辺6.5m以上、短辺5.0mである。方向は概ね発掘基準線に揃うが、SX3091～3093は東で若干南に振れる。内部ではSX3088で周溝と壁材、SX3091で6個の柱穴と北端の柱穴間で焼土pit2個を検出した。また、SX3088では床面直上に厚さ1～3cmの炭層が認められ、SX3088・3090では堆積土に焼土や鉄滓を含む。

以上の竪穴遺構は確認状況や精査が十分でないため個別に性格を特定するのは難しい。形状や堆積土、付属施設からみるとSX3088・3090・3091には鍛冶工房の可能性はある。他は竪穴住居か、工房と思われる。

溝 主なものに北西部のSD3094・3111・3112、北東部のSD3113、南西部のSD3101がある。北西部のものはいずれも南北溝で、第Ⅲ層とほとんど変わらない砂質土で埋没している。北西部に密集するSK3095～3100土壌とかなりの部分で重複しており、SD3094の北端はSK3095土壌上面で楕円形の土壌状を呈し、SD3112も北でSK3095・3100土壌上面のSK3110土壌に取付いているとみられる。また、これらの溝は他の建物跡や柱列跡(SB3071・3077、SA3081)より古い。

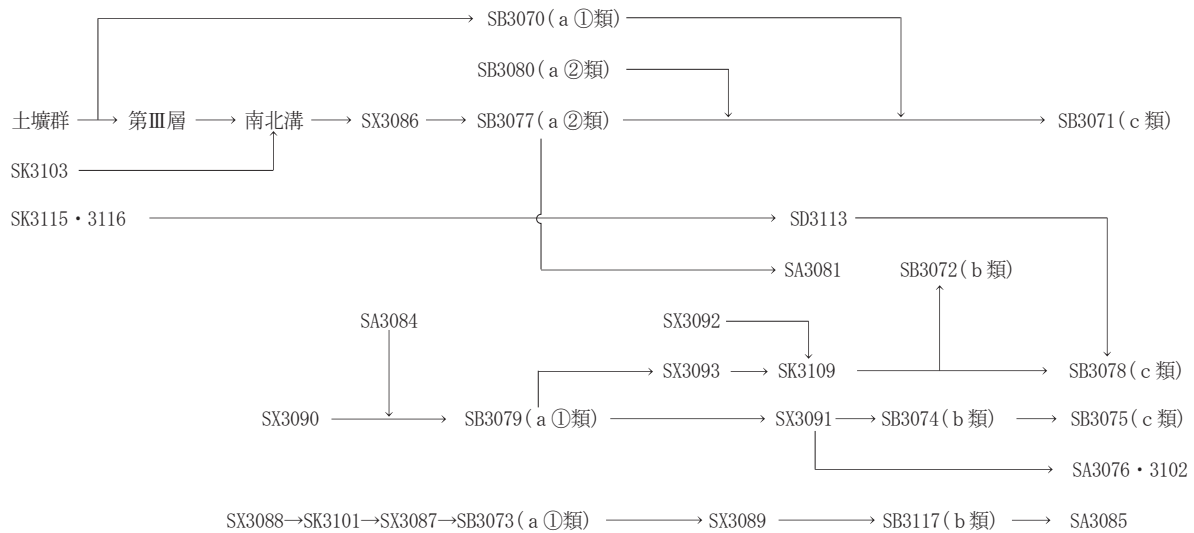
北東部のSD3113は幅1.0m前後の東西溝で、南側にある多数の柱列跡沿いに延びている。黒褐色土で埋め没しており、北西部の溝とは方向や堆積土が異なる。南西部のSD3101は上幅1.9～3.5mのやや規模が大きい東西溝で、両側から人為的に多少埋め戻された後に自然流入土で埋没している。南側の埋土に多量の石がみられるが、未精査のため詳細は不明である。

土壌 多数検出しており、主なものに北西部に密集するSK3095～3100、その東側に位置するSK3103・3115・3116、中央部東寄りで見出したSK3109がある。北西部の土壌群は東西・南北とも7m以上の範囲に分布する。各土壌の規模は2.0～4.0m程と多様で、深さも土壌によって一定しないが、いずれも地山ブロックを多量に含む土で埋め戻されているのが特徴的である。また、調査区北壁の断面観察でSK3097～3100は第Ⅲ層に覆われており、SK3095も上部に第Ⅲ層と同質の自然堆積土がみられた。同じ範囲に分布する他の遺構との重複関係ではこれらの土壌が最も古い。

土壌群の東側にあるSK3103・3115・3116も地山ブロックを含む土で埋め戻されている。いずれも楕円形の土壌で、規模には大小がみられる。深さはSK3115が0.05m、SK3116が0.2mで比較的浅い。これらの土壌も重複する遺構の中では最も古い。中央部東寄りのSK3109は長軸3.1m程の楕円形の土壌である。堆積土に焼土と多量の炭化物を含む特徴がみられる。

(2) 遺構の重複関係

建物跡と竪穴遺構を中心に重複関係を整理すると次頁のとおりである。それによると北西部の土壌群が最も古く、第Ⅲ層の堆積を挟んで掘られた溝の埋没後に竪穴遺構や建物跡が営まれていることが見通される。北西部の土壌群・第Ⅲ層・溝と南側のSX3087・3088・3090竪穴遺構の関係は不詳だが、第Ⅲ層の堆積



〔遺構の変遷〕

中や南北溝の機能時に南側で竪穴遺構が営まれるのは地形的にみて考えにくい。また、北・南側の竪穴遺構ではともにロクロ調整の土師器が出土しているが、北西部の土壌群や第三層、溝では遺物自体がほとんど出土していない。南側の竪穴遺構は北側と近い頃のものと思われる。

建物跡のうち a 類の建物跡は b・c 類より古く、c 類は a・b 類より新しい。建物跡は a 類→b 類→c 類の順、隅丸長方形から楕円形の柱穴へ、褐色主体から黒・黒褐色主体の埋土の建物へ移行したとみられる。なお、a ①類と a ②類の関係は重複がないため不明である。②類の SB3077・3080 は位置関係からみて①類の SB3070 とは併存しない。①類の前か、後で、建物跡には少なくとも 4 回の変遷があることになる。

竪穴遺構は建物跡 b 類より古い。また、a ①類の建物跡より古い SX3087・3088・3090 と新しい SX3089・3091・3093 があり、建物跡と竪穴遺構は概ね次のような関係で捉えられる。

竪穴遺構 → 建物 a 類 → 竪穴遺構 → 建物 b 類 → 建物 c 類

このうち a ①類より古い竪穴遺構では SX3088→SX3087 の重複がある。a ①類より新しい SX3091・3093 も位置関係からみると併存せず、SX3093はSX3092との建替えも考えられる。a ①類前後の竪穴遺構には各々 2～3 回の変遷があり、竪穴遺構は頻りに建替えられている。

柱列跡では、北側にある東西方向の SA3081～3083・3118 は南北幅約 4m の範囲に分布する。同時には存在せず、それらを横切る SB3078 建物跡 (c 類) と併存しない。b 類の建物跡以前に 4 回の変遷が考えられる。そのうち、SA3083 は柱穴が a 類の建物跡と同じ特徴を持ち、西端から 2 間目までは SB3079 建物跡 (a ①類) の南北の柱筋延長上に位置する。a ①類と同じ頃のものと考えられる。他に東西方向の柱列跡では南東部の SA3076 が SX3091 より新しく、b 類の建物跡以後のものである。柱穴が楕円形で、埋土が黒色土である特徴からすると c 類の建物跡と同じ頃とみられる。東西方向の 5 条の柱列跡はすべて時期が異なる。

南北方向の柱列跡では SA3084 が a ①類の建物跡より古く、SA3085 は c 類の建物跡と対応が考えられる。SA3102 は b 類の建物跡以後だが、柱穴の形状・埋土の特徴から c 類以後とみられる。

その他では SK3103 土壌が北西部の南北溝より古く位置づけられる。SK3109 は建物跡の a ①類と b 類の間の竪穴遺構の頃の土壌とみられる。SK3115・3116、及び 3113 は b 類の建物以前の土壌・溝である。

(3) 遺構の変遷と年代

前節までの整理を踏まえ、調査区内の遺構の変遷は次のように捉えられる。

土壙群 → 第Ⅲ層 → 南北溝 → 竪穴遺構 → 建物a類 → 竪穴遺構 → 建物b類 → 建物c類

大きくみると、最初にA)北西部で多数の土壙を掘削・埋め戻した段階があり、それからB)第Ⅲ層の堆積と若干の南北溝があった段階を経て、C)建物跡や竪穴遺構などが営まれる段階へと変遷している。

各段階の年代については、出土遺物が少ないため詳細は不明である。Aの北西部の土壙群やBの第Ⅲ層では遺物が出土していない。Bの南北溝ではSD3111溝の底面付近で非ロクロ調整による平底の土師器碗が出土しているが、それはSD3111の上限を8世紀頃とみるに留まらざるをえない。

Cの段階の遺構では、a類の建物以前のSX3086竪穴遺構で床面から底部と体部下半を回転ヘラ削り調整をした土師器坏、SX3087竪穴遺構の堆積土からロクロ調整の土師器坏が出土している。このことからCの遺構が営まれ始めた上限は、政庁遺構期で言えば、第Ⅲ期頃と考えられる。また、a①類の建物に属すSB3070の柱痕跡、SB3073・3079の柱抜取穴では須恵系土器が出土しており、それらは9世紀後葉頃以後に廃絶したと考えられる。一方、a①類の柱穴以前の遺構では須恵系土器は出土していない。したがって、a①類の構築は9世紀後葉頃以前で、それらは9世紀後半頃の建物跡と考えられる。その場合、前段階の竪穴遺構は9世紀前半頃を中心とした第Ⅲ期頃、a①類に続く竪穴遺構、b・c類の建物は9世紀後葉頃以後の第Ⅳ期の遺構と捉えられる。

なお、終末の下限を捉えることは難しいが、出土した土器全体の様相からみると、須恵系土器には小皿が含まれるものの数量はそれほどでもない。11世紀頃まで降る可能性は少ないと思われる。

(4) 遺構の様相

変遷に沿って各段階の遺構の様相について述べるとともに若干の検討を加える。

Aの段階 北西部に土壙群があり、多数の土壙(SK3095～3100)が東西・南北とも約7m以上の範囲で密集して掘削され、埋め戻されている。

各土壙の大きさは長軸が約2～4mと様々である。深さも一定せず、規格性はみられない。また、掘削後に使われた様子がない。そのまま埋め戻された状況で遺物も出土していない。埋め戻しも後述するBの段階に排水のためとみられる南北溝が土壙群と重複していることからみて不十分だったと考えられる。

これらの特徴からみると、各土壙の掘削は土壙自体の使用を目的とするものではなく、この場所の掘削によって何かを得るために比較的短い間に集中的に、かつ、掘削の仕方(大きさ・深さ)に拘らずになされた一連の行為の可能性もある。その場合、土壙群は全体でみると不整な形状を持ち、底面が凸凹した大きな土壙として捉えられる。そうした形状の土壙は土取り穴によくみられるものである。

また、土壙群の東側にあるSK3103・3115・3116土壙も同じように捉えられる可能性がある。これらも土壙群と同様に人為的に埋め戻された土壙で、大きさにも大小がある。深さは5～20cmと浅いが、土壙群の形態からみれば、規模が大きく、底面が凸凹した土壙の深い部分が残存していることが推測される。遺構の重複関係上も無理はなく、特に土壙群に隣接したSK3103はBの段階の南北溝より古いものである。これ

これらの土壌も含めると、土壌群の範囲は東西 11m 以上、南北 7m 以上のものとなる。

ところで、こうした土壌群に類似する遺構は城内に SK2891 土壌がある(『年報 2007』)。政庁一外郭南門間道路上の SB2776 門跡に取付く東側の区画施設の脇で検出した土壌で、区画施設造営時の土取り穴と考えられている。不整な形状や堆積土の状況(人為的な埋め戻し→自然堆積土)、遺構の重複関係(最古)などの点で、北西部の土壌群と特徴が共通する。規模は東西約 14m、南北約 8.5m と大きい、東側の SK3103・3115・3116 も含めた土壌群の範囲であれば大差はない。土壌群には同様の土取り穴の可能性がある。

Bの段階 土壌群の埋め戻し後に第Ⅲ層が堆積し、南北方向の SD3094・3111・3112 溝が掘られている。溝は前段階の土壌群とかなりの部分が重複し、第Ⅲ層とほぼ変わらない砂質土が堆積している。標高の高い北側をみると、SD3094 の北端は土壌群の SK3095 土壌上面で楕円形の形状を持ち、SD3112 も SK3100 上面の SK3110 土壌に取付いているとみられる。そうした形態からみて、土壌群の埋め戻しは十分ではなく、これらの溝は埋まり切っていない土壌群からの排水を目的としたものと考えられる。なお、その場合、近くで多少の土地利用がされていた可能性があるが、今回の調査では確認していない。

Cの段階 建物や柱列、竪穴遺構などが営まれ、人々が常在して活動する場となっている。建物などの方向は少し振れる場合もあるが、概ね発掘基準線に揃っている。

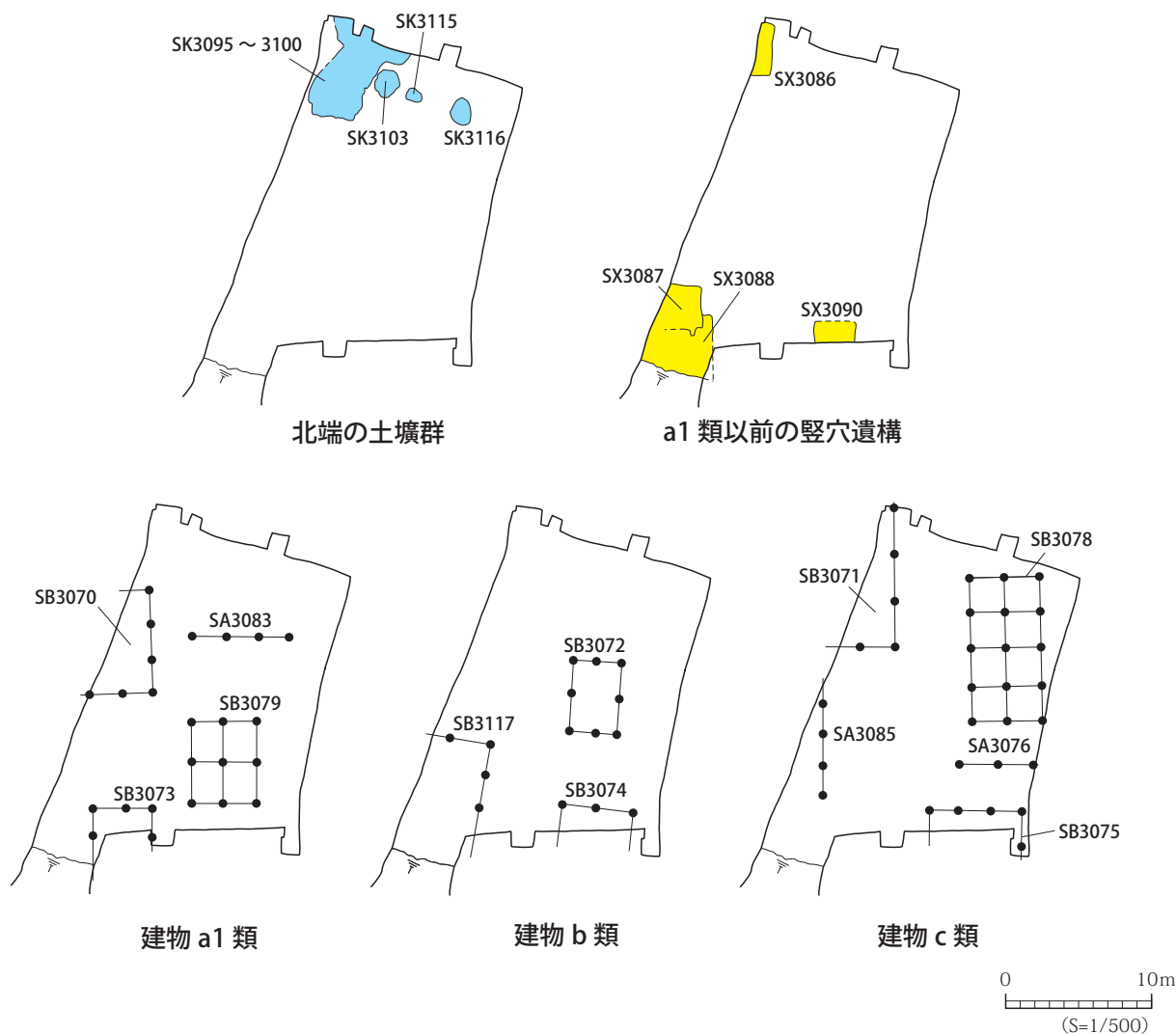
建物は桁行 2～4 間、梁行 2 間程度の小規模なものが主体とみられる。竪穴遺構は精査が不十分なため個別に特定はできないが、住居や工房と思われる。なかでも SX3088・3090・3091 には鍛冶工房の可能性がある。また、建物や竪穴遺構の間が柱列で仕切られた箇所もみられる。他に溝や土壌などの遺構もある。

これらの遺構にはかなりの変遷がある。先に示しただけでも竪穴遺構から c 類の建物跡まで少なくとも 5 回の変遷があり、a 類の建物跡には①・②類、竪穴遺構でも 2～3 回の建替えがある。この場所の様相は頻繁に移り変わっていたと考えられる。

その主要な遺構のあり方をみると、最初にみえるのは SX3086～3088・3090 竪穴遺構である(図版 13)。そのうち SX3086 はカマドがあることから住居、SX3088・3090 には鍛冶工房の可能性がある。調査区内は住居・工房域として使われ始めたとみられる。次に a ①類の建物跡の頃は 3 棟の建物があり、SB3079 の北側には柱列の仕切りもある。建物は小規模とは思われるが、いずれも一辺 1.0m 以上の大きな柱穴によるしっかりしたものである。また、3 棟の建物と柱列は柱筋を揃えており、計画性が認められる。

しかし、その後は再び竪穴遺構(SX3089・3091～3093)がみられる。そのうち SX3091 は南北に長い竪穴遺構で内部には焼土 pit があり、工房の可能性が強い。北側には焼土と多量の炭を含む SK3109 土壌もある。なお、これらの竪穴遺構の方向は北で少し東に振れる傾向がみられる。次いで b 類の建物跡 3 棟が建てられており、それらでは方向の振れが強まっている。しかし、c 類の建物跡になると再び発掘基準線の方向に揃えている。3 棟の建物のうち SB3075・3078 の間は仕切られており、場も分けて使われている。SB3078 は調査区内で最大の建物跡である。ただし、面積は 50 m²にみたく、柱穴も楕円形でさほど大きなものではない。また、この頃の建物・柱列には柱筋が揃うなどの計画性は特にみえない。

おおよその変遷は以上のとおりであり、様相が頻繁に移り変わっていることが知られる。それを踏まえて、この段階の調査区内の遺構の様相には次のような特徴があげられる。



図版 13 遺構の変遷模式図

- ・発掘基準線に概ね方向を揃えた竪穴遺構や小規模な建物跡で構成されている。
- ・変遷が多く、頻繁に様相が移り変わっている。
- ・変遷上で建物跡と竪穴遺構が混在している。その場合、竪穴遺構は比較的古い時期にあり、次第に建物が主体となっている傾向が見通される。
- ・柱列による場の使い分けや計画性のある建物群もみられる。

これらの特徴からみると、この場所は住居や工房と想定される竪穴遺構や小規模な建物が営まれる雑多な空間として繰り返し使われていたことが考えられる。初めは竪穴遺構、時には計画性のある建物群、再び竪穴遺構、建物群といった移り変わりからみると、融通性のある場として利用され、人々が常在して活動していたとみられる。なお、そうした場の場合、本調査区のような一部分では移り変わりの激しさが目立つが、より広範囲でみると、さほどの変化としては捉えられないことも想定される。留意しておきたい。

(5) まとめ

今回の調査の目的は政庁―外郭南門間道路上にあるSB2776門跡西側の区画施設の延長を確認すること、

五万崎地区東半の遺構の状況を把握することにある。

このうち区画施設の延長は確認されなかったが、調査区北端で土取り穴と推定される土壙群を検出している。土壙群は調査区内で最も古い遺構で、全体的にみると不整な形状を持ち、底面が凸凹した一つの大きな土壙として捉えうる。その形態は土取り穴としての推定が可能なもので、今までに区画施設に伴って検出された土取り穴の例とも特徴が類似している（『年報2007』）。その場合、近くに区画施設の存在が考えられることになるが、今回の調査結果からすると、より標高の高い北側にあることが想定される。地形的にみると、調査区北辺の少し北側は今回の対象地の南斜面が強まる傾斜の変換点で、区画施設が延びる場所としてはより好立地である。調査区北端の土壙群の存在と合わせみると、そこを延びている可能性がある。今後、対象地をさらに絞り込んだ調査をする必要がある。

五万崎地区東半の遺構については、今回の調査で掘立柱建物跡、住居や工房と想定される竪穴遺構、柱列跡などの多数の遺構を検出した。竪穴遺構は第Ⅲ期以降、建物跡は9世紀後半頃から第Ⅳ期を中心とするもので、調査区内は第Ⅲ期以降に小規模な建物や竪穴遺構などが営まれる場として繰り返し使われている。従来、五万崎地区の調査は外郭西門周辺の西半に限られていたが、東半の様相の一端が捉えられた。

Ⅲ. 第 85 次調査

1. 調査の目的と経過

(1) 調査の目的

第 85 次調査は、東日本大震災による政庁正殿跡の災害復旧工事に伴う調査である。現在の正殿跡は、昭和 38 年の多賀城跡発掘調査委員会による第 1 次調査、昭和 44 年の多賀城町(当時)と当研究所による第 6 次調査を経て、昭和 46 年に基壇を復元整備したものである。復元後 40 年を経過し、表面のアスファルト舗装に経年変化による亀裂・沈下が生じていたが、昨年 3 月の東日本大震災で破損が増幅し、来跡者の安全性、雨水の浸潤・凍結による遺構への影響が懸念されるに至った。このため、国の災害復旧事業費を得て、今年度に全面再舗装による復旧工事をする事とし、あわせて、工事の際に露出する正殿跡の遺構の現状と詳細を確認・記録するために第 85 次調査を実施することにした。対象範囲は復元した基壇化粧内側の再舗装部分全域である。

正殿跡の既往の成果をみると、地山削出しの基壇上面に建物が構築されていること、第 I 期の掘立式による南廂付建物(SB150A 正殿跡)が第 II 期に礎石式の四面廂付建物(SB150B 正殿跡)に建替えられていること、第 III 期に基壇化粧が玉石積みから凝灰岩の切石積みに変わること(SB150C 正殿跡)などが捉えられている(『本文編』、及び図版 16)。しかし、遺構の確認と記録は必ずしも十分なものではない(註 1)。今回の調査は、その詳細の確認と記録を通して、正殿跡の構造や規模、変遷を解明することを主な目的としている。

(2) 調査の経過

調査に先立ち、復旧工事による正殿跡上面舗装の撤去で正殿跡に埋設した多賀城跡測量原点「内城」も撤去されるため、4 月 24 日に政庁内の他の基準点とともに世界測地系による座標値の再測量を業務委託のうえ実施した。次いで、5 月 21 日から発掘調査担当所員の立会いのもとで舗装と下層の採石を小型重機および手作業で除去した。正殿跡内の礎石は整備時に設置したものを含めて現位置のまま維持し、周りは手作業での除去とした。作業が終了したのは 5 月 24 日である。

その後、5 月 28 日から復元した基壇(以下、復元基壇と表記する)の内側の調査を開始した。まず、復元基壇と礎石の保持に必要な部分を残し、整備時の盛土と第 1・6 次調査の埋土を主体とする表土(第 I 層)を手作業で除去して遺構面を検出した(図版 16)。その結果、正殿跡中央の東西約 21.5m 前後、南北約 9.9 ~ 11.1m の範囲で褐色(10YR4/4)のシルトや砂質シルト、にぶい黄褐色(10YR5/4)のシルトの地山面を検出したが、周縁には整地層が分布しており、その上面で礎石の据え穴が確認された。整地は基壇の築成土と捉えられる。そこで中央部は地山面、周縁部は整地の上面で本格的な遺構の確認作業を開始した。その進展に伴って掘立式の SB150A 正殿跡、礎石式の SB150B 正殿跡について各々新たな知見を得るとともに、従来は認識していなかった正殿の構築や解体に伴うとみられる多数の足場穴の存在も明らかになった。また、SB150A 正殿跡の規模確定のため復元基壇の外側でも 3 ヶ所を調査したが、柱穴は確認されず、建物跡の東と北は復元基壇内に収まることが確定した。確認作業は 7 月 19 日にほぼ終了し、その後は図面作成、写真



政庁跡（上から）



正殿跡（南から）

図版 14 政庁跡と正殿跡 1



正殿跡と脇殿・楼跡（南東から）



正殿跡（東から）



正殿跡（北から）



正殿跡と西脇殿・西楼・石敷広場（東から）



政庁跡と仙台平野（北から）

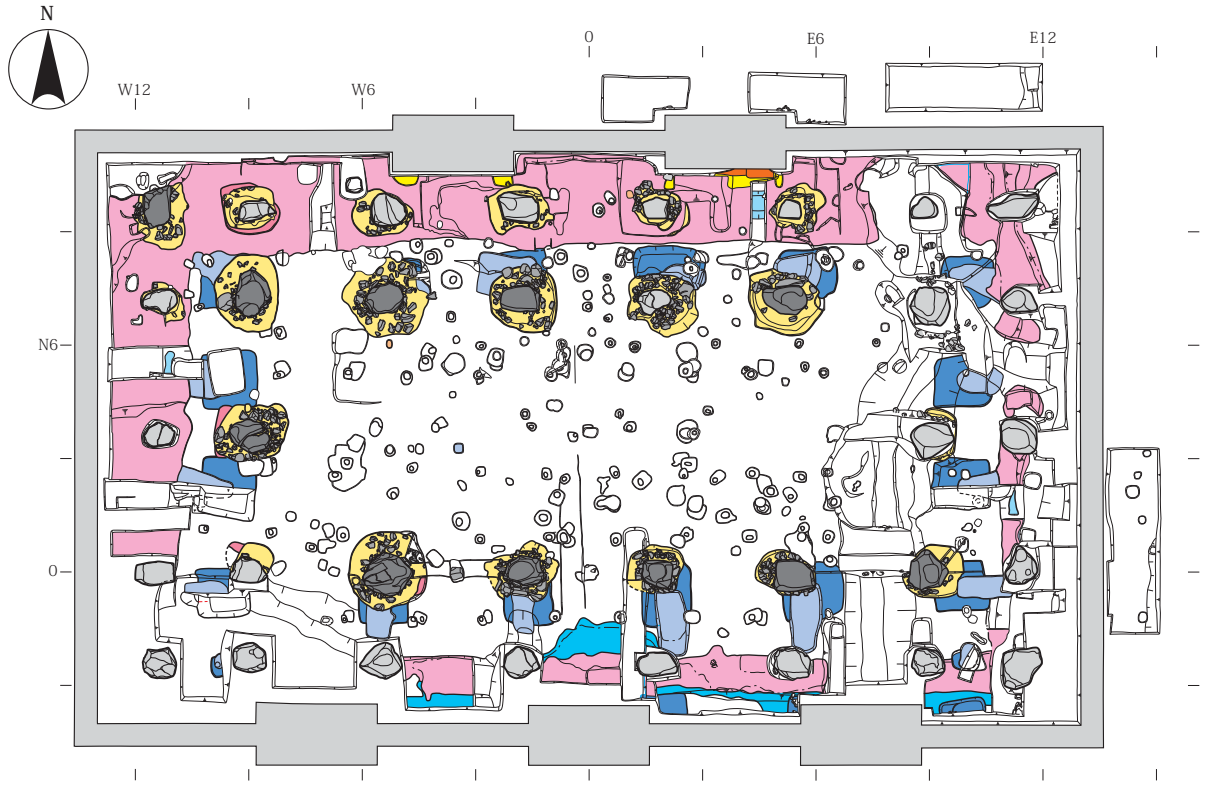
図版 15 政庁跡と正殿跡 2



第1次調査
 第6次調査
 礎石

[第1・6次調査]

0 10m
(S=1/200)



SX3142 整地
 A 柱穴
 A 抜取穴
 SX3160 整地
 Z 据穴
 B 据穴
 B 礎石
 礎石・基壇 (整備)

[第85次調査]

0 10m
(S=1/200)

図版 16 SB150 正殿跡調査図

撮影等による作業に重点を移した。

検出した遺構の精査は必要に応じて最小限に留め、1/20で図面を作成し、デジタルカメラで撮影した。平・断面図は再測量の成果に基づいて仮設置した多賀城跡原点と既設の「内城S」「内城E」「内城W」の基準点を用いて作成した。遺構番号は、以前の調査で登録された遺構は番号を踏襲し、新発見の遺構は3142番から番号を付した。遺構の精査、記録作業は11月8日に終了し、埋戻しは山砂を搬入のうえ、手作業で遺構面を保護し、ついで小型重機で埋め戻した。終了したのは11月13日である。

調査期間中の10月5日にはラジコンヘリによる航空写真を撮影し、10月31日には多賀城跡調査研究委員会を開催して調査成果に関する指導を受けた。また、10月4日には調査成果を報道機関に公表のうえ、10月6日に現地説明会、10月7・9～11日に現地公開を行い、都合5日間で650名の参加者を得た。他にも随時、多数の見学者が訪れており、最終的には1000名以上の方々に正殿跡を公開できた。さらに、調査終了後の12月9日には平成24年度宮城県遺跡調査成果発表会、平成25年2月23日には第39回古代城柵官衙遺跡検討会で成果の概要を報告した。

2. 調査の成果

掘立式のSB150A正殿跡、礎石式のSB150B正殿跡のほか、新たに礎石式のSB150Z正殿跡、多数の足場穴、溝、土壙などを検出した。SB150Z正殿跡はSB150B正殿跡の礎石据え穴と同位置で重複する古い据え穴を4ヶ所で確認したものである(註3)。

遺物は表土を主体に土師器、須恵器、須恵系土器、軒丸瓦、軒平瓦、丸瓦、平瓦、隅切瓦、熨斗瓦、中世陶器、近世陶磁器、近代陶器、土製品が出土している。

(1) 基壇

正殿跡の基壇について『本文編』では第Ⅰ期のSB150A正殿跡に伴う地山削り出しの基壇、第Ⅱ期のSB150B正殿跡に伴う規模を拡大して基壇化粧を玉石積みとした基壇、第Ⅲ期の基壇化粧を全面的に凝灰岩の切石に改修した基壇の3時期の変遷をみている。今回の調査でも基本的に対応するSX3161～3163の基壇を確認し(註2)、各々について新たな知見が得られた。以下、古い順に述べる。

【SX3161 基壇】(図版18～25)

『本文編』でSB150A正殿跡に伴う地山削り出しの基壇とした最初の基壇であるが、今回の調査で新たに検出したSX3142整地からSB150Aの柱穴が掘り込むのを確認した。この基壇は地山を削り出したSX3159壇(註2参照)の南側にSX3142による盛土をして築成されている。後続するSX3162基壇の築成時に四辺が削られているが、東・西縁では下部が残る。また、北辺北側には東西に延びるSD3143溝を伴う。

規模は、東西が基壇下で22.4m前後、南北は13.0m以上とみられる。高さは西側で最大0.45m残存する。東・西縁の下部はやや斜めに立ち上がり、その上には細かい砂粒や地山土の粒が薄い互層をなす褐・にぶい黄褐色砂質シルト(7.5YR4/4、10YR5/3)、暗褐色砂(7.5YR4/3)が自然堆積している。厚さは最大で0.12mある。なお、基壇化粧、及び、それに伴う痕跡は確認されていない。

最初に削り出されたSX3159壇は平面形が東西22.4m前後、南北12.5m前後の長方形で、南辺中央部

の幅 2.7m 程の箇所が 1.0m 程スロープ状に内側（北）に入り込む形状をとる。南側面は斜めに立ち上がり、その上は SX3142 整地に覆われている。

SX3142 整地は復元基壇南辺の内法から北側に 0.7m の範囲で確認した。SX3159 壇に盛土をして基壇を南に広げた整地で東・西側は削平されている。検出した範囲は東西が約 15.5m、南北は約 0.5m で、SX3159 が内側に入る箇所は約 1.4m まで広がる。厚さは南ほど厚く、最大で 0.2m ある。地山土が多少混じる褐・暗褐色砂質シルト(7.5YR4/3・3/3)や褐色シルト質砂(7.5YR4/3)で整地されている。

基壇北側の SD3143 溝は後続の SX3162 基壇の SX3160 整地を一部掘り下げた地山面、及び、その東側の攪乱部分両壁で延べ 5.5m 分を確認した。北側柱列の約 1.6m 北に位置し、幅は約 0.7m、深さは 0.1m で、断面形は皿状を呈す。堆積土は地山土を少し含む褐色シルト質砂で(7.5YR4/3)、自然流入土である。

遺物は、SD3143 溝の底面で平瓦 I C 類 a タイプ(図版 25、図版 32 - 5)が出土している。

【SX3162 基壇】(図版 18 ~ 25)

規模を拡大し、基壇化粧を玉石積みとした基壇である。今回の調査では基壇築成の状況が比較的良く捉えられた。この基壇は前段階の SB150A 正殿跡柱抜き穴の埋め戻し後に SX3161 基壇四辺のやや内側から外側に向かって基壇の周囲まで一度広く削り出し、それからあらためて基壇四辺の外側に SX3160 整地による 1.8 ~ 2.5m 前後の盛土を足して全体を拡げている。SX3161 基壇、SB150A 正殿跡より新しい。また、SX3163 基壇、SB150Z・B 正殿跡、SS3152・3153 足場穴、SD3146・3147 溝、SK3149・3150 土壇より古く、新たに発見した SB150B より古い SB150Z が SX3160 整地を掘り込む。

基壇の平面規模は調査範囲や後述する整地の範囲からみて、東西 26.4m、南北 15.6m とする『本文編』の推定を変更すべき要素はない。また、復元基壇部分にある基壇化粧についても今回は未調査のため加えられる知見はない。

築成状況をみると、前段階の SX3161 基壇や周囲の削り出し方は各辺でやや異なる。SX3161 は東・西・北では縁辺が上部を中心に 0.2 ~ 0.3m ほど削られる程度だが、南は SB150A 正殿跡東・西妻の間柱穴を東西に結ぶライン付近から南に大きく削られている。また、その際に北辺は幅約 1.0m、深さ約 0.25m の東西に延びる溝状に掘り下げている。基壇の周囲については各方位ともある程度広く削り出したとみられ、特に北縁の外側が顕著である(図版 25)。南側の SX3161 (SX3159) の上面、SD3143 の上面、復元階段底面とほぼ同じ遺構面のレベルからみて、二段に分けて北側を深く削り出している。

整地の検出範囲は東側が南北約 14.2m、東西約 1.8m、西側が南北約 10.4m、東西約 2.1m、北側が東西約 24.9m、南北約 2.5m である。南側は東西約 15.5m、南北約 1.0m で、削平のため溝状の部分に残るが、本来は基壇上面まで整地されていたと思われる。

整地は厚さ 0.25 ~ 0.45m 残存し、東側は地山土・粘土ブロックを含むにぶい赤褐・褐色シルト質粘土(5YR4/4、7.5YR4/4)、褐色砂質シルト(7.5YR4/3)、暗褐色シルト(7.5YR3/3)などを厚さ 0.1m 以下の単位で整地している。西側は地山ブロックを含むにぶい黄褐・褐色シルト(10YR4/3、7.5YR4/3)などを 0.1 ~ 0.2m 単位で整地し、北側は東側から西側の状況に移行する様相を呈す。南側はにぶい赤褐・褐色のシルト質粘土(5YR4/4、7.5YR5/4)、地山ブロックを含む暗褐色砂質シルト(7.5YR3/3)などで整地されている。

遺物は、SX3160 東側の整地から須恵器甕(図版 32 - 6)、北側の整地から丸瓦 II B 類、平瓦と須恵器蓋

の小片、西側の整地から遺構確認段階で丸瓦Ⅱ類と平瓦の小片が出土している。

【SX3163 基壇】（図版 18～20・29）

基壇化粧を全面的に改修した基壇である。以前の調査では凝灰岩の切石を用いた基壇北・南縁の地覆石・羽目石・階段、基壇西縁の地覆石を検出し、階段については基壇南縁で中央柱間と身舎東端柱間の2ヶ所、北縁では中央柱間の東側で1ヶ所を確認したうえで東西の対称性から南縁に3ヶ所、北縁に2ヶ所の階段を推定している。今回の調査ではSX3160整地（SX3162基壇）上面で北縁のSX3144階段を一部再検出したほか（註2参照）、その西側に推定していたSX3145階段を新たに確認した。

SX3144では以前に確認した4段の踏石と東・西の側石のうち、3段目の踏石とその据え方、東・西の側石の据え穴を再検出した（註4）。階段の位置や幅などに変更はない。踏石は東側の2個を確認し、長さ1.6m以上、幅0.5m以上、深さが検出面から約0.15mの据え穴に据えられている。長さ0.8m前後、幅0.25m以上、高さ0.15m以上（据え穴の深さから0.3m未満）の凝灰岩による踏石である。側石の据え穴は長さ0.3m以上、幅約0.25mの溝状で北側は復元階段の下に延びる。踏石と側石の埋土は、地山ブロックと凝灰岩の小片が混じる褐色砂質シルトで（7.5YR3/3）、3cm前後の焼土ブロックを含む（図版29下段右）。

SX3145は東・西の側石の据え穴を検出した。『本文編』の推定どおり中央柱間の西側一間の位置にあり、SB150B正殿跡の据え穴より新しい。据え穴の外縁は梁行柱筋より0.2～0.3m内側にあり、東側のSX3144と同規模の幅3.0m前後の階段とみられる。据え穴は南北0.3m以上、東西約0.6mのもので、北側は復元階段の下に延びる。埋土は、地山ブロックと凝灰岩の小片を含む褐色土である（7.5YR3/3）。

遺物は、SX3145の側石の埋土から丸瓦Ⅱ類、平瓦ⅡB類bタイプの小片が出土している。

（2）正殿跡

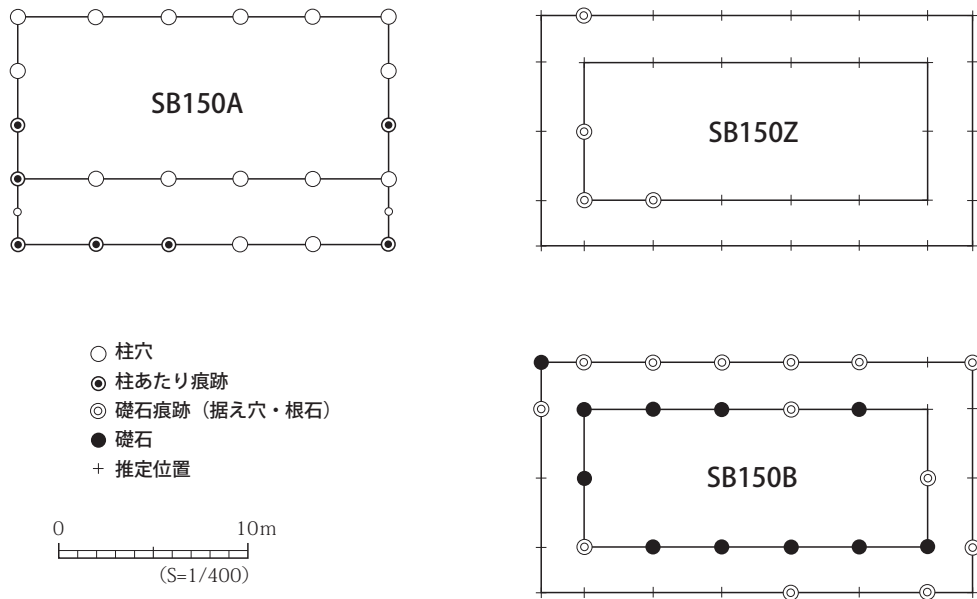
正殿跡の建物について『本文編』では第Ⅰ期の掘立式によるSB150Aが、第Ⅱ期に礎石式によるSB150Bに建て替えられたとみている。また、第Ⅲ期には基壇化粧の全面的な改修が行われるが、SB150Bは存続し、改修された基壇化粧とSB150Bの建物をあわせてSB150Cの正殿跡として捉えている。

今回の調査ではSB150A正殿跡、礎石式のSB150B正殿跡を確認し、それらに関する新たな知見を得たほか、SB150Bより古い礎石式のSB150Z正殿跡を検出した。以下、古い順に述べる。

【SB150A 正殿跡】（図版 17～26）

『本文編』で東西5間、南北3間の東西棟南廂付掘立柱建物跡と推定した正殿跡である。今回の調査では身舎の20個全ての柱穴、SX3142整地上面で東側3個の南廂柱穴、東・西妻柱筋の廂部分の2個の間柱穴を検出し、2間と推定していた身舎の梁行が3間であることが判明した。本正殿跡は東西5間、南北4間の東西棟南廂付掘立柱建物跡である。SX3142整地（SX3161基壇）より新しく、SX3160整地（SX3162基壇）、SB150Z・B正殿跡、SS3152～3154足場穴、SD3146・3147溝、SK3148土壙より古い。

柱はすべて抜取られている。建物の規模を柱あたり痕跡と柱抜き穴の位置から推定すると、桁行は、総長が身舎南側柱列で19.7m、柱間が西から4.2m・3.8m・3.8m・3.7m・4.2mである。梁行は、総長が東妻で11.7m、身舎の総長が8.3mで、柱間は北から2.8m・2.8m・2.7m、廂の出が3.4mである。また、間柱は、身舎南側柱列から南に1.9mである。



図版 17 SB150 正殿跡建物模式図

柱穴は一辺 1.2～1.6m の隅丸方形で、ほぼ垂直、もしくは少し内側に傾斜して掘り込まれている。深さは検出面から最大 1.4m である。埋土は地山ブロックを多く含む褐色 (7.5YR4/4・4/3) のシルト、砂質シルト、シルト質砂が 0.2～0.3m の単位で互層をなし、丁寧に突き固められている。

柱は精査した柱穴の柱抜き穴の状況からみて、直径 0.4m の丸材と推定される (図版 21)。柱穴の底面に直接立てる場合と柱穴を 0.3～0.5m 程埋めて立てる場合がある。柱穴・柱の底面の標高は身舎の南西隅柱で柱穴が 31.4m、柱が 31.7m、南西隅柱の 1 間北で柱穴が 31.5m、柱が 32.1m、南東隅柱から 1 間北で柱穴・柱とも 31.7m である。なお、柱抜き穴は地山ブロックを多く含む褐色や灰褐・褐灰色のシルト・砂質シルト (7.5YR4/1～3)、地山ブロック主体の黄褐色シルト (10YR5/6) で埋め戻されている。

間柱は一辺 0.6～0.7m の方形で、ほぼ垂直に掘り込まれている。深さは精査した東側では 0.9m で、埋土は地山ブロックを多く含む褐色の砂質シルトやシルト質砂 (7.5YR4/4)、灰褐色シルト (7.5YR4/2) である。

柱は柱穴を 0.3m ほど埋めて立てている。柱穴・柱の底面の標高は柱穴が 32.0m、柱が 32.3m である。遺物は出土していない。

【SB150Z 正殿跡】 (図版 17～20・27)

新たに発見した礎石式の正殿跡である。SX3162 基壇の SX3159 壇跡上面で礎石の据え穴を 3 個、北側の SX3160 整地上面で据え穴を 1 個検出し、前者は SB150B 正殿跡の身舎南東部の据え穴、後者は北廂の据え穴と同位置で重複している。SX3162 基壇、SB150A 正殿跡より新しく、SB150B 正殿跡より古い。

規模・構造は、礎石の据え穴が SB150B と同位置で重複することから、SB150B と同規模の東西棟四面廂付礎石建物と推定しておきたい。

据え穴の形状・規模は SB150B の据え穴と重複するため詳細には把握できないが、身舎の西側中央の据え穴は長辺約 1.6m、短辺約 1.1m のやや膨らみを持った長方形、北廂の据え穴は長軸約 1.6m、短軸約 1.4m の楕円形とみられる。埋土は比較的均質な灰褐色シルト (7.5YR4/2) で、地山ブロックを少し含む。なお、焼土や炭化物などは認められていない。

遺物は出土していない。

【SB150B 正殿跡】（図版 17～20・23・26～29・32）

『本文編』で東西 7 間、南北 4 間の東西棟四面廂付礎石建物跡とした正殿跡である。今回の調査では SX3162 基壇の SX3159 壇跡上面で原位置を保つ身舎の礎石を 10 個、礎石据え穴を 3 個、SX3160 整地上面で原位置を保つ廂の礎石を 1 個、据え穴を 6 個検出した（註 5）。SX3162 基壇、SB150A・Z 正殿跡より新しく、SX3145 階段（SX3163 基壇）、SS3152 足場穴、SD3146 溝、SK3149・3151 土壇より古い。

建物の規模や構造に関する変更は無いが、礎石・根石や据え穴の形状・埋土などに補足がある。

礎石は径 0.8×1.3m 程の自然石で、平らな面を上にして据えられている。柱座などの丁寧な整形・加工はないが、柱がのる部分に簡易な整形は施されているとみられる（図版 26 ①・④など）。基本的には自然石だが、割れた石もしくは割り石も使われている。ただ、礎石として据えた石が剥離して割れている例もあり（図版 29 上段下）、割るか、割れかの判別は容易ではない。

根石は 0.2m 前後の自然石が大半を占めるが、割れた石、もしくは割り石も多少使用している。身舎南側柱列の中央柱間西側の据え穴では根石と上部の礎石が接合する例（上段上）が認められた。その根石と同質の根石は同じ据え穴で他に 8 個確認している。

据え穴の平面形は長軸 1.6～2.3m、短軸 1.0～1.7m 程の楕円形が主体を占める。深さは検出面から 0.2～0.3m である。埋土は褐・灰黄褐色シルト（7.5YR4/3、10 YR4/2）で、細かい焼土ブロックや凝灰岩の小片が含まれている（図版 27 ④右）。

遺物は、据え穴の埋土から平瓦 I C 類 a タイプ（図版 32-2）・II B 類 a タイプ 2（3）が出土している。また、据え穴の確認段階で軒丸瓦（1）、丸瓦 II B 類、平瓦 I A・II A・II B 類が出土しており、平瓦 II B 類には a・b タイプがある。

（3）足場穴

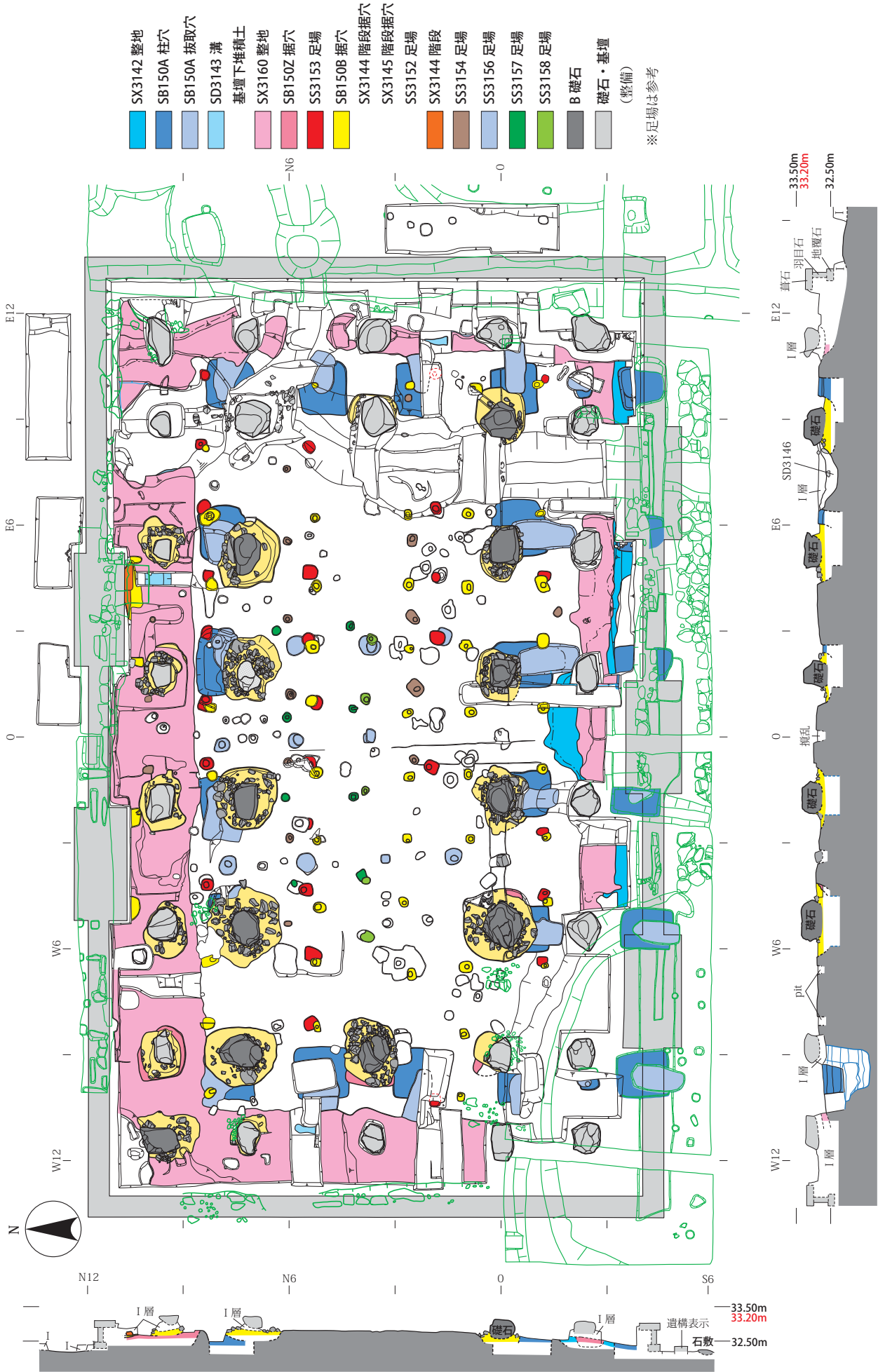
今回の調査では正殿跡の柱穴・礎石据え穴以外に東西・南北方向に並ぶ小柱穴を多数検出した。東西の並びに注目すると、正殿跡の本柱や棟通りに沿って直線的に並ぶ状況がみられる。本柱の四方にある様子なども窺われ、正殿の造営や修理・解体等の際に組まれた足場の柱穴と考えられる。

しかし、並び方や柱間間隔は基本的にやや不揃いである。埋土に焼土や多量の凝灰岩などを含む特徴的な足場穴もあるが、数の多さや不足などもあり、併行関係の認定は容易ではない。組み合わせには多様な可能性がありうる。ここでは埋土の特徴や配列などから考えた足場の一案を示す。

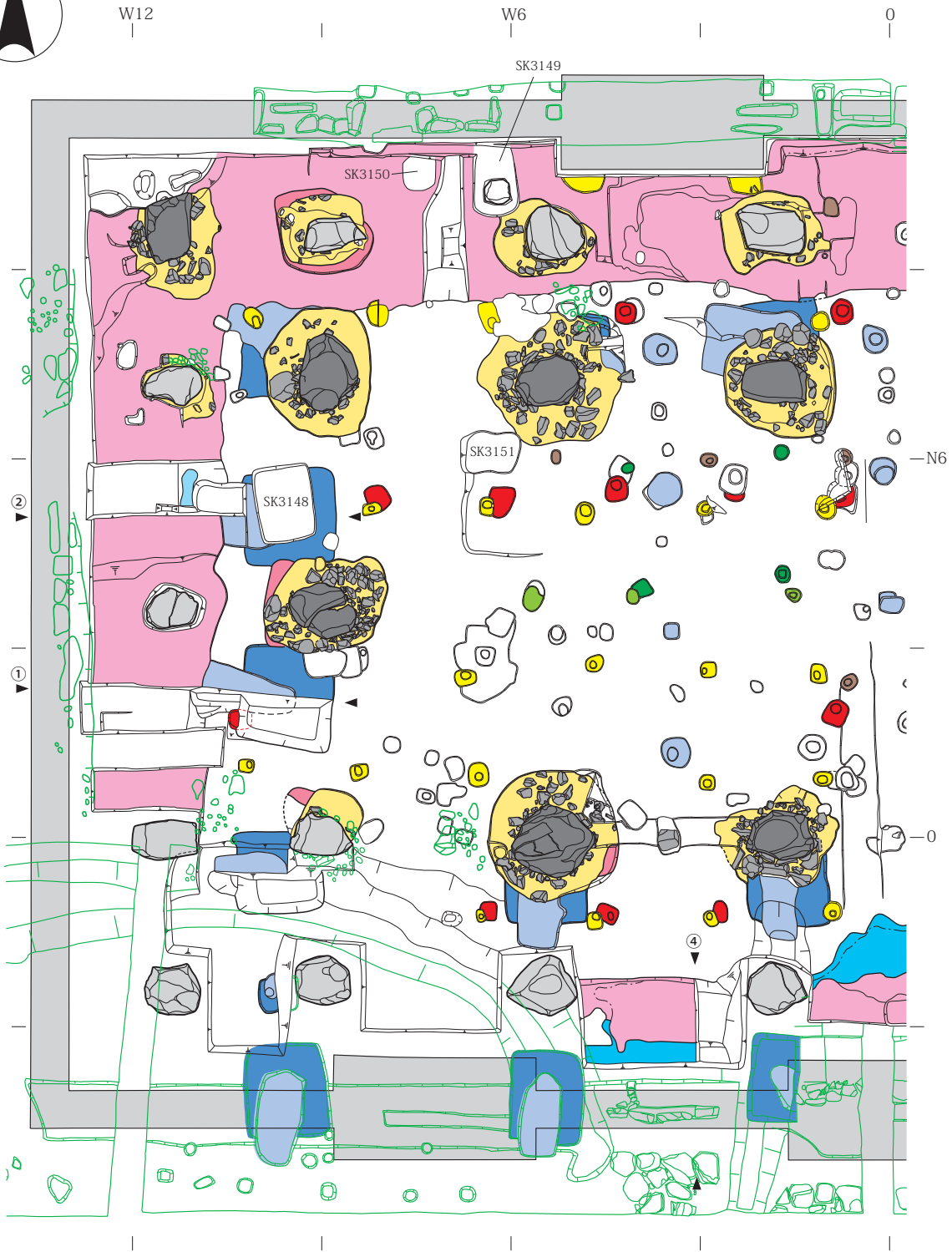
【SS3152 足場】（図版 19・20・30～32）

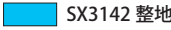

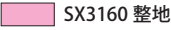
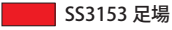
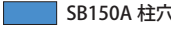

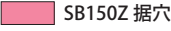
柱穴の埋土に焼土、柱抜き穴の埋土に多量の凝灰岩片を含む足場穴に注目し（図版 30）、東西の並びでみて SB150B 正殿跡の南・北入側柱列を各々南北に挟んで延びる 4 条の足場穴列と、棟通り下のやや南側を延びる足場穴列から考えた南北 4 間・東西 11 間分の足場である。柱列を挟む足場穴は見方によっては礎石を中心とした四方に位置する。

この足場の設営を想定した場合、その重複関係は SX3160 整地（SX3162 基壇）、SB150A・B 正殿跡、SS3153・3156 足場より新しく、SD3146・3147 溝より古い。規模は検出範囲で東西約 20.0m、南北約



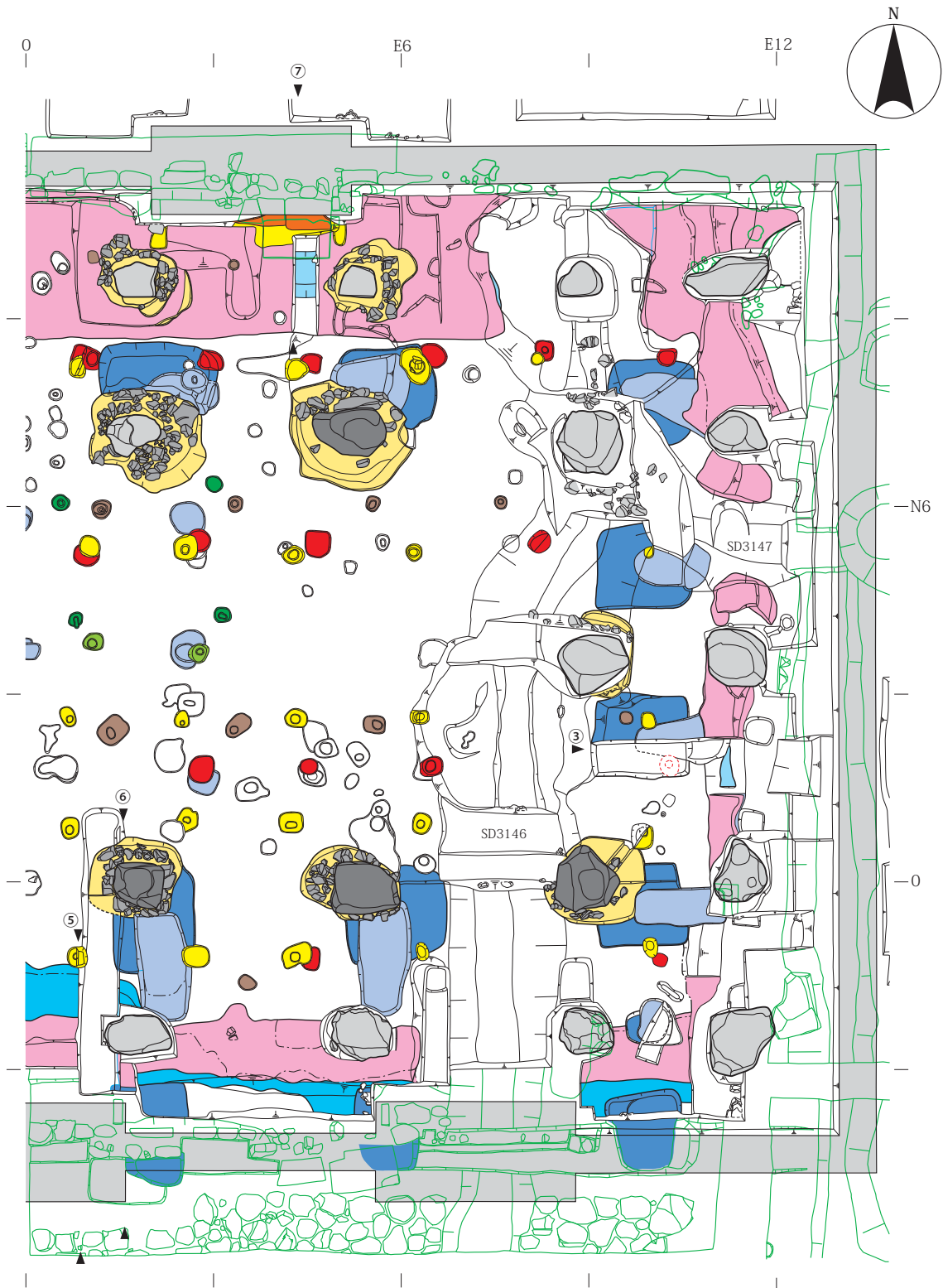
図版 18 正殿跡平面図 (合成)



- | | | | |
|---|---|--|---|
|  SX3142 整地 |  SB150A 抜取穴 |  SX3160 整地 |  SS3153 足場 |
|  SB150A 柱穴 |  SD3143 溝
SX3161 基壇下堆積土 |  SB150Z 据穴 | ※図版 20 と通用
①～⑦: 断面位置 (図版 21～25) |

0 5m
 (S=1/100)

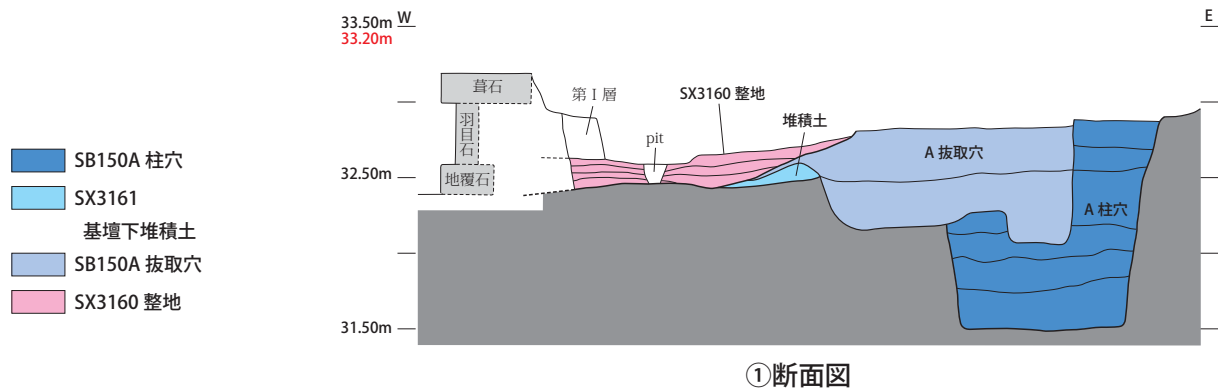
図版 19 SB150 正殿跡西半 (合成)



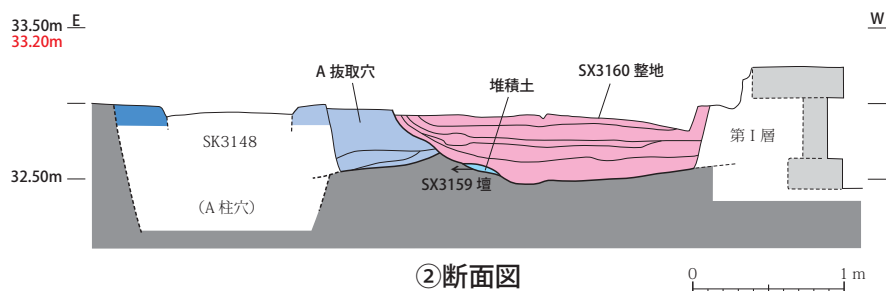
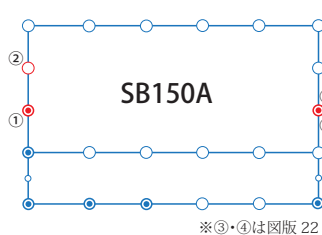
- | | | | |
|---|---|--|----------------------|
| SB150B 掘穴 | SS3154 足場 | SS3158 足場 | ※図版 19 と通用
※足場は参考 |
| SX3144・3145 階段掘穴 | SS3156 足場 | B 礎石 | |
| SS3152 足場 | SS3157 足場 | 礎石・基壇 (整備) | |
| SX3144 階段 | | | |

0 5 m
(S=1/100)

図版 20 SB150 正殿跡東半 (合成)



①断面図



②断面図

[SB150A・SX3160 断面図 (基壇西辺)]



①検出状況 (南から)



①掘下げ状況 (南東から)



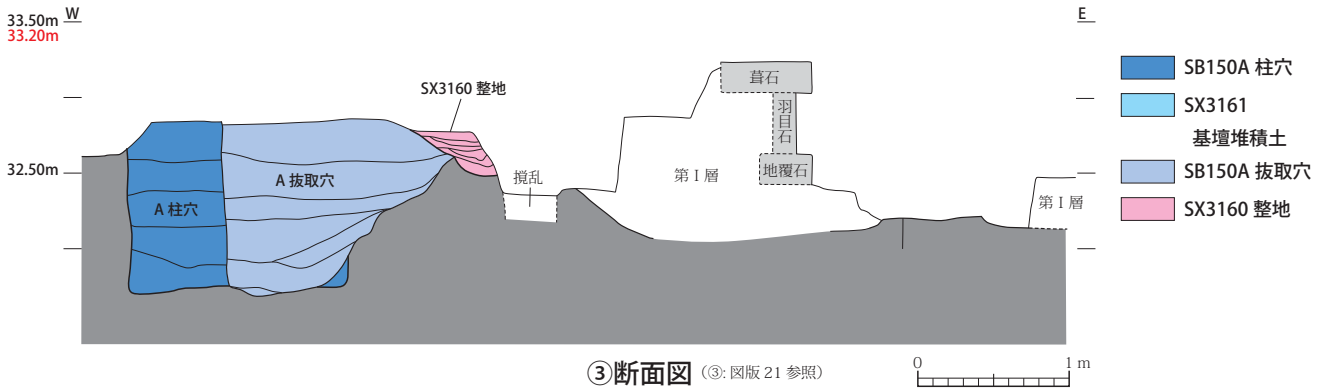
①断面 (南から)



①断面重複部拡大 (南から)

図版 21 SB150 正殿跡と基壇西縁

SX3161 基壇 (SX3159 壇)
SX3162 基壇 (SX3159 壇・SX3160 整地)



③断面図 (③: 図版 21 参照)

〔SB150A・SX3160 断面図 (基壇東辺)〕



③検出状況 (南から)



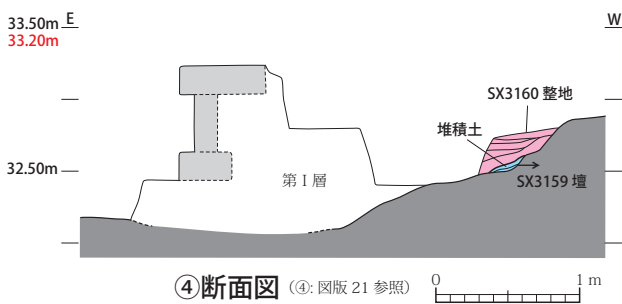
③検出状況 (南西から)



SX3160 掘下げ状況 (南東から)



③断面 (南西から)



④断面図 (④: 図版 21 参照)

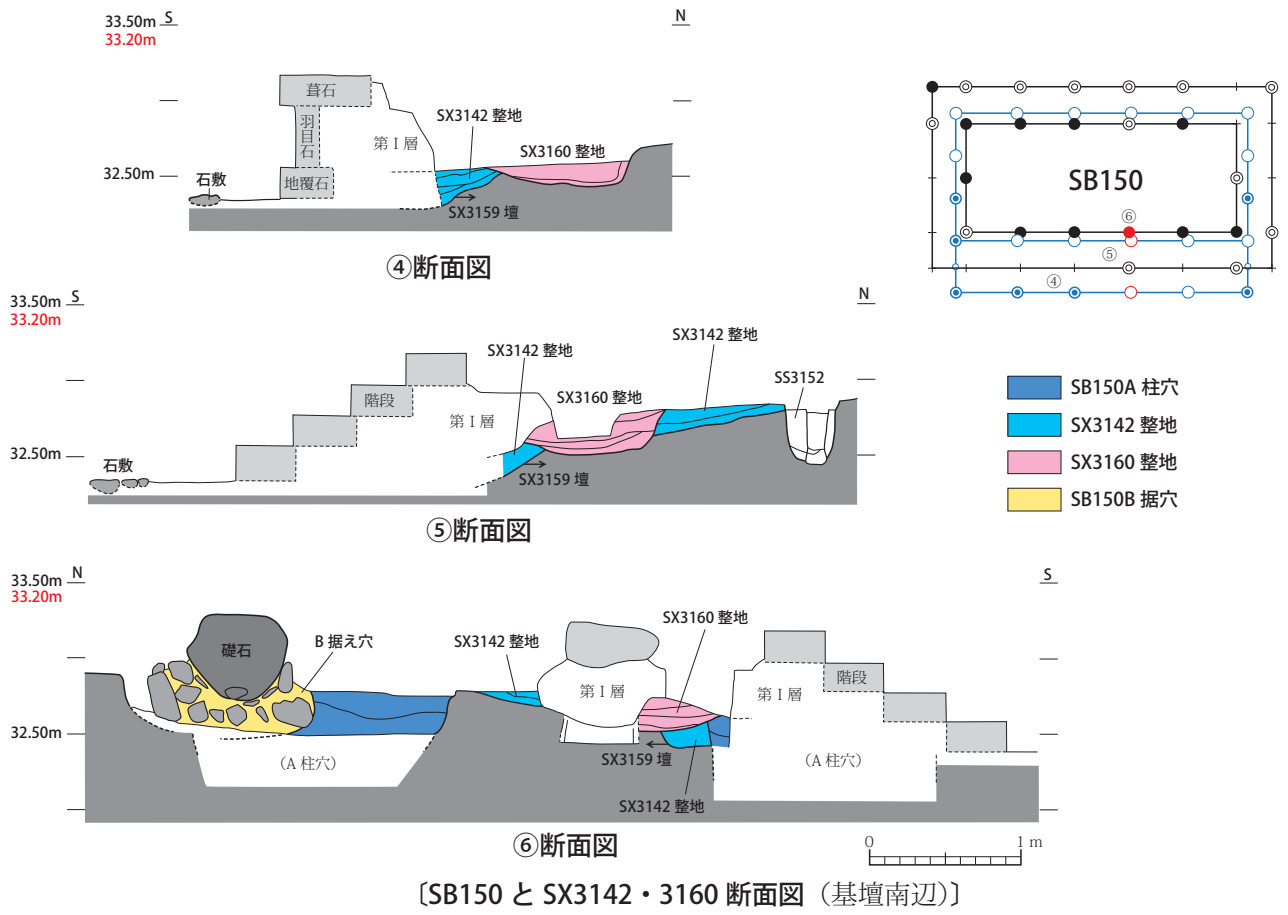
〔SX3160 断面図 (東側)〕



④断面 (北東から)

図版 22 SB150 正殿跡と基壇東縁

SX3161 基壇 (SX3159 壇)
SX3162 基壇 (SX3159 壇・SX3160 整地)



SX3142・3160 (中央柱間から西:東から)



SX3142・3160 (中央柱間:南西から)



SB150A 中央柱間東側柱穴と SX3142・3160 (東から)



SX3142・3160 (中央柱間から東:東から)

図版 23 SB150 正殿跡と基壇南縁 1

SX3161 基壇 (SX3159 壇・SX3142 整地)
 SX3162 基壇 (SX3159 壇・SX3160 整地)



④断面（東から）



④断面（北東から）



⑤断面南端（東から）



⑤断面（南東から）



⑥断面北側（西から）



⑥断面南側（西から）



SB150A 中央間東側柱穴と SX3142・3160（北東から）

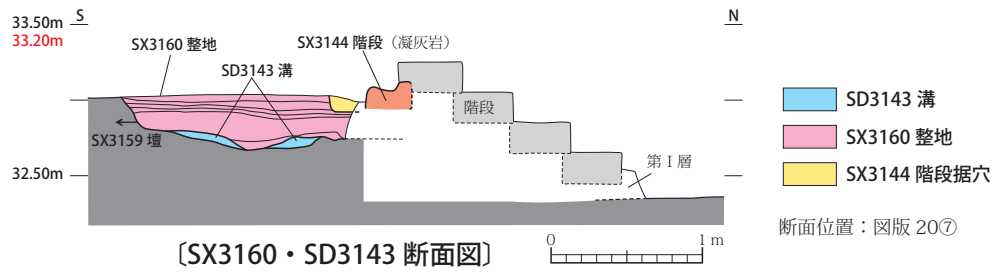


⑥断面南端拡大（西から）

※④～⑥: 図版 23 参照

図版 24 SB150 正殿跡と基壇南縁 2

SX3161 基壇 (SX3159 壇・SX3142 整地)
SX3162 基壇 (SX3159 壇・SX3160 整地)



SX3160・SD3143 断面 (南東から)



SX3160・SD3143 断面 (東から)



SX3160・SD3143 断面 (南西から)



SD3143 瓦出土状況 (南西から)



SX3160 西側 (東から)



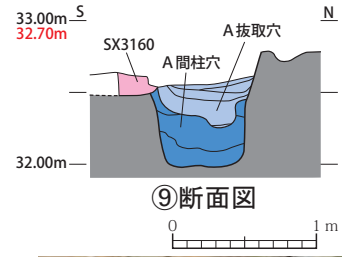
SX3160 東側 (東から)

図版 25 SB150 正殿跡と基壇北縁

SX3162 基壇 (SX3159 壇・SX3160 整地)
SX3163 基壇 (SX3144・3145 階段)



① A柱穴とB礎石（南東から）



② A 東側柱列（南から）



③ A柱穴とB礎石（南から）



④ A柱穴とB礎石（南西から）



⑤ A柱穴とB礎石（北から）



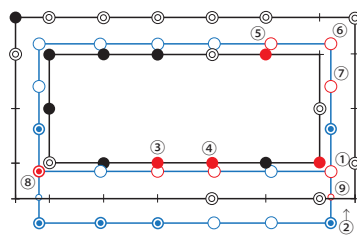
⑥ A柱穴



⑦ A柱穴（南から）

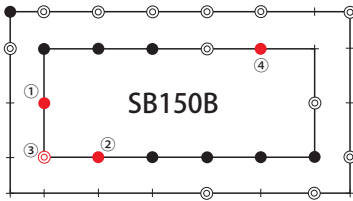
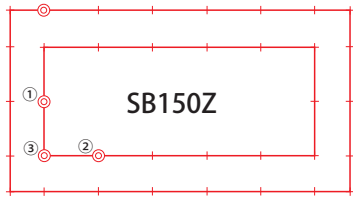


⑧ A柱穴（南から）



⑨ A間柱（南東から）

図版 26 SB150A・B 正殿跡の柱穴・礎石



①Z・B 礎石・据穴 (西から)



①Z・B 礎石・据穴 (南西から)



②Z・B 礎石・据穴 (東から)



③Z・B 据穴 (北西から)



②Z・B 礎石・据穴 (南から)



④B 礎石・据穴 (南から)



④埋土の焼土 (西から)

図版 27 SB150Z・B 正殿跡の礎石・据穴



①B 据穴 (北西から)



②B 礎石 (西から)



③B 礎石 (西から)



④B 礎石 (南から)



⑤B 据穴 (南から)



⑥B 据穴 (北東から)



⑦B 礎石 (北西から)



⑧Z・B 据穴 (北から)



⑨B 据穴 (南から)



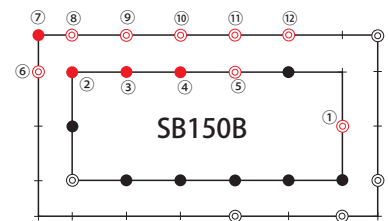
⑩B 据穴 (北東から)



⑪B 据穴 (東から)



⑫B 据穴 (東から)



図版 28 SB150B 正殿跡の礎石・据穴



西側礎石（東から）



根石の取上げと接合（東から）



礎石・根石の接合（西から）



東側礎石の割れ（北東から）



左写真拡大（北から）
〔中央柱間礎石の割れと接合〕



SX3144 西側据穴（西から）



SX3144 東側（南西から）



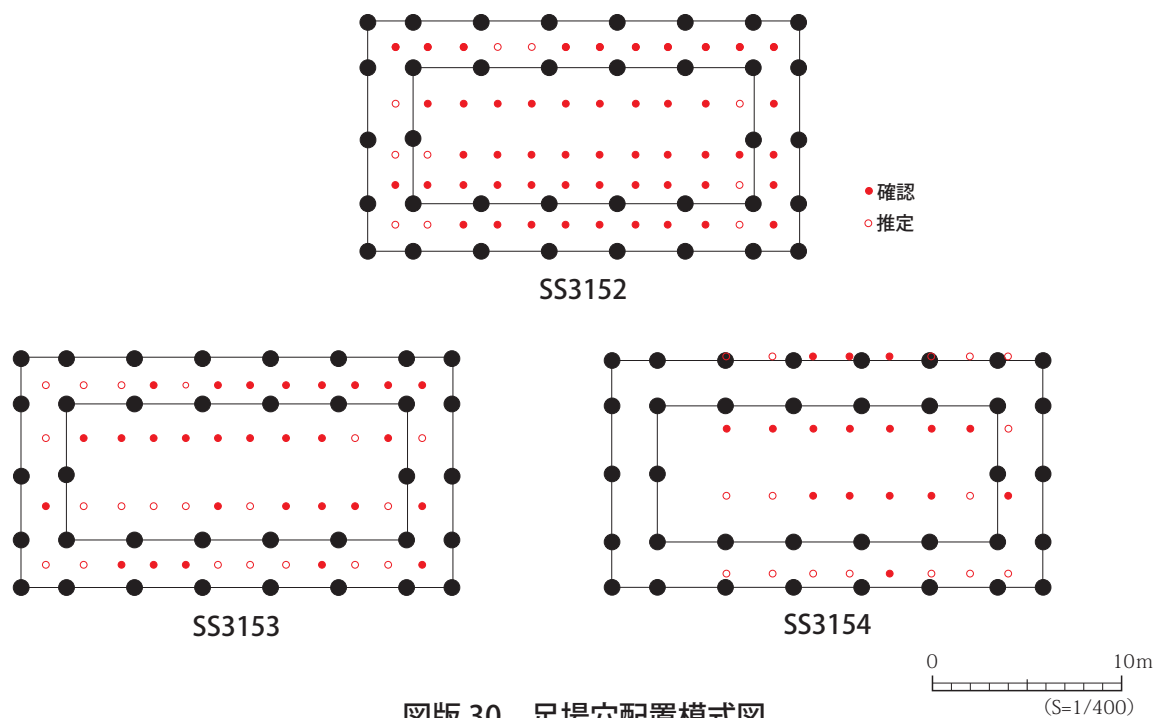
SX3145 据穴（南西から）



SX3144 埋土の焼土（南から）

〔SX3144・3145 北側階段〕

図版 29 正殿跡礎石の状況と SX3144・3145 階段



図版 30 足場穴配置模式図

9.4mである。柱間は東西が南入側柱列北側の足場穴列で東から 3.6(2間分)m・2.0m・1.7m・1.9m・1.8m・1.8m・3.6(2間分)m・1.9m・1.7mで、南北は発掘基準線すぐ西側の足場穴列で北から 3.0m・2.7m・1.6m・2.1mである。足場穴は長辺 0.3~0.4mの隅丸長方形や楕円形で、深さは精査したもので 0.45mある。埋土は焼土・地山ブロックや炭化物を含む褐色シルト(7.5YR4/3)が主体で、柱抜き穴は多量の凝灰岩片を含む褐色シルト(7.5YR4/3)で埋め戻されているものが目立つ。

遺物は、柱抜き穴埋土から須恵器甕、平瓦ⅡB類a・a2タイプ(図版32-4)が出土している。

【SS3153 足場】(図版 19・20・30・31)

焼土や凝灰岩を埋土に含まず、東西方向の並びでみて礎石式正殿跡の南・北入側柱列を各々南北に挟んで延びる4条の足場穴列から考えた南北3間・東西11間分の足場で、足場穴が棟通りを軸として概ね南北対称の位置を持つ。SS3152と同じく柱列を挟む足場穴は礎石の四方にあるが、南入側柱列の礎石は南側の足場穴列寄り、北入側柱列の礎石は北側の足場穴列寄りに位置する。

この足場を想定した場合、その重複関係はSB150A正殿跡、SS3156足場より新しく、SS3152足場、SD3146溝より古い。規模は検出範囲で東西が約20.3m、南北が約9.5mである。柱間は東西が北入側柱列南側の足場穴列で東から不明・3.6(2間分)・1.9m・1.8m・1.8m・1.7m・1.9m・1.8m・2.0m・不明で、南北は東から3間目の足場穴列で北から2.8m・3.6m・3.1mである。足場穴は長辺0.3~0.5mの隅丸長方形や楕円形で、深さは精査したもので0.45mある埋土は地山ブロックを含む褐色シルト(7.5YR4/3)が主体で、柱抜き穴では地山ブロックを含む暗褐色シルト(7.5YR3/4)による埋め戻しがみられる。

遺物は出土していない。

【SS3154 足場】(図版 19・20・30・31)

東西方向でみて礎石式正殿跡の南・北入側柱列と棟通り下の1.2~1.5m南を延びる3条の足場穴列と北廂柱列の約0.3m北を延びる足場穴列から考えた南北3間・東西7間以上と思われる足場である。礎石

との位置関係に SS3152・3153 のような規則性はみえないが、SS3152 と同じく柱穴の埋土に焼土、柱抜き穴の埋土に多量の凝灰岩片を含む足場穴が比較的多い。

この足場を想定した場合、その重複関係は SX3160 整地 (SX3162 基壇)、SB150A 正殿跡、SS3156 足場より新しい。規模は検出範囲で東西が約 14.9m、南北が約 11.4m である。柱間は北から 1 間目の足場穴列で西から 2.0m・2.1m・1.9m・2.2m・2.2m・2.1m・不明で、南北は東から 3 間目の足場穴列で北から 3.8m・3.6m・4.0m である。足場穴は長辺 0.2~0.5m 隅丸長方形や楕円形で、深さは精査したもので 0.3m ある。埋土は地山ブロックと焼土、少量の凝灰岩片を含む褐色シルト (7.5YR4/3) が主体で、柱抜き穴では多量の凝灰岩片を含むにぶい黄褐色土 (10YR4/3) による埋め戻しがみられる。

遺物は出土していない。

【SS3156 ~ 3158 足場】 (図版 19・20・31)

正殿跡中央部のやや北側や棟通り下で東西・南北に並ぶ柱穴から考えた。東西 2 ~ 4 間 (8.2 ~ 11.0m)、南北 1 ~ 3 間 (2.5 ~ 8.4m) 程の小規模なものである。SS3156・3157 は方向が東西の発掘基準線に対して東で北に約 2° 振れている。柱穴の形状は楕円形が主体で、SS3156 が長軸 0.3~0.8m、SS3157・3158 が長軸 0.3~0.5m 程のものである。埋土は地山ブロックを含む褐色土や明黄褐色土で、SS3157・3158 では焼土や凝灰岩片を含むものがある。

遺物はいずれも出土していない。

(4) 溝

【SD3146 溝】 (図版 20)

東側で検出した調査区内を南北に縦断する溝である。SX3160 整地 (SX3162 基壇)、SB150A・B 正殿跡、SS3152・3153 足場より新しい。規模は長さが 14.0m 以上で、上幅が 1.9m、下幅が 0.6m である。断面形は逆台形で、深さは 0.5m である。堆積土は褐色シルトで (7.5YR4/3)、自然流入土である。

遺物は、堆積土から丸瓦 II B 類、平瓦 II A ~ C 類、須恵器甕が出土しており、平瓦 II B 類には a・b の両タイプがある。

【SD3147 溝】 (図版 20)

北東部で検出した SD3146 溝から分岐して東に延びる溝である。SX3160 整地 (SX3162 基壇)、SB150A 正殿跡より新しい。規模は長さが 2.8m 以上で、上幅が 0.9m、下幅が 0.6m である。断面形は逆台形で、深さは 0.5m である。堆積土は SD3146 溝と同様である。

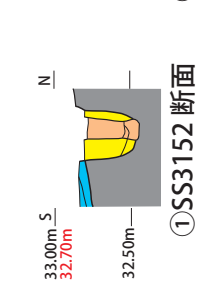
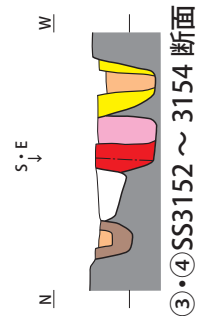
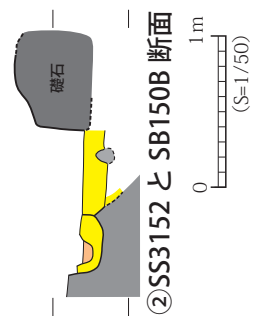
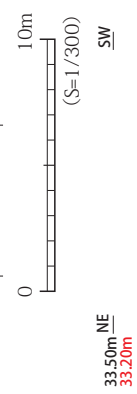
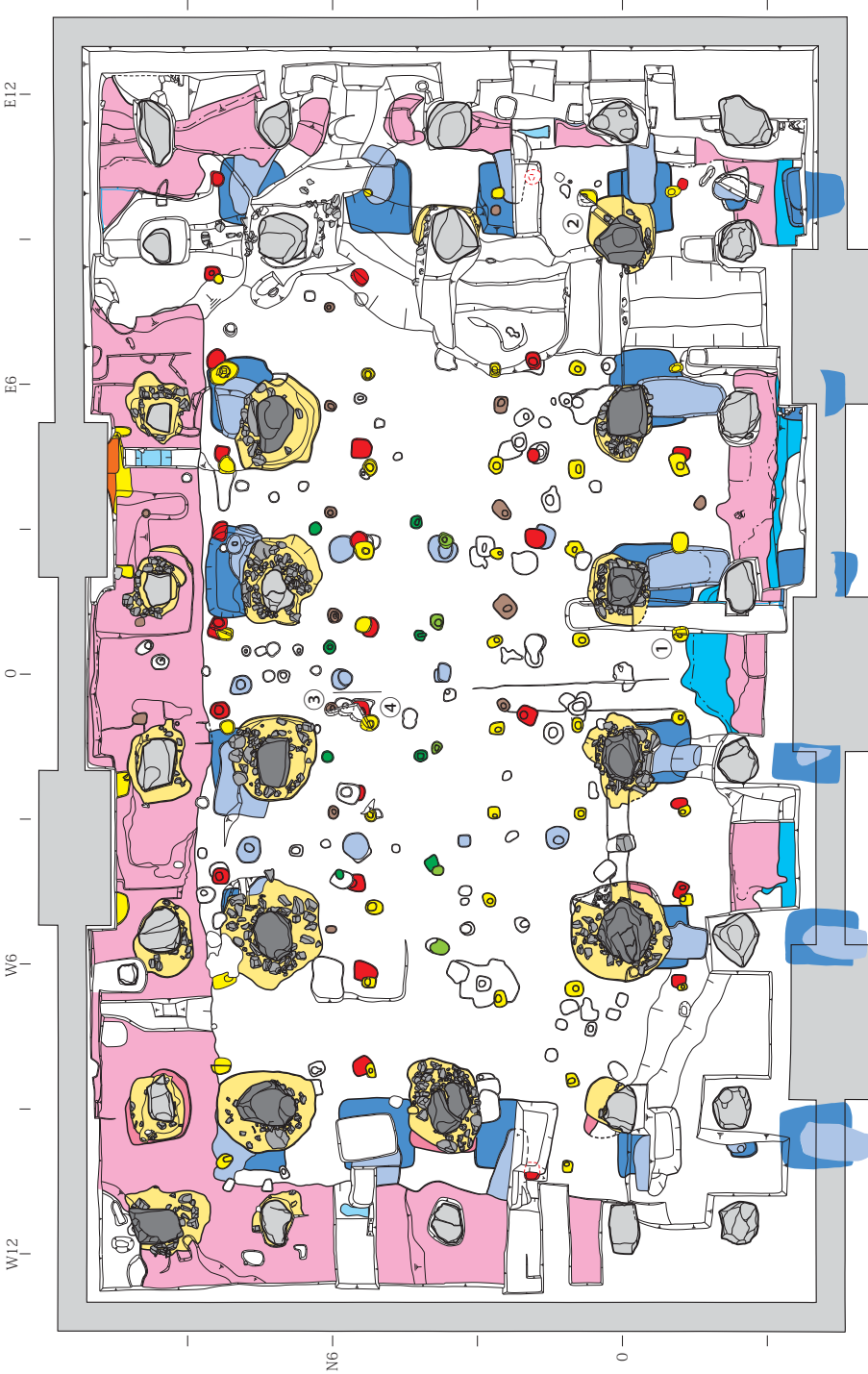
遺物は出土していない。

(5) 土壇

【SK3148 土壇】 (図版 19)

北西部で検出した南北 1.2m、東西 0.8m の長方形の土壇である。SB150A 正殿跡より新しい。方向が西辺で南北の発掘基準線に対し北で西に約 10° 振れる。

壁はほぼ垂直で、焼けて赤色に硬化する。高さは 0.1m 以上で、未精査のため詳細は不明である。堆積



図版 31 足場 (参考)



①断面 (東から)



①断面拡大 (東から)



②断面 (北西から)



③断面 (西から)



④断面 (北から)

土は焼土と多量の地山ブロック・炭化物を含む褐色土で、北壁縁辺には炭化物が集中し、骨片が認められる。

遺物は出土していない。

【SK3149 土壇】（図版 19）

北西部の SX3160 整地 (SX3162 基壇) 上面で検出した南北 1.0m 以上、東西 0.7m の土壇である。北側は復元基壇下に延びる。SX3160 整地、SB150B 正殿跡より新しい。方向は西辺で南北の発掘基準線にほぼ揃う。

底面はほぼ平坦だが、若干北側に低く傾斜する。壁はほぼ垂直に立ち上がり、高さは最大 0.1m ある。火熱で底面は黒色、赤色に硬化している。堆積土は焼土と多量の炭化物を含む褐色土が僅かに残る。

遺物は出土していない。

【SK3150 土壇】（図版 19）

北西部の SX3160 整地 (SX3162 基壇) 上面で検出した一辺 0.5m 程の方形の底面部分が残る土壇である。方向は南北の発掘基準線にほぼ揃う。底面は火熱で黒色に硬化しており、堆積土は残存ない。

遺物は出土していない。

【SK3151 土壇】（図版 19）

北西部で検出した東西 1.0m、南北 0.6m の長方形の土壇である。方向は南辺で東西の発掘基準線にほぼ揃う。壁はほぼ垂直で、高さが 0.1m 以上あるが、未精査のため詳細は不明である。堆積土は焼土と炭化物を少し含む褐色土である。

遺物は出土していない。

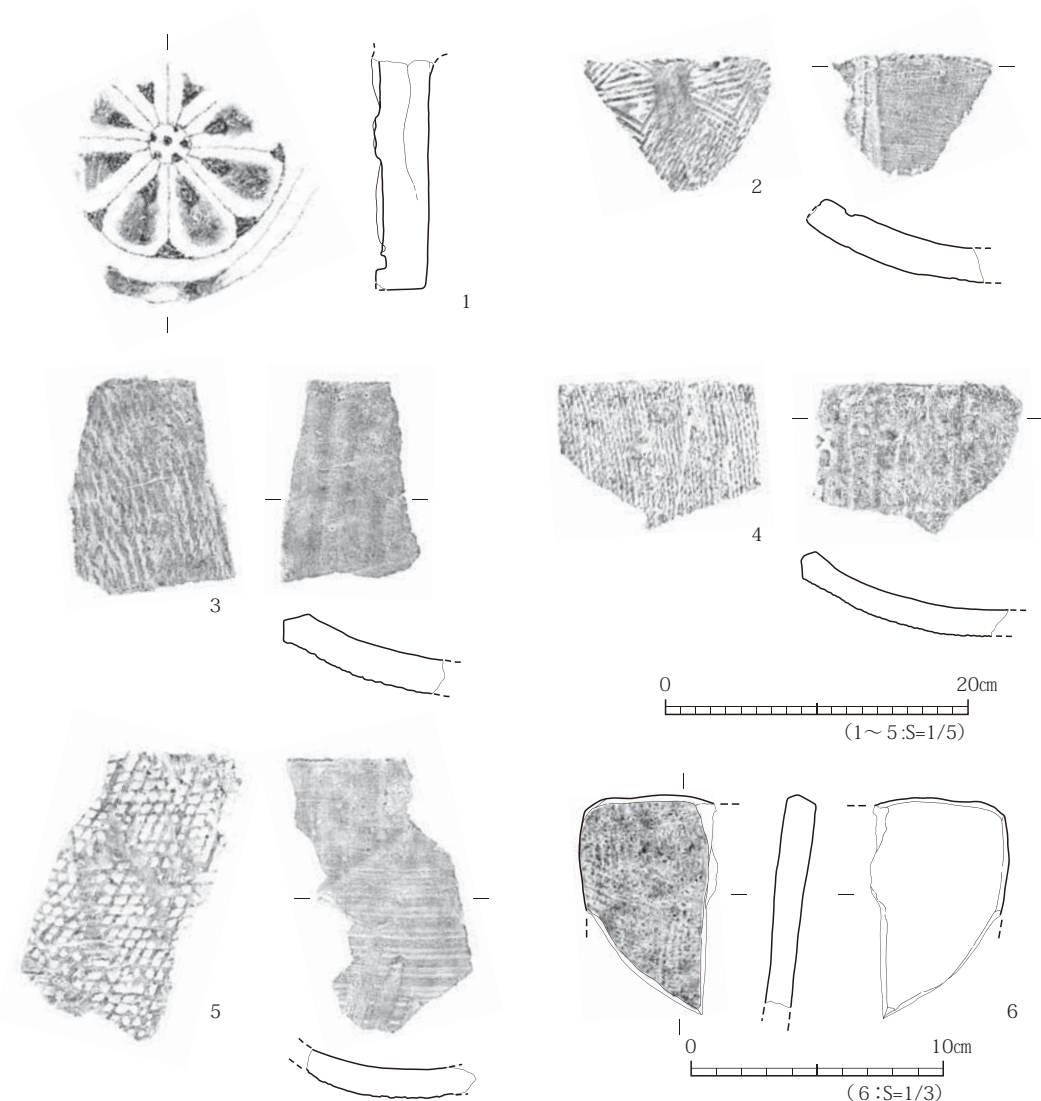
（6）表土出土の遺物

上述した遺構以外に表土から土器、瓦、土製品が出土している（図版 33）。

土器は、土師器坏・高台坏・甕、須恵器坏・蓋・長頸瓶・甕、須恵系土器坏・高台坏、中世陶器碗・盤・鉢・甕、近世陶器碗・皿・蓋・鉢・德利、近代陶器碗が出土している。いずれも小片である。

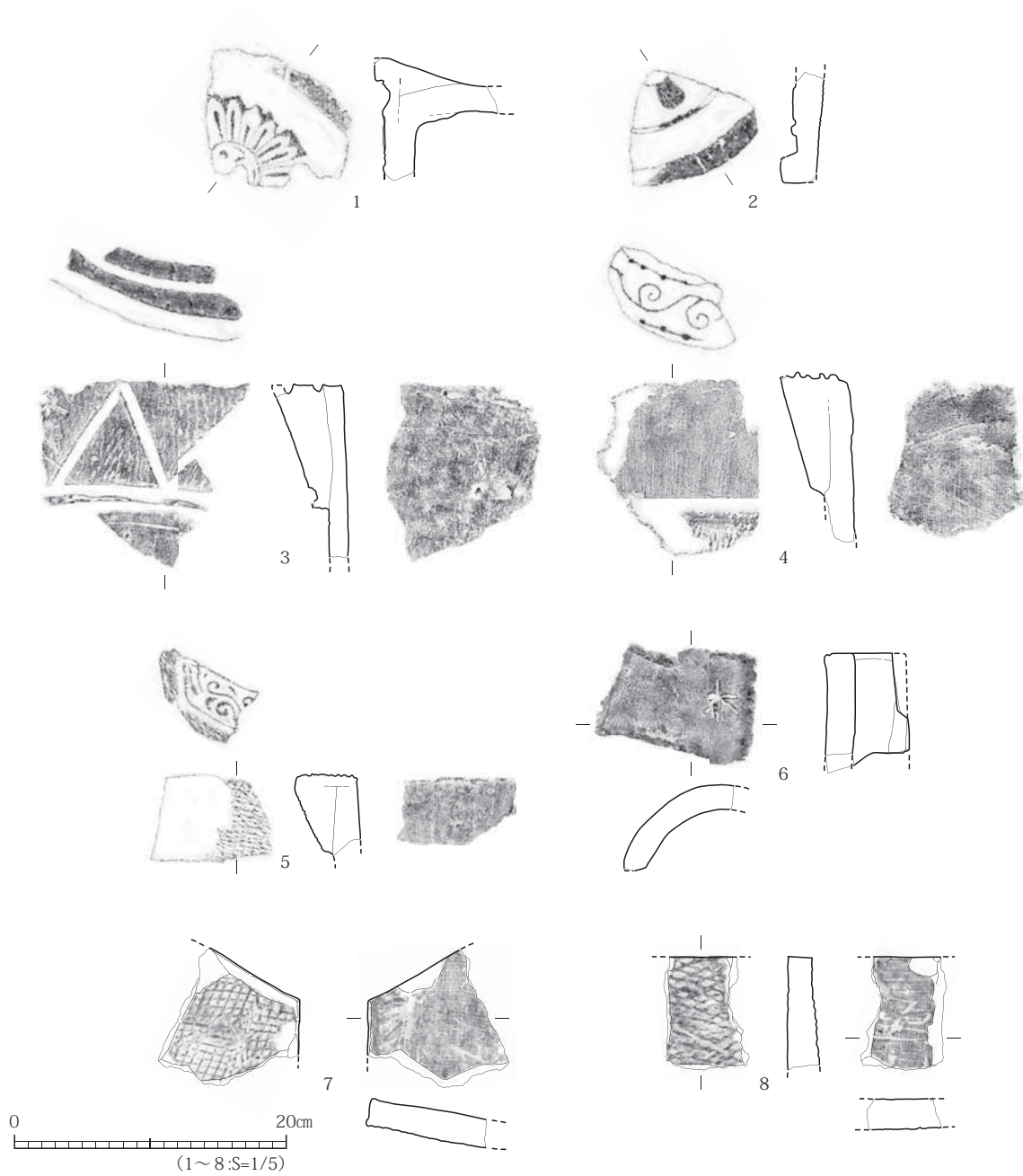
瓦は、軒丸・軒平瓦、丸・平瓦のほかに隅切瓦（図版 33 - 7）、熨斗瓦（8）が出土している。軒丸瓦には細弁蓮花文 310B、歯車状文 427（1・2）、軒平瓦には重弧文 511a、偏行唐草文 621、均整唐草文 721B があり（3～5）、偏行唐草文 621 の顎面には赤色顔料が付着している。丸・平瓦では類別できるものに丸瓦Ⅱ・ⅡB類、平瓦ⅠA・ⅠC・ⅡA～C類があり、平瓦ⅠC・ⅡB類には各々 a・b タイプがある。また、丸瓦ⅡB類には玉縁中央に「木」のヘラ書のあるものがある（6）。

土製品では羽口が 1 点出土している。



No.	出土遺構	種類	残存	長さ		幅		厚さ	特徴	写真図版	登録	箱番号
				狭端	広端	狭端	広端					
1	SB150・礎石身舎N1E3確認	軒丸瓦	瓦当破片	—	—	—	—	—	重弁蓮花文431		R-1	B15261
2	SB150・礎石身舎N1E4	平瓦	破片	—	—	—	—	2.3	IC類-aタイプ 凸面矢羽根状叩き目	34-3	R-2	B15261
3	SB150・礎石身舎N1E6	平瓦	破片	—	—	—	—	2.3	IIB類-aタイプ2		R-3	B15261
4	SS3152・抜取	平瓦	破片	—	—	—	—	1.8	IIB類-aタイプ2	34-1	R-4	B15261
5	SD3143・底面	平瓦	破片	—	—	—	—	1.9	IC類-aタイプ 凸面格子叩き目	34-2	R-5	B15261
No.	出土遺構	種類	残存	口径	底径	器高			特徴	写真図版	登録	箱番号
6	SX3160・埋土	須恵器 甕	破片	—	—	(8.6)			胴部片を打ち欠き方形に整形 上辺側面磨滅	34-4	R-6	B15261

図版32 正殿跡出土遺物



No.	出土遺構	種類	残存	長さ	幅		厚さ	特徴	写真図版	登録	箱番号
					狭端	広端					
1	表土	軒丸瓦	瓦当破片	—	—	—	—	細弁蓮花文310B		R-9	B15262
2	表土	軒丸瓦	瓦当破片	—	—	—	—	歯車状文427		R-10	B15262
3	表土	軒平瓦	瓦当破片	—	—	—	5.0	重弧文511a		R-11	B15262
4	表土	軒平瓦	瓦当破片	—	—	—	4.8	偏行唐草文621 顎面に赤色顔料付着	34-7	R-12	B15262
5	表土	軒平瓦	瓦当破片	—	—	—	4.6	均整唐草文721B		R-13	B15262
6	表土	丸瓦	破片	—	—	—	2.4	II B類 玉縁中央にへら書き「木」		R-14	B15262
7	表土	隅切瓦	破片	—	—	—	2.1	I C類 凸面格子叩き目	34-6	R-15	B15262
8	表土	熨斗瓦	破片	—	—	—	3.3	I C類 凸面格子叩き目	34-5	R-16	B15262

図版33 表土出土遺物



SS3152 出土平瓦 (縮尺 1/3)



SD3143 出土平瓦 (縮尺 1/4)



SX3160 整地層出土土器 (縮尺 1/3)



表土出土熨斗瓦 (縮尺 1/3)



SB150B 据え穴出土平瓦 (縮尺 1/3)



表土出土隅切瓦 (縮尺 1/3)



表土出土軒平瓦

図版 34 第 85 次調査出土遺物写真

3. 総括

復元された正殿跡の基壇化粧内側のほぼ全体を調査した。検出した遺構には正殿跡（建物）3、その基壇3、足場穴多数、溝2、土壇4があり、そのうち溝と土壇は正殿跡廃絶後のものである（註6）。以下では、正殿跡に関する成果を整理・検討し、今回の調査を総括する。

（1）調査成果の整理と検討

i) 成果の整理

検出した遺構ごとに得られた成果の概略と主な内容をあげると次のとおりである。

◎正殿跡（建物）

【SB150A 正殿跡】 南廂西半以外の柱穴を全て検出し、その位置と形状、建物の柱構成などが明確になった。

- ・従来、2間と推定していた身舎の梁行は3間である。この正殿は東西5間、南北4間の東西棟南廂付掘立柱建物と確定した。
- ・桁行の柱間が中央の3間に対して東・西両端の1間が広い特徴がみられる。
- ・柱抜き穴はSX3162 基壇築成時のSX3160 整地に覆われている。

【SB150Z 正殿跡】 新たに発見した礎石式の正殿跡である。

- ・礎石の据え穴がSB150B 正殿跡と同位置で重複する古い正殿跡であり、礎石式の正殿にはSB150Z → SB150B の建替えがある。
- ・SB150B と同じ構造・規模の東西棟四面廂付建物と推定される。
- ・据え穴はSX3160 整地（SX3162 基壇）を掘り込む。埋土中に焼土や炭化物は確認されていない。

【SB150B 正殿跡】 礎石や根石、据え穴の状況が捉えられた。

- ・礎石据え穴の平面形は楕円形のを主体とし、埋土中には焼土や凝灰岩片を含む。
- ・SX3145 階段（SX3163 基壇）の据え穴よりも古い。

◎基壇

【SX3161 基壇】 構造と規模がほぼ判明した。

- ・地山削り出しのSX3159 壇南側のSX3142 整地からSB150A 正殿跡の柱穴が掘り込まれており、この基壇は削り出しの壇と南側への整地によって築成されたと考えられる。
- ・基壇東・西縁の側面は下からやや斜めに立ち上がる形状をとり、自然堆積土に覆われている。
- ・規模は東西22.4m 前後、南北が13.0m 以上で、高さは0.45m 残存する。

【SX3162 基壇】 築成状況が良好に捉えられた。

- ・SB150A 正殿跡柱抜き穴の埋め戻し後にSX3161 基壇の四辺と周囲を削り出し、その後、あらためて基壇の外側にSX3160 整地による盛土を足して全体を拡張している。
- ・SX3161 基壇四辺の削り出しは南縁を広く削り、東・西・北縁はあまり削らない。周囲の削り出しは北側で顕著である。
- ・SX3160 整地で焼土や炭化物は確認されていない。

【SX3163 基壇】北縁の階段の位置と据え穴の状況が捉えられた。

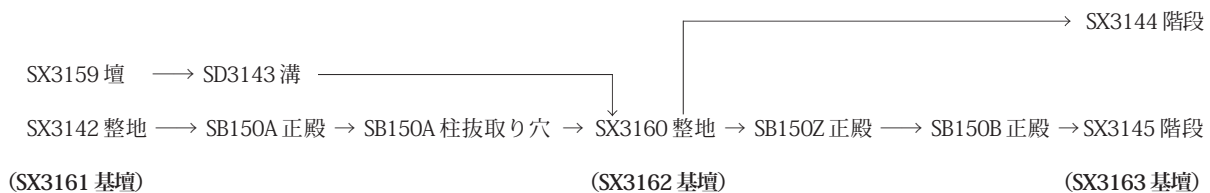
- ・東側の階段 (SX3144) の据え穴の埋土中には焼土と凝灰岩片が含まれる。
- ・西側の階段 (SX3145) を『本文編』の推定どおり確認した。東側と同規模の階段で、北縁では中央柱間を挟んだ隣の柱間に階段が東西対称に設置されている。
- ・SX3145 階段の据え穴は SB150B 正殿跡の礎石据え穴より新しい。

◎足場穴

正殿跡の本柱や棟通りに沿って直線的に並ぶ小柱穴を多数検出した。正殿の造営や修理・解体等の際に組まれた足場の柱穴とみられる。並び方や柱間間隔はやや不揃いで、組み合わせには多様な可能性がありうるが、焼土や凝灰岩を含むといった埋土の特徴からグルーピングが可能なものがあり、配列も考慮した一案を前節で示した(註7)。

ii) 建物・基壇の関係と所属時期

正殿跡の建物と基壇を『本文編』では、①SB150A 正殿跡と SX3161 基壇、②SB150B と SX3162、③SB150B と SX3163 (基壇化粧の改修のみ)、の組み合わせによる3時期の変遷で捉え、順番に第I期・第II期・第III期の正殿跡として位置づけている(『本文編』SB150A・B・C)。今回の調査で、基壇関係の遺構と建物の重複関係は次のように把握された。



これによると、SB150A 正殿跡が SX3142 整地 (SX3161 基壇) を掘り込んで建築され、その柱抜き穴が SX3160 整地 (SX3162 基壇) に覆われている。それから SB150Z 正殿跡が SX3160 を掘り込んで構築され、次いで SB150B に建て替えられた後に SX3145 階段などによる基壇 (SX3163) の改修がなされている。

建物と基壇の関係をみると、SB150A と SX3161 との対応には問題がない。『本文編』どおり、それらが第I期の正殿跡と捉えられる。次に SB150Z・B はともに SX3162 を掘り込んでいるが、SB150Z・B では新発見の SB150Z が SB150B より古い。このことから従来は SB150B が SX3162 に組み合わせるとみていたが、本来的に対応するのは古い SB150Z と考えられる。

一方、SB150B は今回の調査で礎石据え穴の埋土中に焼土を含むことが判明した。政庁跡の焼土は宝亀11年(780)の伊治公皆麻呂の乱の際の火災によるもので、政庁南門跡や東脇殿・東楼・後殿跡などの建物跡周辺では焼土層が確認できる。政庁南西部の第3次整地層にも多量に含まれており、乱の際に政庁は広く焼亡したとみられる。従来、正殿跡では焼土の分布は SX3163 基壇北縁の地覆石下とその周辺での確認に留まっていたが、今回の調査では SB150B をはじめ、SX3144 階段の据え穴、SS3152・3154・3157・3158 足場などの基壇上の遺構でも確認された。それらは他の建物跡周辺にみられるほど多量ではないが、正殿の基壇上にも宝亀11年(780)の火災による焼土がある程度分布していたことを示している(註8)。

したがって、焼土を据え穴に含む SB150B は火災後の第Ⅲ期以後の正殿跡と考えられる。また、その礎石据え穴は SX3144 階段 (SX3163 基壇) と対になる SX3145 階段より古い。このことから SB150B は第Ⅲ期に建て替えられており、続けて基壇化粧の改修 (SX3163) が行われたとみられる。その場合、前段階の SB150Z は第Ⅱ期に限定される正殿跡であり、宝亀 11 年の火災で焼失したと考えられる (註 9)。

ところで、SX3162 基壇上面では SB150Z より古い正殿跡の礎石据え穴・柱穴は確認していない。また、SB150Z の据え穴と SX3162 の整地部分 (SX3160) はともに丁寧に埋め戻し・盛土がなされている点で共通性がある。20 年弱という第Ⅱ期の短さも考慮すれば、SB150Z の前に SX3162 に伴う正殿跡がある可能性は低い。SX3162 と SB150Z が対応し、それらが第Ⅱ期に造営された正殿跡と考える。

以上のことを『本文編』と対比させて示すと次のとおりである。

『本文編』			第 85 次調査		
総称	建物	基壇	総称	建物	基壇
【第Ⅰ期】	SB150A (SB150A)	(SX3161)	SB150A	SB150A	SX3161
【第Ⅱ期】	SB150B (SB150B)	(SX3162)	SB150Z	SB150Z	SX3162
【第Ⅲ期】	SB150C (↓)	(SX3163)	SB150B	SB150B	SX3163

変更点は、新発見の SB150Z が従来の第Ⅱ期の基壇 (SX3162) と組み、第Ⅱ期の構築としていた建物 (SB150B) が第Ⅲ期の構築に降って同期の基壇 (SX3163) と組む点にあり、SB150Z の発見と SB150B の第Ⅲ期への位置づけによって建物と基壇の組み合わせが変更となる。また、従来は基壇化粧のみの改修としていた第Ⅲ期の捉え方が、宝亀 11 年の火災による礎石式建物の建替えと基壇化粧の改修として位置づけられる。

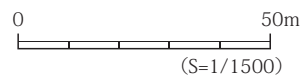
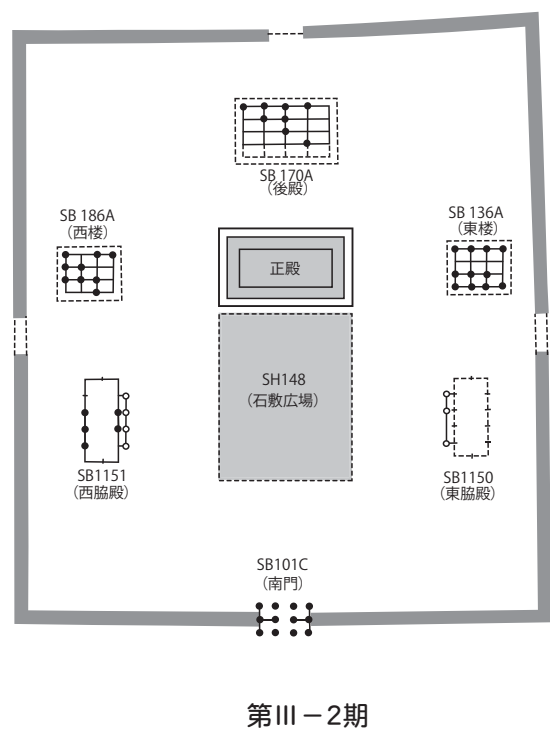
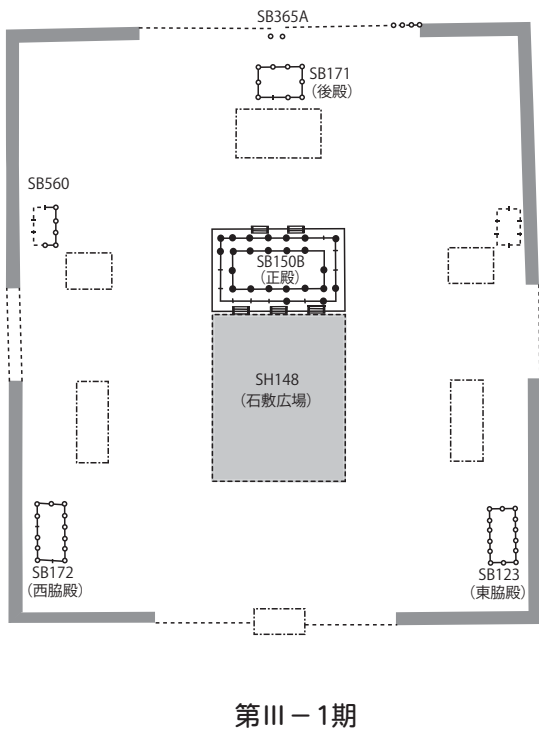
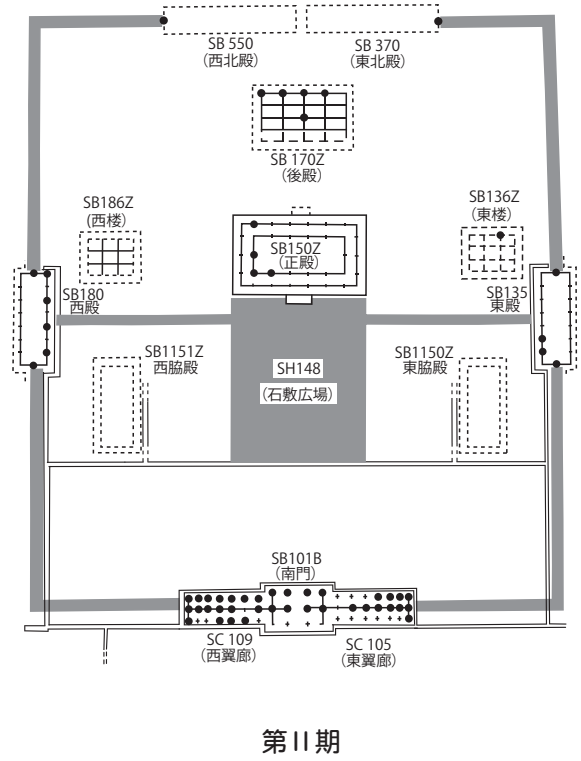
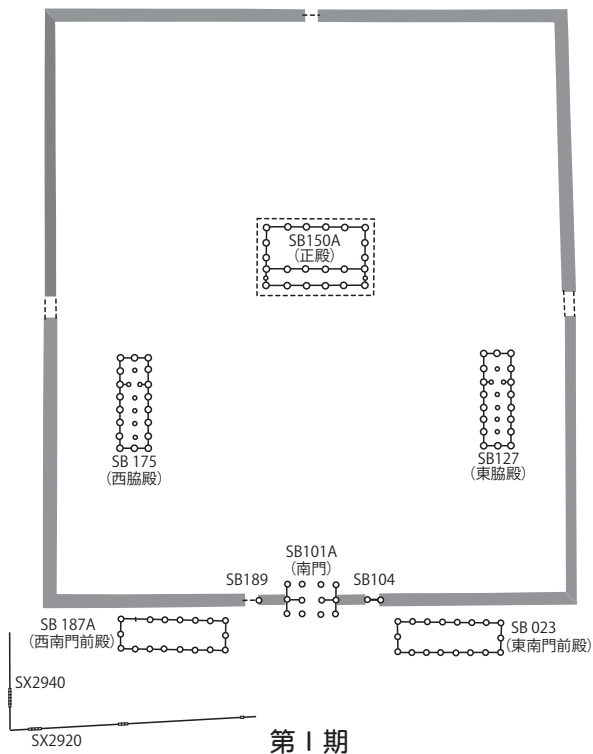
なお、正殿跡の表記は今まで SB150A・B・C としてきたが、新たに変遷に位置づけられる SB150Z を検出し、基壇との組み合わせも変更になったことから今後は SB150A・Z・B で表記することにする (註 3 参照)。

iii) 第Ⅲ期における SB150B 正殿跡の位置付け

前節までの整理と検討により、従来は第Ⅱ期としてきた SB150B 正殿跡を第Ⅲ期に位置づけたが、第Ⅲ期には第 1 小期と第 2 小期がある (第Ⅲ-1 期、第Ⅲ-2 期)。第Ⅲ-1 期の政庁は宝亀 11 年の火災後に本格的な政庁を復旧するまでの機能を維持するために造られた暫定的なもので、装飾性と実質的な機能を兼備した第Ⅱ期政庁の実質的な機能部分を復旧する計画のもとに、その実現までの間、代わりとなる掘立柱建物を本来の位置 (復旧予定地) を避けて建てた政庁である。そのうえで本格的な礎石式建物として復旧されたものが第Ⅲ-2 期の政庁である (『補遺編』)。

SB150B が礎石式の四面廂付建物である点に基づけば第Ⅲ-2 期に位置づけるのが順当であるが、第Ⅲ-1 期で正殿跡に該当する掘立柱建物が検出されていないことが注意される。正殿は政庁の中心となる重要な施設である。また、陸奥国府多賀城の正殿であり、出羽国も含めた行政・軍制の中核である。正殿なしでは国府多賀城の政庁、及び、政庁内の建物は意味を持たない。第Ⅲ-1 期でも正殿の存在は必須と考えられるが、政庁域の調査で該当する掘立柱建物は未検出である。

ここで第Ⅲ-1 期の建物配置をみると、建物は復旧のために本来の位置を避けて全体的に外側に造られているが、一般的な政庁の形態どおり東西対称に配置され、後殿跡も中軸線上に位置する (図版 35)。したが



図版 35 第I～III期の政庁模式図

って、暫定的な正殿の場所は中軸線上に限定されるが、正殿跡北側と西楼跡東側の交点付近では検出されず、正殿跡の南側にもない。また、それらの場所は北側では南に正殿の基壇がある点、南側では他の建物との配置に乱れが生じる点や石敷広場という実態があり、実は正殿の立地に適していない。必然的に可能性があるのは正殿跡の場所以外にはなく、今回の調査で該当する掘立柱建物跡は確認されなかった。

これらのことを踏まえれば SB150B 正殿跡だけは第Ⅲ-1 期に造営された可能性が高いと考えられる。『本文編』でも正殿存在の必然性、暫定的な正殿跡の未検出、第Ⅲ期以降の正殿跡の建替えを見出していない状況から第Ⅲ-1 期に第Ⅱ期正殿跡の存続を考えた。解釈としては十分に成立するものである。ただし、政庁域での焼土層の分布や暫定的な建物の存在、文献史料上の多賀城炎上前後の状況などに基づいた大局的な見地からすると、違和感の強い解釈であったのは否定できない。多賀城を襲撃・放火した賊徒(蝦夷)にすれば、政庁の正殿こそ火を放つ象徴でもあるからである。

しかし、蝦夷側から律令国家側に立場を変えてみれば正殿こそ第一に復旧すべき建物である。また、最初に造る中枢建物に付随する建物には仮設の必要性もあるが、中枢自体は初めから本格的に造営するのが得策であり、仮設の必要性はあまりない。その場合、建築対象地や近接した場所に仮設の建物を置くのも造営を進めるうえで支障となる。正殿焼失による建替えの事実、第Ⅲ-1 期の正殿存在の必然性、暫定的な建物の未検出に加えて考えれば、SB150B は第Ⅲ-1 期に位置づけるのが現時点では合理的とみられる。

宝亀 11 年の火災後、政庁は正殿を本格的な礎石式建物として早急に復旧し、他の建物は暫定的に掘立柱建物を置いて機能したと考える。それが第Ⅲ-1 期であり、その後に協殿、楼、後殿などの建物が礎石式建物として復旧され、最終的に完成した状態が第Ⅲ-2 期と捉えておく(註 10)。

(2) 各時期の正殿跡

今回の成果を加えて、各時期の正殿跡を概観するとともに若干の検討をする。

i) 第Ⅰ期の正殿跡 —SB150A 正殿跡—

東西 5 間、南北 4 間の東西棟南廂付掘立柱建物である。SX3161 基壇上に建てられており、北側には雨落溝とみられる SD3143 溝が布設されている。

建物の規模は東西 19.7 m、南北 11.7 m で、面積は 230.5 m² である。片廂付建物だが、多賀城創建前後の城柵官衙遺跡の正殿跡では最大である。身舎部分は 163.5 m²、廂部分は 67 m² で、廂部分も比較的広い。廂の出は身舎の梁行の柱間間隔に比べて長く、両妻柱筋の廂と身舎の柱穴の間には間柱がある。

身舎は桁行 5 間、梁行 3 間で、柱間が桁行 3.7 ~ 4.2m、梁行 2.7 ~ 2.8m であり、梁行の柱間が狭い。3 間の梁行は郡山遺跡や秋田城跡、名生館官衙遺跡などの正殿跡の身舎と共通する(仙台市教育委員会 2005、秋田市教育委員会 2002、宮城県多賀城跡調査研究所 1981)。また、桁行は柱間が中央の 3 間(3.7 ~ 3.8m)に比べて両端の 1 間が広い(4.2m)特徴がある。柱は直径約 40cm の円柱と推定される。柱の底面の標高は 31.7 ~ 32.1m で、用材には若干の長短があった可能性がある。地山ブロックを多く含む褐色主体の土を 0.2 ~ 0.3m 単位で埋め戻し、突き固めながら立てている。

基壇(SX3161)は地山を削り出した壇(SX3159)の南側に盛土(SX3142 整地)を加えて築成されている。後続の基壇築成時に削られているが、東・西縁では下部が残存し、東西は約 22.4m である。南北は 13.0m 以上、

高さは0.45m以上で、両妻の柱と基壇東・西縁との間隔や北側柱列と北側のSD3143溝との距離(最大1.5m程)から南北は最大で14.0m前後と推定される。その場合、基壇の面積は310㎡前後となる。高さは、SD3143溝の検出面と第Ⅱ期の基壇築成時に削り出された北側の面(復元階段のほぼ底面)に約0.25mの差があることから第Ⅱ期の基壇より0.25mは低い(図版25)。

基壇化粧は確認されていない。基壇は東・西縁では下からやや斜めに立ち上がっており、自然堆積土に覆われている(図版21・22)。化粧に関わる痕跡はみられない。また、堆積土上端と残存する基壇上端との水平距離は0.2~0.3mと狭い。これらの状況からみて化粧はなかった可能性があり、存在しても木装などによる簡易なものと思われる。少なくとも石組や瓦積などの重厚なものは考えがたい。北縁もSD3143溝と基壇上端の距離(0.3m)から同様に考えられる(図版25)。

一方、南縁は第Ⅱ期の基壇築成時に東西方向に溝状の掘込が行われていることからみて化粧が存在した可能性がある。溝状の掘込は今回検出したSX3160整地の分布範囲にあたる東・西妻の間柱を東西に結ぶライン南側の掘込と以前に確認した南廂柱列沿いの掘込の2条がある。ともに幅約1.0m、深さ0.2~0.3mのもので間柱や南廂柱列より新しく、第Ⅱ期の基壇に伴うSX3160整地や玉石施設より古い。検出状況からこれらはSB150Aの南廂柱列沿いの南縁、及び、東西の間柱を結ぶライン上に存在した施設を抜取った溝の可能性が考えられる(註11)。

また、北側の間柱を結ぶ掘込と南側の南廂柱列沿いの掘込の検出面・底面には高さ0.4m前後の差があり、南廂柱列沿いの掘込の位置が低い(註12)。同じように間柱から北側の身舎と南側の廂の柱穴を比べると、廂の柱穴底面が低い(註13)。これらのことから間柱付近を境として基壇には高低差があるとみられ、南縁は前面と廂内の上下二段の形態をとり、それぞれに化粧がなされていたことが想定される。その形態を想定すれば、廂部分の広さや基壇築成時における南側のみの整地も理解しやすいと思われる。

その他、南縁では中央柱間部分でSX3142整地が北側に入り込んでおり、身舎への入口となる踏段や階段などの施設に伴うと考えられる。基壇と合わせて身舎に入るには三段以上のステップがあることになる。

北側のSD3143溝は北側柱列の1.6m前後北を柱筋沿いに延びており、雨落溝とみられる。柱列との間隔は第Ⅰ期のSB175西脇殿跡西側の雨落溝の場合と同じである。

以上のような第Ⅰ期正殿は片廂付建物であることや基壇の東・西・北縁に化粧がない可能性があることなどの点で格式の低さは否定できないが、陸奥国の官衙では基壇上に建てられた当時最大の建物である。また、南側には廂を持ち、化粧が施された二段構成の基壇と三段以上の階段の存在が想定される建物で瓦葺きでもある。建物の構造や南縁以外の基壇のあり方には素朴さが窺われるが、基壇建物、規模の大きさ、南正面重視の形態は当時の陸奥国府の正殿に相応しい偉容を備えていたとみられる。

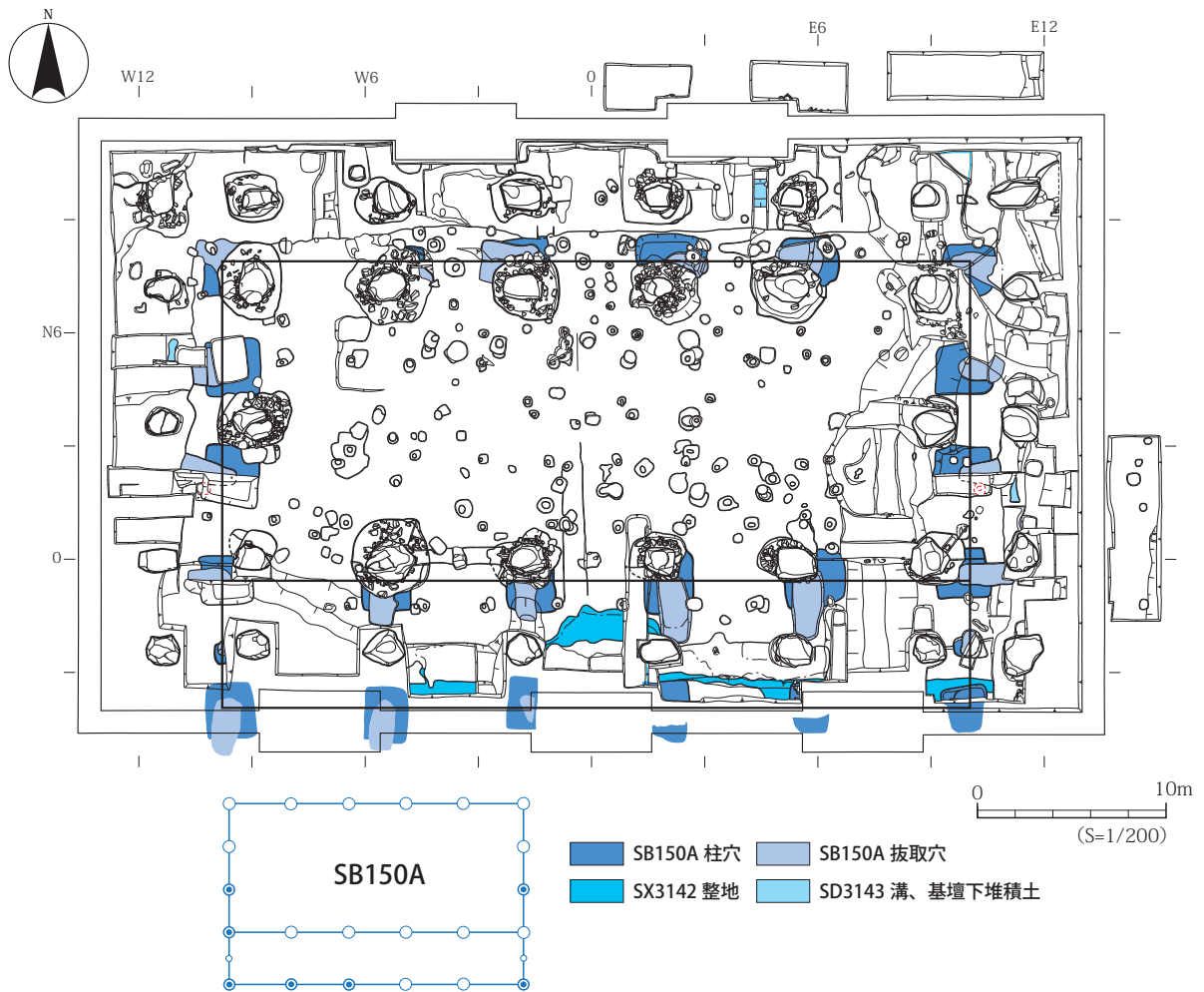
ii) 第Ⅱ期の正殿跡 —SB150Z 正殿跡—

後続のSB150B正殿跡と同じ構造・規模と推定される東西7間、南北4間の東西棟四面廂付礎石建物跡である。第Ⅰ期の正殿解体後に規模を大きくしたSX3162基壇上に建てられている。

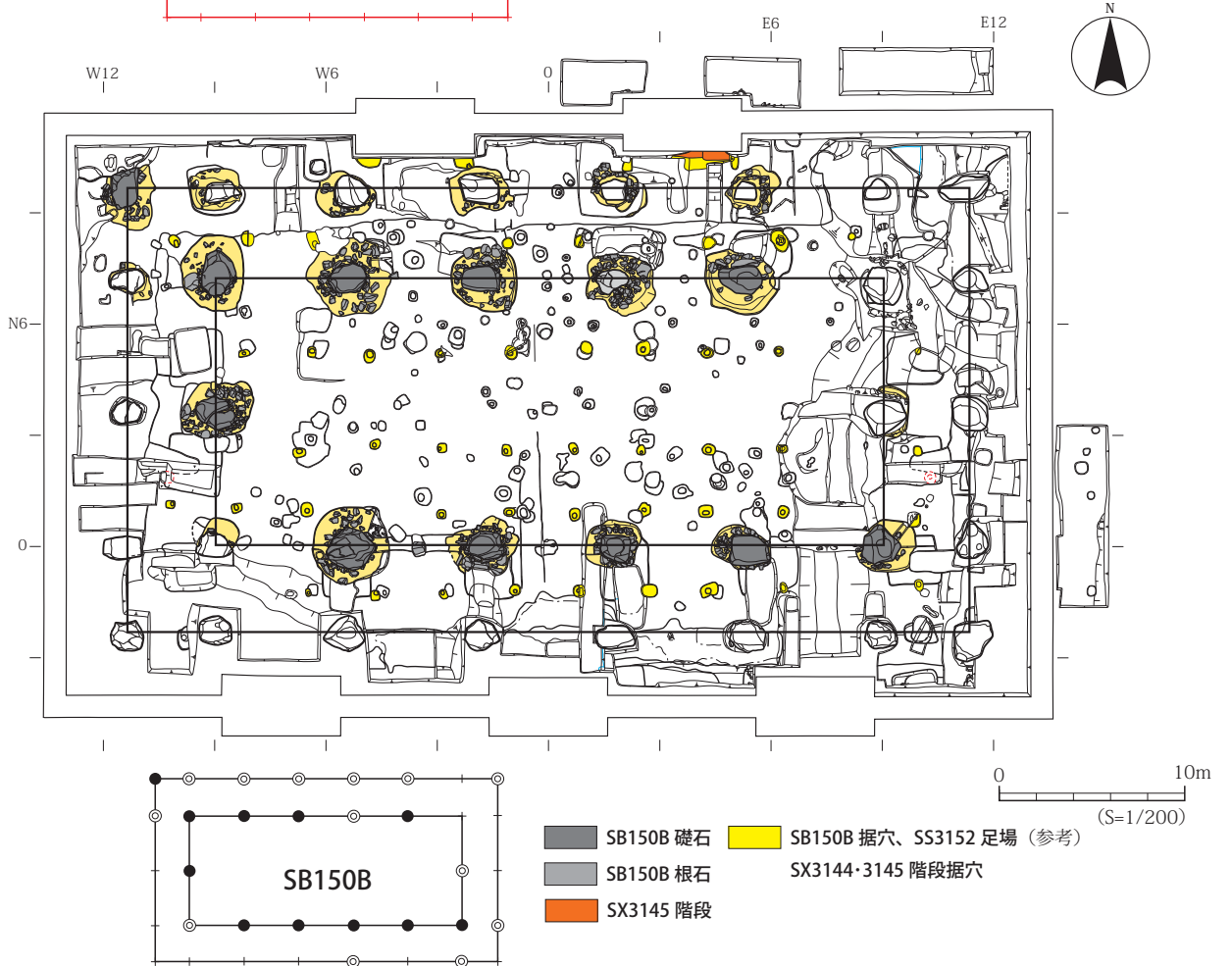
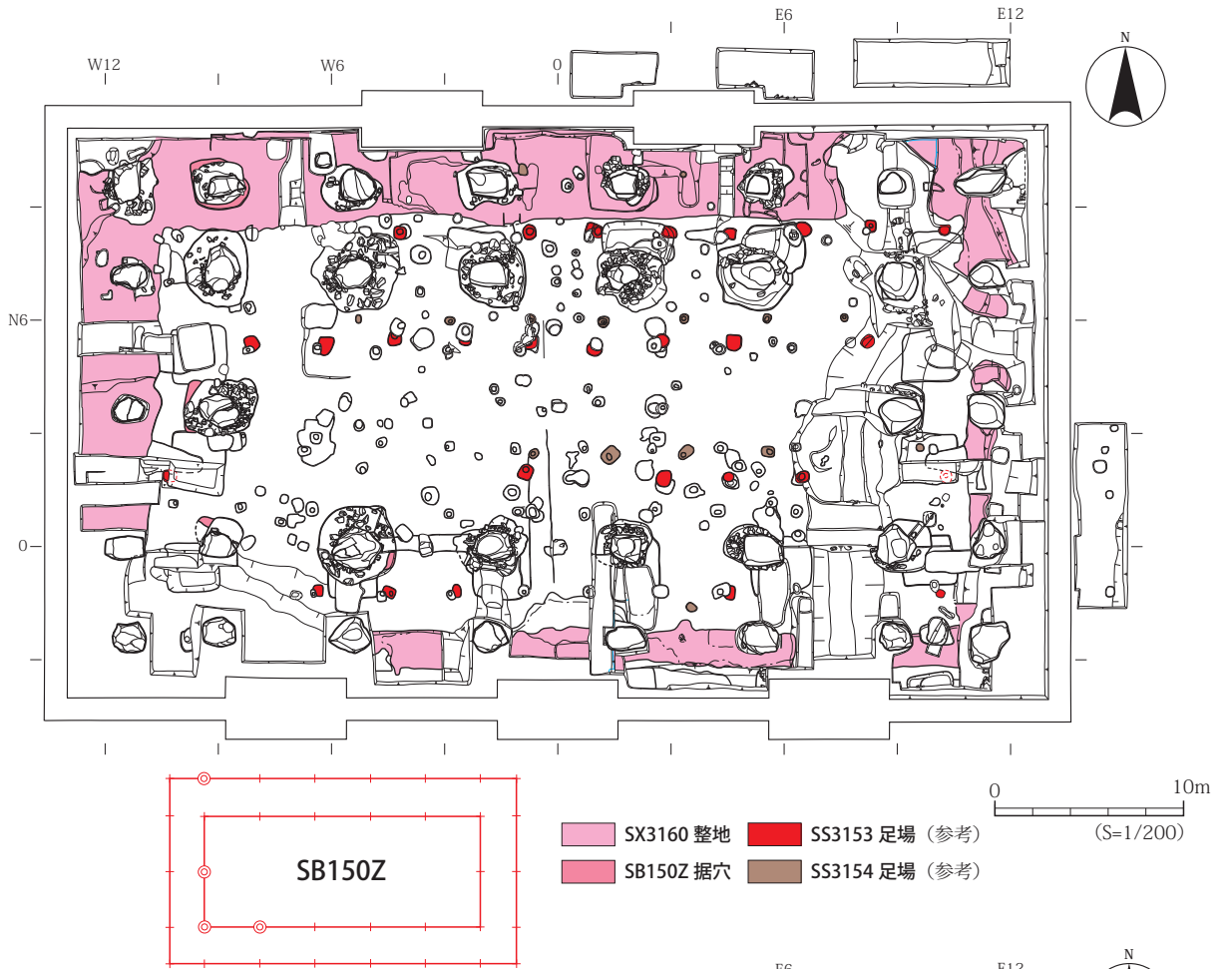
建物はSB150Bと同位置で重複する礎石の据え穴を4箇所検出したのみであり、SB150Bとの同構造・規模(面積:273.6㎡)の推定以上のことを述べるのは難しい。その推定自体はSB150Bの基壇改修が化粧部分



SB150 正殿跡



図版 36 SB150A 正殿跡



図版 37 SB150Z・B 正殿跡

を対象とし、本体はそのまま継承する点でも窺われる。他に知られる特徴としては、礎石据え穴の形状がSB150Bの楕円形主体に比べると方形や長方形に近く、灰褐色土による埋土も比較的均質なことがあげられる。構築にあたっての丁寧さが窺われる。

基壇(SX3162)は第Ⅰ期の基壇に削りや盛土を加えて形状を変更、規模を拡大しており、基壇化粧も以前の成果から玉石積によるものとみられる。また、南面の石敷広場北縁にあるU状の控えからみて、南縁の中央柱間を中心に幅約5.4mの階段が布設されている。その幅は後続のSB150Bと同構造・規模の建物とした場合、3.6m等間の桁行柱間の中央柱間分と両隣の柱間の各々半間分にあたる。

基壇の規模はSX3160整地の範囲と上述した第Ⅲ期の改修状況からみて、平面的には第Ⅲ期と同規模で東西が26.4m、南北が15.6mである。面積は約412㎡で、第Ⅰ期の基壇より102㎡程大きい。高さも概ね第Ⅲ期と同等(南縁0.85m、北縁0.75m)と思われるが、礎石が残らず、基壇化粧も第Ⅲ期の改修で壊されているため厳密には不明とせざるをえない。北側の現状で最も高い基壇上面でみれば0.65m以上である。

築成は第Ⅰ期正殿の柱抜き穴を埋め戻した後に基壇の四辺と周囲を一度削り出し、あらためてSX3160整地による盛土を基壇の外側全体に足して築成しており、南廂付建物から四面廂付建物への移行に合わせて形状と規模を大きく変更している。

基壇を削る際には南側を大きく削り、地山削り出しの基壇主体部を東西により長い長方形に整形し直している。周囲は南側以外も広く削り、東・西側では第Ⅰ期の基壇下堆積土が基壇沿いに最大でも幅約0.7mを残して外側は削られる。北側では第Ⅰ期の雨落溝北側を0.25m前後下まで削り出しており、基壇を高めている。整地による盛土は整形し直した基壇主体部の四辺にほぼ均等になされる。それによって古い基壇より東西に長く、規模の大きい基壇が築成された。その後、玉石積による化粧と階段の設置によって最終的に第Ⅰ期とは異なる形状と規模、化粧を持つ基壇となる。

iii) 第Ⅲ期の正殿跡 —SB150B 正殿跡—

東西7間、南北4間の東西棟四面廂付礎石建物跡である。第Ⅱ期のSB150Z正殿跡の焼失後に同じ位置・構造・規模で建物がまず再建され、続いて基壇化粧、階段の改修がなされている。

建物の規模は東西が22.8m、南北が12.0mである。面積は273.6㎡であり、城柵官衙遺跡の正殿跡で最大である。身舎は桁行5間、梁行2間で柱間は桁・梁行とも3.6m等間、廂の出は各面とも2.4mであり、計画性の高い均整な柱の配置をとる。ただし、礎石の据え穴が第Ⅱ期のSB150Z正殿跡のものと同位置で重複することからみて、それは第Ⅱ期正殿跡を継承したあり方と捉えられる。

礎石は径0.8×1.3m程の自然石だが、やや不揃いである(註14)。平らな面を上にして据えられており、丁寧な加工はみえないが、柱がのる部分は簡易に整形されているとみられる(図版26①・④、図版27上段など)。その形状から柱は直径0.40~0.45m程の円柱と推定される。根石は0.2m前後の自然石が主体で、据え穴は平面形が楕円形のものが多い。埋土には焼土ブロックや凝灰岩片が含まれており、第Ⅱ期の埋土の均質さに比べると混合が目立つ。

基壇(SX3163)は本体に関わる大きな形状や規模の変更・補修などはなされていないが、建物の建替えに続けて凝灰岩の切石による基壇化粧に変更されている。基壇の規模は東西26.4m、南北15.6mで、高さは

残りの良い箇所の状態などからみて南縁が0.85m、北縁が0.75mである。化粧の改修は総長84.0mに及ぶ。

化粧は地覆石、羽目石、葺石、階段の側石・踏石などからなる。各部材の詳細と基壇化粧の推定復元は『本文編』が記すとおりである。階段については以前に検出された東半の3ヶ所に加えて『本文編』が推定した北縁西側の階段(SX3145)を新たに確認したことで東西の対称性が立証された。南縁の中央柱間と身舎両端柱間の3ヶ所、北縁の中央柱間両脇の柱間2ヶ所の都合5ヶ所における布設は確定的である。階段は四段、幅は約3.0mで建物の柱間(3.6m)に対してやや狭く収められている。

iv) 第Ⅳ期の正殿跡

現段階では建替えの痕跡は認められていないことから第Ⅲ期に建てられたSB150Bの存続を考えている。しかし、政庁跡では貞観12年(869)の大地震後の第Ⅳ-1期に後殿跡が建替えられており、同期の瓦も少なからず出土する。したがって、他の建物にも補修等が加えられたとみられる。また、現状で正殿跡に第Ⅳ期以後の建替えの痕跡はみられないが、建替えの余地がないとは言い切れない。

今回の調査で検出したSB150Bの据え穴は第Ⅲ期のものである。また、原位置を留める礎石は第Ⅳ期まで使われた礎石である。ただし、これらの検出状況には次の3種がある。

- ア) 据え穴の埋土や根石が礎石の側面を取り巻くもの(図版27①・②・④、図版28②・③など)
- イ) 礎石の周りの埋土がほとんど失われているもの(図版26③)
- ウ) 礎石が失われているもの(図版28⑧~⑫など)

このうちア)は第Ⅲ期に据えた礎石が第Ⅳ期もそのまま使用されたと断定できるが、イ)とウ)は礎石周りの埋土の状況が不詳であり、礎石の据直しがなかったとは言えない。また、礎石の据直しのない建替えも考えられないことではない。こうしたことからSB150B以後にも建替えの余地は残るが、現状では認識できない域のことでもある。ここではそうした余地もみたくうでSB150Bの存続を考えておきたい。

(3)政庁の変遷と正殿跡

政庁については『本文編』と『補遺編』の検討を経て、変遷の大要と各時期の特徴が捉えられている。以下では、今回の調査で成果が得られた第Ⅰ～Ⅲ期の正殿跡をその中で位置づけて総括とする。

i) 第Ⅰ期政庁と正殿跡

『補遺編』は第Ⅰ期の政庁を掘立式の正殿、脇殿、南門などの基本的な構成要素からなり、第Ⅰ期から全遺構期の中で最も単純で基本的な様相を持つ政庁であるとともに、その規模・構成が全遺構期を通して継承された基盤をなす政庁と捉えている。また、最初の政庁であるため第Ⅱ期以降の政庁に比べるとやや荒削りで不足もみられるとする。

今回の調査で、第Ⅰ期の正殿跡では建物や基壇の構造・規模がより詳細になった。建物は基壇上に建てられた桁行5間、梁行4間の南廂付掘立柱建物である。基壇は地山削り出しの壇の南側に盛土を加えた東西約22.4m、南北14.0m前後のもので、面積は約310㎡、高さ0.45m以上の基壇である。基壇化粧は東・西・北縁にはない可能性がある一方で南縁では上下二段の構成と基壇化粧の存在が想定される。

この正殿は第Ⅱ期以後のものに比べれば構造や格式に劣る点は否定できないが、当時の陸奥国の官衙では基壇を持つ最大の建物であり、南正面を重視し、国府の正殿に相応しい偉容を備えていたとみられる。また、第Ⅱ期以後の正殿は形態や構造・規模が変化するが、基本的に第Ⅰ期正殿の基壇の主体部を継承して同じ位置で建てられている。陸奥国の官衙最大の建物である点も変わらない。

こうした様相は『補遺編』が示す第Ⅰ期政庁の特徴とほぼ合致しており、今回の成果はその詳細の明確化として位置づけられる。第Ⅰ期の正殿は南廂付掘立式建物という比較的簡素な構造を持つ。しかし、国府正殿としての規模と偉容を持ち、そのあり方は同じ場所で第Ⅱ期以後の正殿に継承された。基壇の主体部がほぼそのまま第Ⅱ期以後に継承された点に典型的なように第Ⅰ期の正殿は第Ⅱ期以後の正殿の明らかな基盤である。また、比較的簡素な構造の建物であること、南縁以外の側面は剥き出しに近い基壇とみられる点には第Ⅰ期政庁の正殿らしさも窺われる。

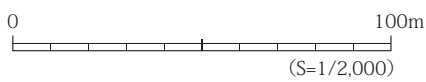
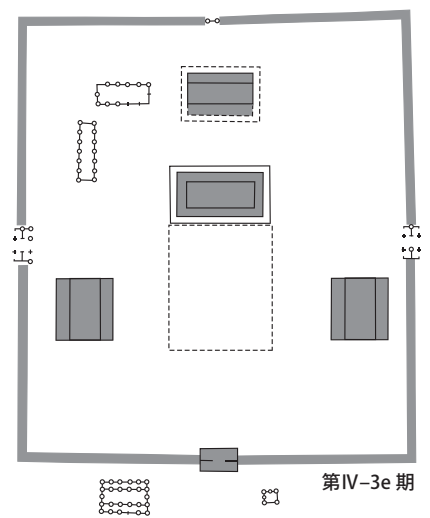
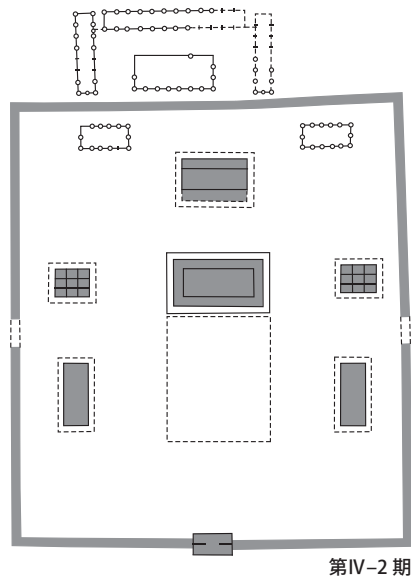
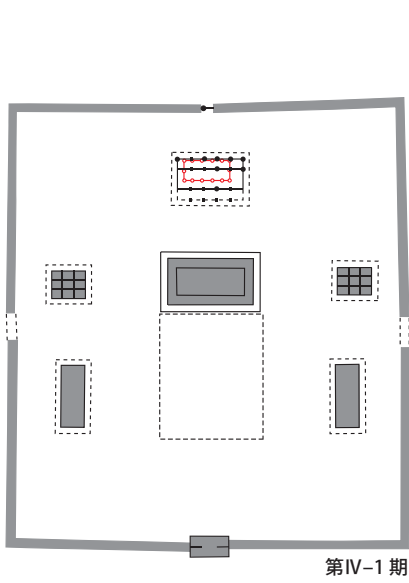
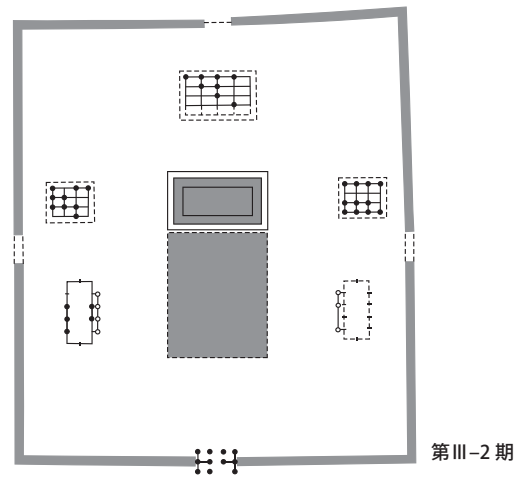
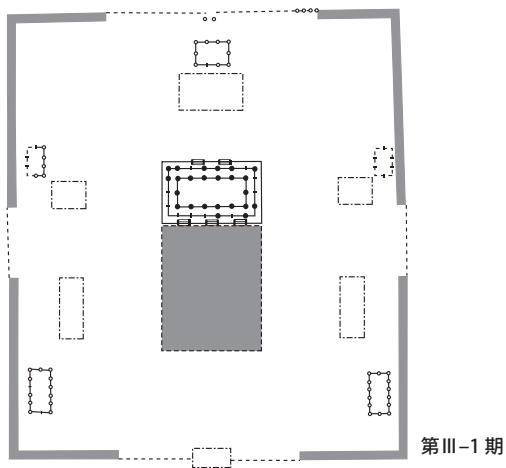
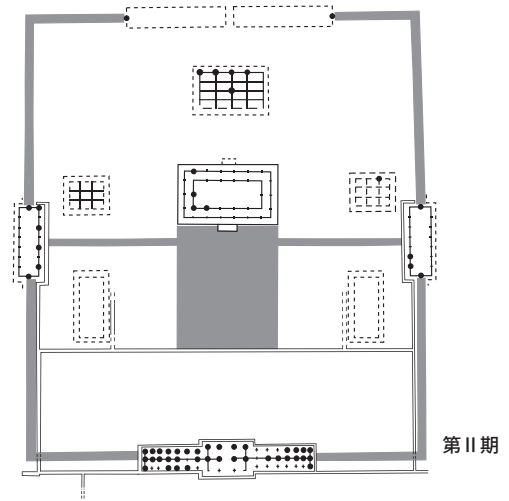
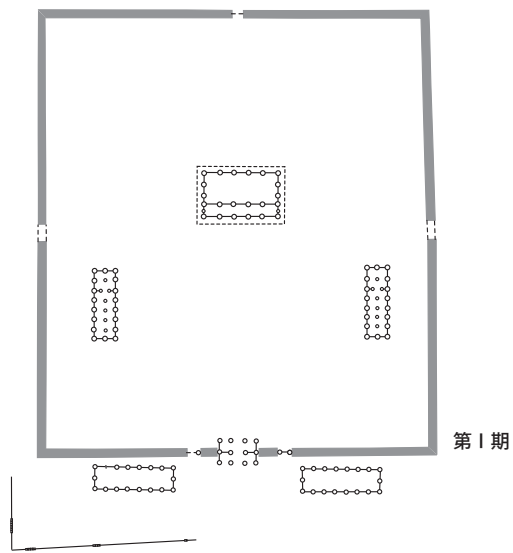
ii) 第Ⅱ期政庁と正殿跡

『補遺編』は第Ⅱ期政庁を政庁域の平坦化や正殿規模の拡大、准構成的な要素の楼・後殿の新設、礎石式の採用などによって以後に継承される実質的な機能と翼楼や築地線上の建物の構築、石敷広場や石組溝の布設、化粧石の多様によって卓越した装飾性を兼備して整備された政庁と位置づけている。その様相は他の時期と全体規模や基本的な構成要素などの点では同一でも差違が大きいもので、特に第Ⅰ期政庁とは隔絶した観があり、変遷上の大きな画期として捉えられる。その点は正殿跡についても第Ⅰ期との建物の様式・構造の変更、規模の拡大などの点で把握されている。

今回の調査で、第Ⅱ期正殿跡では建物に関する大きな変更があったが、位置や礎石式の四面廂付建物という構造・規模に変化はなかった。そのため建物自体からの補足はないが、第Ⅰ期正殿跡の身舎の梁行が第Ⅱ期の2間とは異なる3間であったことにより、第Ⅰ期との建物の様式・構造の差が従来よりも大きくなる。また、基壇の築成状況が良好に確認されたことで造営時における基壇の形状変更、規模拡大の様子が具体的に捉えられた。基壇は第Ⅰ期の南廂付建物から第Ⅱ期の四面廂付建物への移行に合わせて形状を整形し直したうえで規模が拡大されており、最終的に第Ⅰ期より約100㎡広い約412㎡の玉石積の化粧を施された基壇となる。築成時には周囲も広く削り出され、基壇が高められている。

これらの成果を加えた第Ⅱ期正殿のあり方も『補遺編』の見方に則していると思われる。特に第Ⅰ期の正殿とは従来以上の差違が明確となり、第Ⅱ期への移行が大きな画期として捉えられる。建物では若干の補足に留まるが、もともと掘立式の南廂付建物から礎石式の四面廂付建物への移行自体が大きな変更であるうえに第Ⅰ期正殿の梁行の変更を通して構造的な変化の度合いが強まる。また、基壇の形状・規模・化粧等における差違と第Ⅱ期への移行過程の明確化は、大略的に規模の拡大と捉えていた『補遺編』の理解を具体的に建物に合わせた形状・規模の大きな変更として位置づける。基壇周囲の削り出しも基壇を高めただけでなく、視覚的に正殿の偉容を増すとともに政庁域平坦化の一環として捉えられる。

以上のことは第Ⅱ期政庁を変遷上の大きな画期とする『補遺編』の見方を正殿跡で具体的に補完・強調する成果といえる。



图版 38 政庁変遷図

iii) 第Ⅲ期政庁と正殿跡

『補遺編』における第Ⅲ期政庁の捉え方は、第Ⅱ期政庁との連続性を重視したうえで、その装飾性は踏襲せず、以後の政庁の基本となる実質的な機能部分の施設のみを継承した政庁とするものである。

今回の調査では、第Ⅱ期のSB150Z 正殿跡が宝亀11年(780)の火災で焼失し、第Ⅲ期にSB150B 正殿跡に建替えられたことが判明した。SB150Zの礎石据え穴がSB150Bのものと同位置で重複することが端的に示すように、第Ⅲ期の正殿は第Ⅱ期と同じ位置・構造・規模で再建されている。基壇も本体に関わる大きな変更・補修はなく、基壇化粧のみが玉石積から凝灰岩切石に変更された。また、現段階では第Ⅲ-1期の再建とみるのが合理的であり、宝亀11年の火災後の政庁では正殿が本格的な礎石式建物として早急に復旧され、脇殿や楼、後殿などについては掘立式建物を暫定的に建てて機能が維持されたとみられる。なお、第Ⅲ期正殿の礎石の据え穴は第Ⅱ期に比べると形状は楕円形で埋土にも混合がみえる。

こうした第Ⅲ期正殿のあり方は、第Ⅱ期正殿の基壇本体の使用、同じ位置・構造・規模での再建という点で第Ⅱ期との連続性を重視し、その実質的な機能部分を継承したとする『補遺編』の見方とよく適合する。他の建物より早い復旧も正殿が政庁で最も実質的な機能部分であるためと理解される。基壇化粧の全面的な改修には違和感もなくはないが、凝灰岩は加工が容易で切石組みも組みやすい工法であり、早急な復旧にはむしろ適している。据え穴の形状や埋土の特徴にも早急さがみえなくもない。

第Ⅱ期正殿が火災で焼失し、建替えられた事実が把握されたことは、従来の見解にみえた政庁域での焼土層の分布や暫定的な建物の存在、文献史料にみえる多賀城炎上前後の状況などに基づく違和感を払拭するものである。また、建替えられた第Ⅲ期正殿のあり方は第Ⅱ期正殿を踏襲したものであり、再調査を経て示された『補遺編』による第Ⅲ期政庁の特徴と合致する。

構成区分	名称	遺構期		第Ⅲ期		第Ⅳ期		
		第Ⅰ期	第Ⅱ期	第1小期	第2小期	第1小期	第2小期	第3小期
基本的構成要素	正殿	●	●	●		○
	脇殿	●	●	●	●	○	○
	南門	●	●	●	○
	築地	●	●	●	○	○
	広場	●	●(石敷)
準基本的構成要素	後殿		●	●	●	●
	楼		●	●(○)	●
付加的構成要素	脇門	●						
	翼廊		●					
	北殿		●					
	東・西殿		●					
	南門前殿	●						●
	北東部建物						●	
	北西部建物						●	●
	北方建物						●	
	石組溝		●					
	石敷通路		●					
その他	東・西門	◇			◇			●
	北門	◇(潜門)	●(馬道)	●	◇	●		●

●: 新設 ○: 補修(推定) ◇: 推定

建物・施設変遷表

【註】

- 註1 第1次調査は正殿跡の礎石や根石の位置をおさえて礎石式の正殿跡(SB150B)の存在を捉えた。しかし、遺構保存のため、それ以下には掘り下げなかったことから礎石の据え穴や古い掘立式の正殿跡(SB150A)の存在は不明のままであった。第6次調査は掘立式の正殿跡の確認を目的とし、礎石式の正殿跡の南入側柱列以南と中軸線から東側一間分を縦断する逆「T」字状の調査区で実施された。その結果、掘立式の正殿跡の柱穴を14ヶ所で発見し、礎石式の正殿跡でも据え穴や根石の状況を記録したほか、基壇化粧の形態・変遷(SB150B→SB150C)が捉えられた。しかし、部分的な調査のため、範囲外の柱穴や礎石の据え穴等の位置・状況は不詳のままであった。
- 註2 『本文編』では基壇を建物本体と一括して記述するが、今回の調査では建物と基壇の組み合わせに変更があったため本書では両者を別記載とし、基壇には古い順にSX3161～3163の遺構記号・番号を付した。なお、他に記述上の必要性から『本文編』のSB150A 正殿跡の地山削り出しの壇をSX3159壇、SB150Cの基壇北縁東側の階段をSX3144階段とした。
- 註3 このように変遷上に新たに位置づけられる遺構を発見した場合、遺構の番号・記号は新発見の遺構に新たなものを付し、元からある遺構の番号・記号の変更はしていない。変遷の解釈に追加・変更があるたびに順序を合わせる付け替えはせず、1つの遺構に一度付した番号・記号は基本的に踏襲している。
- 註4 なお、現在、最上段の踏石は遺存していなかった。
- 註5 『本文編』では原位置を留める身舎の礎石を11個とするが、身舎東側中央の礎石は現在では原位置を留めていない。また、身舎北東隅の据え穴はSD3146溝に壊されている。
- 註6 土壌のうちSK3148は壁面が焼けて赤色や黒色に硬化し、炭化物とともに骨片が認められたことから火葬墓と思われる。SK3149・3150にも火熱の痕跡があり、同様の可能性がある。
- 註7 なお、前節で考えた足場は重複関係や礎石式正殿跡(SB150Z・B)との位置関係、柱穴・柱抜き穴の埋土の状況などから、SS3152にSB150Bの建築、SS3153にSB150Zの建築、SS3154にSB150Zの解体またはSB150Bの建築に関わる可能性が想定しうる。
- 註8 焼土が他の場所より少ないのは正殿が高い基壇上にあることや本文で後述する第Ⅲ期の正殿建替え時に基壇上から焼土や炭化物が除去されたためと推測される。
- 註9 なお、SX3162基壇上面でSB150Zより古い正殿跡の礎石据え穴・柱穴は確認されていない。また、SB150Zの据え穴とSX3162の整地部分(SX3160)の埋土は焼土や炭化物を含まず、丁寧な埋め戻し・盛土がなされた点で共通性がある。20年弱という第Ⅱ期の短さも考慮すれば、SB150Zの前にSX3162に伴う正殿跡がある可能性は低い。
- 註10 なお、第Ⅲ-1期は第Ⅱ期から第Ⅲ-2期への移行期とみられる。したがって、図版35の模式図の状態は他の時期とは異なって固定的ではない一状態を示すものであり、その様相は第Ⅲ-2期に向かって順次移行していたと考えられる。
- 註11 『本文編』では南廂柱列沿いの掘込について第Ⅱ期の基壇構築に伴う可能性を考えている。北側の掘込と合わせて考えれば、第Ⅱ期の基壇に直接伴うと掘込とみるよりも基壇構築に先だって第Ⅰ期の施設を撤去した溝とみるのが妥当と思われる。
- 註12 北側の掘込は検出面が標高32.7m前後、底面が約32.4～32.5m、南側は検出面が標高32.3～32.5m前後、底面が32.1m前後である。
- 註13 身舎の柱穴底面は31.4～31.7m、南廂柱穴の底面は30.7m前後である。
- 註14 例えば入口部分の南入側柱列中央柱間の礎石は東西とも他に比べて小さく、ともに割れた石が使われている。このうち東側では礎石に据えた状態での割れが確認でき、西側では据えた礎石の破片が根石に含まれている(図版29)。どちらも正殿跡で石が割れたのは確実で、西側については人為的な割りを考え得る可能性もあるが、東側の礎石の状況からみても容易には判定はできない。

【引用・参考文献】 秋田市教育委員会秋田城跡調査事務所2002『秋田城跡 一政庁跡一』

仙台市教育委員会2005『郡山遺跡発掘調査報告書 一括編(1)一』仙台市文化財調査報告書第283集

宮城県多賀城跡調査研究所1981『名生館遺跡Ⅰ』多賀城関連遺跡発掘調査報告書第6冊

IV. 多賀城跡発掘調査事業関連報告

1. 政庁南門前殿について

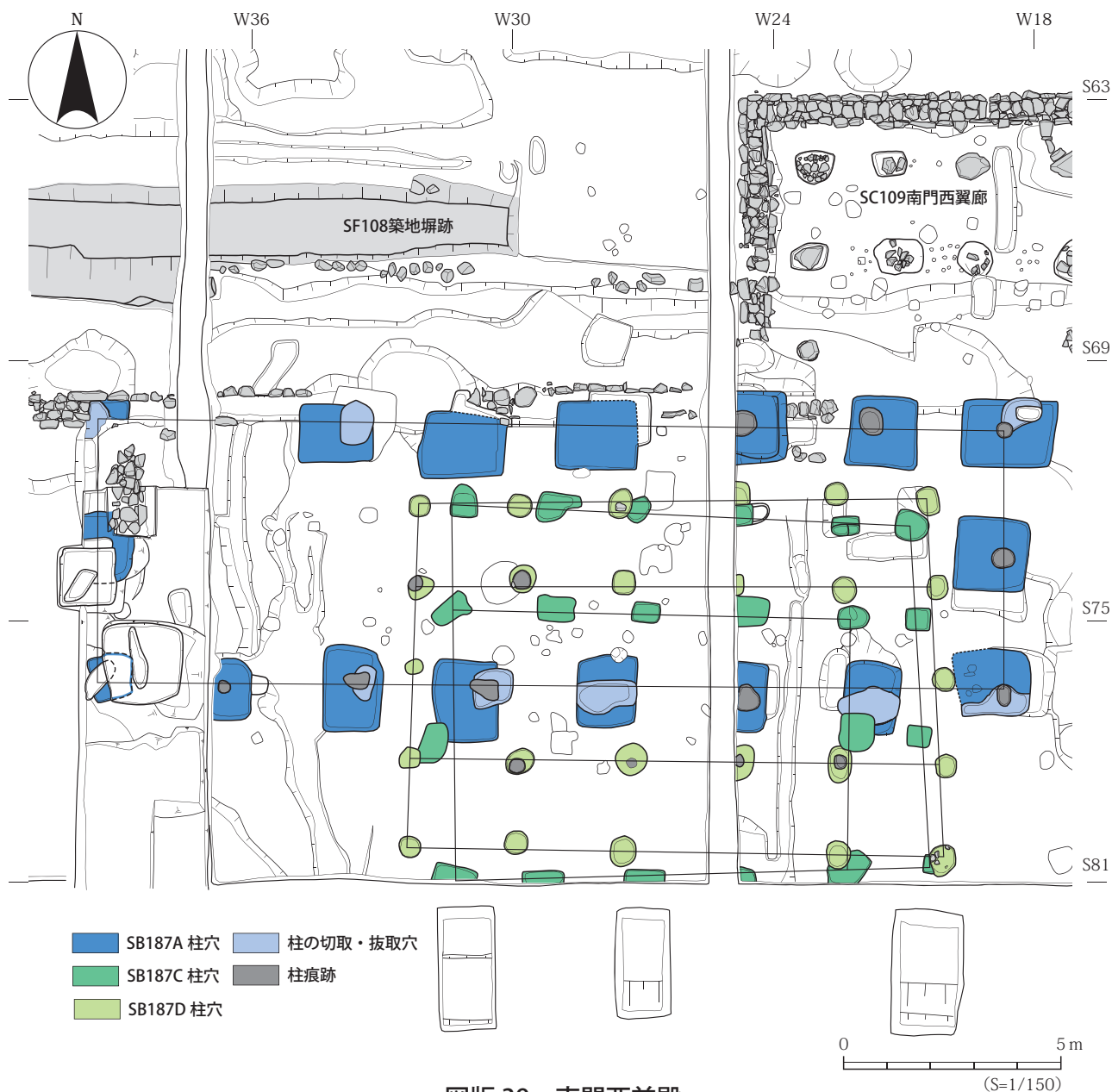
政庁南門の前面には、東側にはSB023とSB051が、西側にはSB187A・C・Dが存在する。いずれも掘立柱建物であり、南門前殿と考えられている(『本文編』)。これらのうち、SB187C建物跡は伊治公咎麻呂の乱による火災後の第Ⅲ-1期に位置づけられている。『本文編』では第Ⅲ-1期は、「本格的な復興までの間政庁の機能を維持するための暫定的」な時期であり、「この期の造営時にはすでに第2小期の造営計画が存在し」としているが、南門前殿については「第2小期には計画されておらずこの期にのみ一時的に付加されたもの」と、計画はあったが施工はしなかった例外的なものとして扱っている。一方、その後の政庁の再調査を経てまとめられた『補遺編』では第Ⅲ-1期は「第Ⅱ期の実質部分を同位置で踏襲する形での(第Ⅲ-)2期の造営計画があり、実現までの間、機能を保持するために2期の計画位置を避けて築地寄りに暫定的な建物を配した」と補正された。この補正に従えば第Ⅱ期には南門前殿が存在したことになるが南門前殿については言及しておらず、政庁変遷図等にも反映されていない。ここではSB187C建物跡を中心に南門前殿について再検討してみる。

SB187C建物跡は柱穴埋土中に多量の焼土を含むことから第Ⅲ-1期と考えられている(註1)(『本文編』、『補遺編』)。しかし、建物の構造が北と東に廂を持つ建物で、他の第Ⅲ-1期の仮設的な建物とは明らかに異なっていることや、位置的に第Ⅲ-2期に南門前殿を建築するには邪魔な場所に存在することは第Ⅲ-1期と考えるのには疑問が残る点である。

一方、第Ⅳ-3期に位置付けられているSB187D建物跡は北と南に廂を持つ掘立柱建物で、SB187C建物跡とほぼ同位置に存在する。両者は、廂を持つことや床面積がほぼ等しいこと、平面形がやや歪んでいること、柱穴が比較的小さいこと、柱間にバラツキがあることなど共通点が多い。年代が離れた建物が偶然に同じ場所に建てられた可能性もあるが、共通点が多いことからSB187D建物跡はSB187C建物跡を建て替えたものである蓋然性が高いと考えられる。この場合、SB187C建物跡を第Ⅲ-1期とすると生じた上述の疑問点は解消する。また、SB187C建物跡の時期は、SB187D建物跡が柱穴から出土した須恵系土器の年代から政庁変遷の第Ⅳ-3e期に位置づけられていることから、その直前の第Ⅳ-3a～d期、もしくは第Ⅳ-2期頃と考えられる。

以上のように、SB187C・D建物跡を連続するものと見た方が合理的と考えられることから、SB187C建物跡の性格と年代を上述のように変更し、今後は政庁変遷の第Ⅲ-1期からSB187C建物跡を除外することとする。

ところで、この場所については、盛土整地が行われていることや、石組溝があること、焼土が存在することなどから、第Ⅱ期にも建物(南門前殿)が存在したとの指摘がなされてきた(阿部2005、2006)。政庁内の再調査では焼土が検出されていた場所から第Ⅱ期の礎石式東脇殿が発見されたことから(『補遺編』)、この場所にも礎石式の南門前殿が存在した可能性も十分考えられる(註2)。しかし、この場所の再調査はトレンチ調査にとどまっており、南門前殿の存否は検討していない。仮に第Ⅱ期の礎石式



図版 39 南門西前殿

南門前殿が存在したとすると、第IV期にも SB187C・D 建物跡が存在することから第I期から第IV期まで継続して存在した可能性が考えられる。この場合、南門前殿は正殿や脇殿と同じく政庁の基本的構成要素となることから、第II・III期の建物の存否を明らかにすることは政庁の性格や機能を考える上で重要な課題である。南門前殿の性格も含めて早急に検討していきたい。

【註】

註1 SB187C 建物跡の柱穴内に入っていた焼土はこの場所に存在した多量の焼土を含んだ層を掘り込んだためと考えられるが、この層は削平のためか存在していない。

註2 『年報1970』では第II期のSB187B建物跡の存在を推定していた。しかし『本文編』では、石組溝側石天端とのレベル関係から、建物が存在したとすると残っているはずの根石もしくは据穴が残存していなかったことからSB187B建物跡は存在しなかったと判断している。

【引用・参考文献】 阿部義平 2005「古代城柵の研究(一)」国立歴史民俗博物館研究報告第121集
阿部義平 2006「古代城柵の研究(二)」国立歴史民俗博物館研究報告第130集

2. 第 83 次調査出土木簡の報告

昨年度に外郭南辺西端部で実施した第 83 次調査で出土した木簡について記す。木簡は 1 点で、『年報 2011』の刊行後に SK3073 土壇の下層の底面付近で採取した土壌の洗浄中にみつかった。多賀城跡第 417 号木簡となる（『多賀城跡木簡Ⅱ』2013）。

出土遺構：SK3073 は調査区中央部西端にある土壇で、SF3050 築地塀跡の約 16m 北に位置する。平面形は東西 2.7m 以上、南北 6.4m 以上の南北に長い楕円形を基調とし、西側は調査区の外に延びる。深さは約 1.5m で、底面は多少の凹凸があるが、概ね平坦である。堆積土は上下 2 層に大別され、上層は炭粒や砂ブロックを含む暗褐～黒褐色シルトによる自然流入土、下層は木製品や木片、樹皮などを多量に含む黒色粘土層で、遺物の廃棄層とみられる。遺物は下層から木製の網針が出土している。

釈文と法量・形状：釈文は以下のとおりである。表に人名、裏に年紀・日付と署名がみえる。

・ 大伴部益国
[]
× 平神護□□(二年カ) ××□□(三日カ) 奈須直『廣成』
□] (158) ×61×6 019 板目

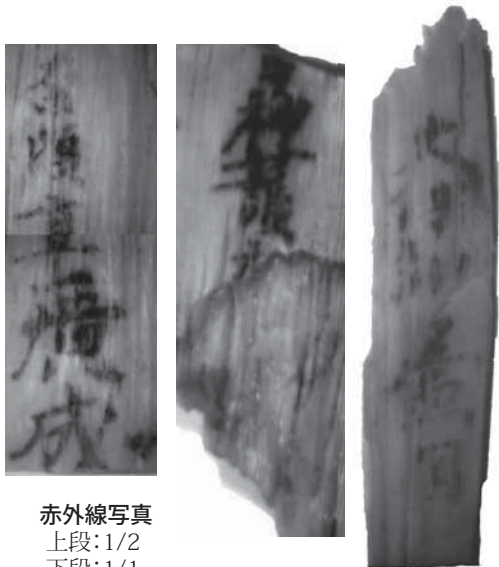
本簡は現状では 3 片に分かれているが、すべて接合する。法量は長さが 158 mm 以上、幅が 61 mm、厚さが 6 mm である。上端は二次的に両面から刃物を入れて折る。刃物の入り方は裏で鋭い。意図的に年号の記載に刃を入れて折り、廃棄したものと思われる。下端は削り調整、左右両辺は割ったままの状況を呈す。型式は 019 型式で、木取りは板目である。

内容：表に人名の記載、裏に年紀・日付と奈須直『廣成』の自署がある木簡で、人の進上等に関わる文書と推定される。墨は全体的に薄い、年号部分は鮮明に残る。表は右辺寄りの下半で大伴部益国の人名が判読できる。また、釈文を立てるのは難しいが、墨痕が他にも認められる。益国の記載と長さ 158 mm 以上、幅 61 mm の木簡内におけるその位置、裏の年紀・署名といった書式から表には人名が列挙されていたことが考えられる。表に進上する人の名前を列挙し、裏には進上の日付と責任者が自署を加えた人の進上に関わる文書簡と推測される。

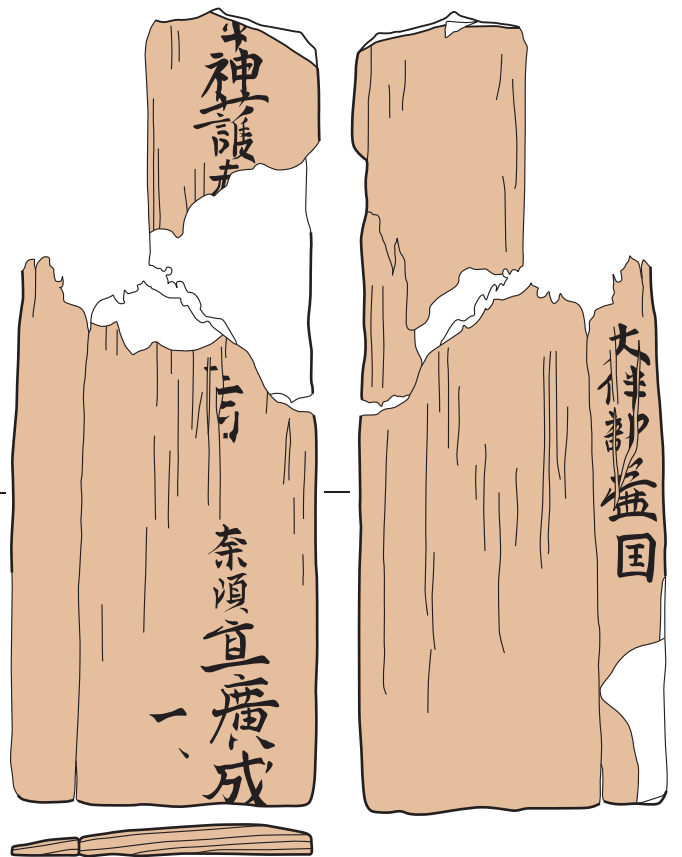
裏の年紀は上部が二次的な折り、末尾が破損部にかかる。(天)平神護 2 年(766)とみたが、末尾の「□□(二年カ) ×」は、「□(元年カ) ×」の可能性も残る。ところで、年紀がある木簡は多賀城では意外に少なく、大同 4 年(809)の第 5 号木簡（『多賀城跡木簡Ⅰ』）に次いで 2 例目である。実に 40 年ぶりに出土した年紀木簡で、墨が鮮明なだけに現時点の多賀城跡では貴重である。また、この年紀は後述するように出土遺構や南側の築地の年代を考えるうえでも重要である。

日付下の署名は、氏族名と名前が文字の大きさや軸線、筆の太さ、墨の濃淡に違いがあり、『廣成』は自署とみられる。奈須直氏は那須国造碑（『奈良遺文』下巻 p965）にみえる下野国那須郡の郡領氏族として著名であるが、他に陸奥国で承和 15 年(嘉祥元年:848)に白河郡大領の奈須直赤龍がみえる（『続日本後紀』同年五月辛未条）。

出土の意義：3 点ほどあげる。第 1 に現段階の多賀城跡では貴重な年紀木簡である。2 例目ではあるが、



赤外線写真
上段: 1/2
下段: 1/1



0 5cm
写真・図: 2/3

【 釈 文 】
大神護
大伴部益国
奈須直
廣成

図版 40 第 83 次調査 SK3073 土壌出土木簡

墨の鮮明さは第 5 号木簡を上回る。第 5 号の墨は薄く、肉眼のほか、赤外線テレビカメラでも現在は観察できない。その意味では肉眼でも容易に読める多賀城跡唯一の年紀木簡であり、貴重である。

第 2 に本簡の年紀は出土遺構と南側の築地堀跡の年代を考えるうえで重要である。本簡が出土した SK3073 土壙は SK3094 土壙より古く、SX3070 竪穴遺構より新しい（『年報 2011』）。木簡の確認前に考えられた年代は SK3094 土壙の最終的な埋没段階に灰白色火山灰の堆積がみられること、SX3070 竪穴遺構の出土瓦に第Ⅱ期の刻印「占」があることから第Ⅱ期～10 世紀前葉頃であった。

しかし、天平神護の年号を持つ本簡の出土が遺物廃棄層とみられる SK3073 土壙下層の底面付近であること、及び本簡の内容からすると、この土壙の掘削の下限は天平神護年間からさほど経ないと考えられる。本簡は年号・日付と責任者の署名（自署）を持つ進上等の文書とみられることから進上の手続き、木簡に基づいた帳簿の作成などの用途が終われば比較的早く廃棄される性質の木簡であり、多年に及ぶ長期の保管はない。SK3073 土壙の掘削は天平神護年間（765～767）前後頃で第Ⅱ期と考えられる。

その場合、先行する SX3070 竪穴遺構も「占」の刻印瓦の出土から第Ⅱ期に限定できる。この遺構は床面が炭化物層に覆われ、埋土から鉄滓が出土したことから鍛冶工房の可能性のあるものである。また、こうした第Ⅱ期の竪穴遺構や土壙があり、天平神護年間の本簡が出土している以上、これらの遺構は SF3050 築地堀跡で南を画された城内の遺構とみられる。この築地堀跡の調査では a～d 期の変遷を捉えたが、各期の年代は c 期が第Ⅳ期の補修と限定されたのみであり、a・b 期については第Ⅳ期以前の築地跡とみるに留まった。しかし、木簡で第Ⅱ期に限定される遺構があることにより SF3050 築地堀跡の存在も第Ⅱ期までは遡ると考えられる。

第 3 に本簡は白河郡の奈須直氏を同郡の郡領氏族として 8 世紀半ば頃に遡って捉えられる可能性を持つ。上述のように奈須直氏は下野国那須郡以外に陸奥国白河郡にも分布し、その郡領となることがあった。本簡の奈須直廣成の本貫・職名は不明であるが、多賀城跡出土の木簡にみえる奈須直氏であり、人の進上等に関わる文書に自署を加えた責任者の地位を持つ者であることから、承和 15 年の史料にみえる白河郡領の奈須直氏と近い系譜関係を持つと推測される。それは白河郡の奈須直氏を同郡の郡領氏族として 8 世紀半ば頃に遡って考えられることを意味する。

3. 外郭北辺電気・表面波探査報告

1. まえがき

本報告書は、多賀城北辺遺構付近の調査区域を絞り込み効果的な調査を行うことを目的に実施した非破壊探査結果をとりまとめたものである。調査は電気探査（比抵抗二次元探査）、表面波探査（高精度表面波探査）によって行い、調査の概要を以下に示す。

なお、電気探査は“1回目測定”として以下の既往調査結果を用いた。

「多賀城跡外郭施設の2次元電気探査業務」（平成23年12月 東北ボーリング株式会社）

（1）業務の名称

多賀城北辺遺構探査業務

（2）業務の場所

宮城県多賀城市市川字大久保地内（図1-1参照）

多賀城跡北辺（図1-2参照）

（3）調査実施日

第一回調査（平成23年12月14日）註

第二回調査（平成24年1月26日）

註）第1回調査は前述の「多賀城跡外郭施設の2次元電気探査業務」による

（4）調査数量

電気探査（比抵抗二次元探査）：50m×1測線

表面波探査（高精度表面波探査）：50m×1測線

（5）発注者

宮城県多賀城跡調査研究所

〒985-0862

宮城県多賀城市高崎1-22-1

TEL：022-368-0102

（6）請負者

東北ボーリング株式会社

〒984-0014

宮城県仙台市若林区六丁の目元町6-8

TEL：022-288-0321 Fax:022-288-0325

管理技術者 菊地 真 照査技術者 科野 健三

2. 調査方法

2-1. 電気探査（比抵抗二次元探査）

比抵抗二次元探査は、地表に打設した多数の電極より地中に電流を流し、電気の流れ易さ（比抵抗）を測定することにより、地下の電氣的性質を把握する探査方法である。

一般に地盤の比抵抗値は、粘土分が多い土ほど小さく、砂分の多い土ほど比抵抗値は大きい値を示し、また地盤の含水率が大きいほど比抵抗値は小さくなる傾向を示す。

比抵抗二次元探査はこの性質をもとに地盤内の状況を推定することが可能となる。

本調査では沢部を横断する築地に沿った比抵抗分布断面図を求めると共に地下水状況の異なる条件下（乾燥状態、湿潤状態）での測定も行い、比抵抗変化率を求めることによって水みち等（水路跡）の分布性状を詳細に把握することとした。

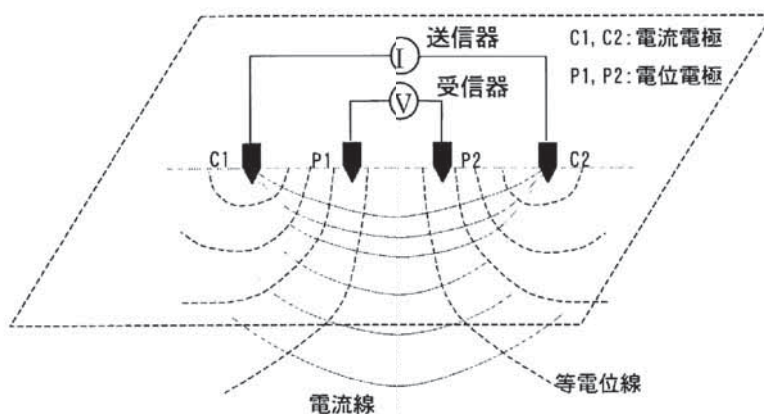


図 2-1 電気探査比抵抗法の測定模式図
「物理探査適用の手引き」（物理探査学会 2000）より引用

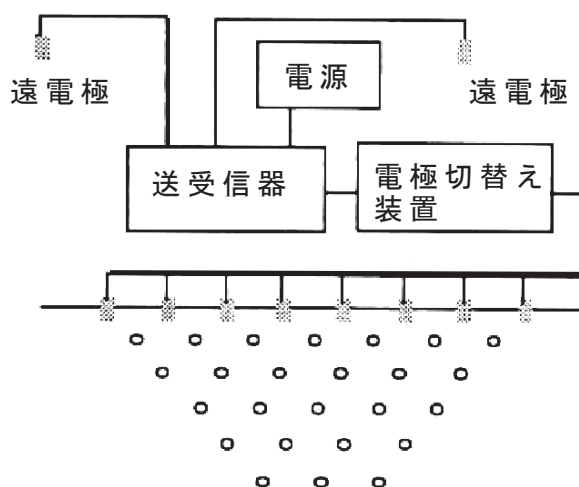


図 2-2 電気探査（2次元探査）探査法概念図
「物理探査適用の手引き」（物理探査学会 2000）より引用

2-2. 表面波探査（高精度表面波探査）

S 波速度が層構造を成す場合、波長の短い表面波は最上層の S 波速度に近い速度を、波長の長い表面波は下層の影響を受けた速度になる（分散現象）、高精度表面波探査はこれを逆解析し、地盤の S 波速度構造を求める探査方法である。

測定は、多数の地震計を並べ、カケヤで地面を強打することにより表面波を発生させ、その波を観測する。

本調査では人工構築物と自然地盤との硬さの相違（S 波速度の相違）から築地に直交する沢部縦断方向の S 波速度分布断面図および推定 N 値分布断面図を求めることとした。

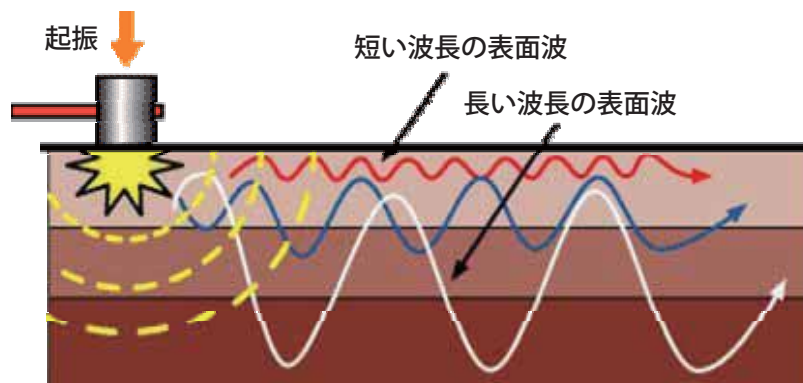


図 2-3 表面波探査模式図

3. 調査結果

3-1. 測線配置

探査測線は図 3-1 に示す 2 測線とし、測線長は A 測線、B 測線ともに 50m とした。

測線設定理由は下記のとおりである。

A 測線：比抵抗二次元探査

水みち等も地下水状況を把握するため、築地基礎に沿った谷部横断方向に設定した。

B 測線：高精度表面波探査

築地基礎の分布性状および周辺地盤状況を把握するため、谷のほぼ中央縦断方向に設定した。

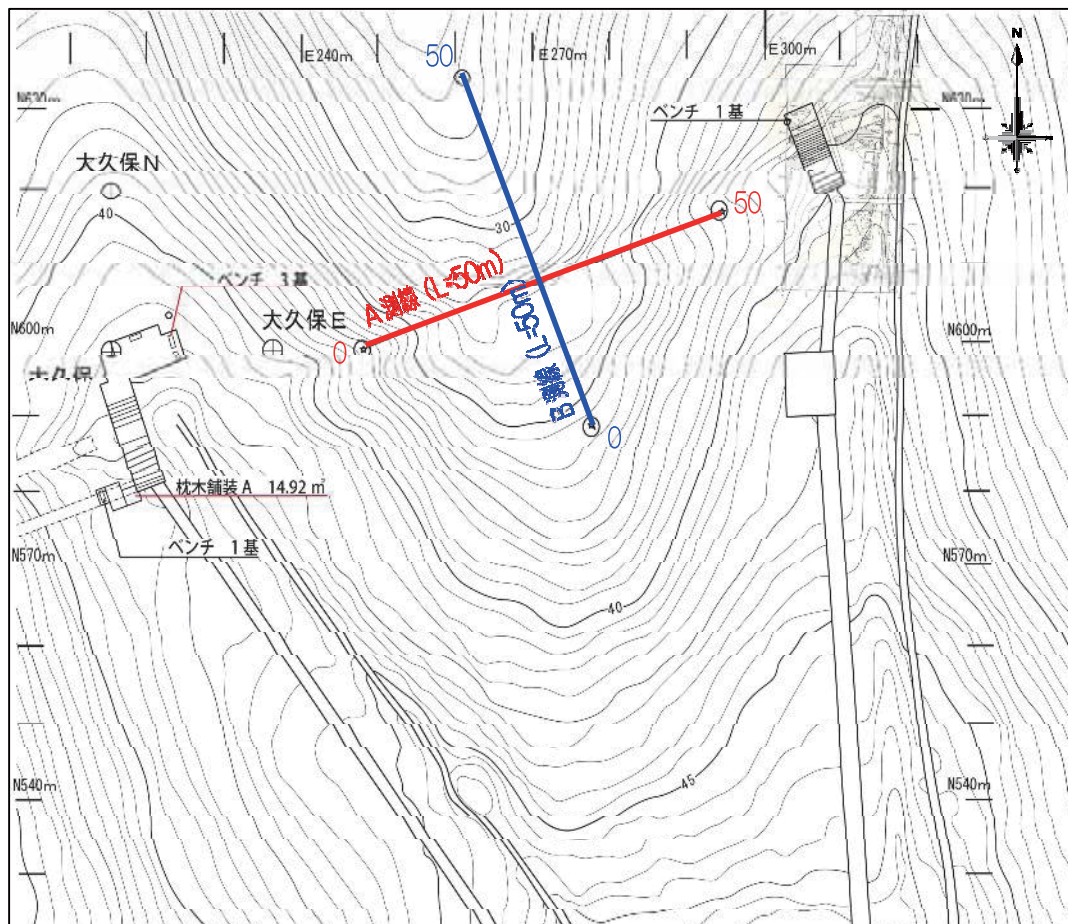


図 3-1 調査地点位置図 S=1000

3-2. 電気探査（比抵抗二次元探査）

比抵抗二次元探査は平成 23 年調査（2011 年 12 月 14 日）と本調査（平成 24 年 1 月 26 日）の 2 回にわたって A 測線で実施した。2 回の調査実施前 10 日間の気象データは図 3-2 に示すとおりであり、概ね一回目測定は乾燥状態、2 回目測定時は湿潤状態であるといえる。

調査結果を図 3-3、図 3-4 に示す。

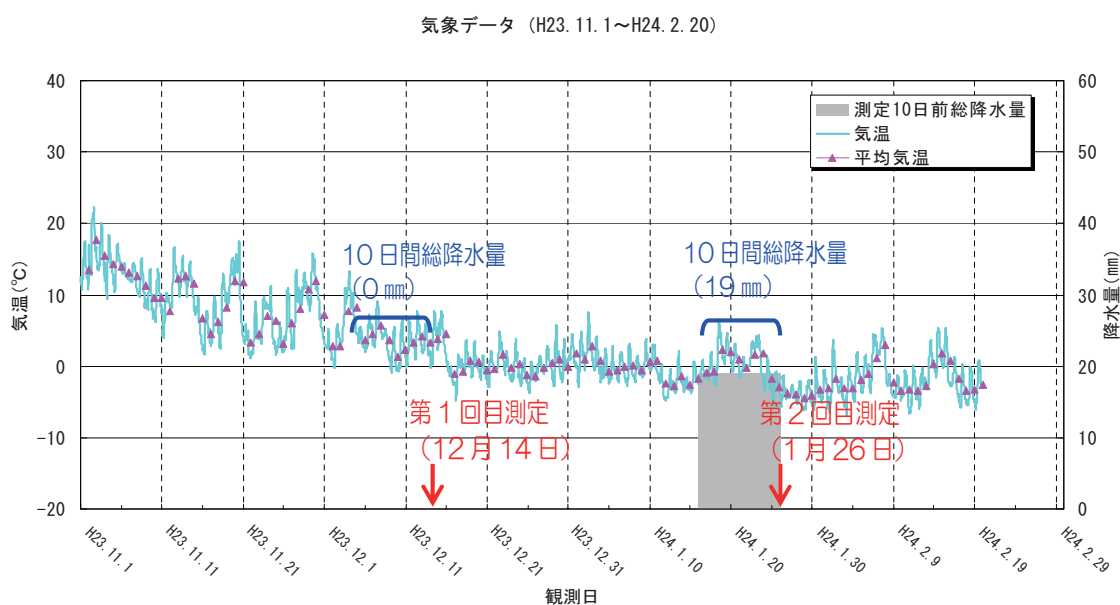


図 3-2 気象データ（塩竈 気象庁 HP より作成）

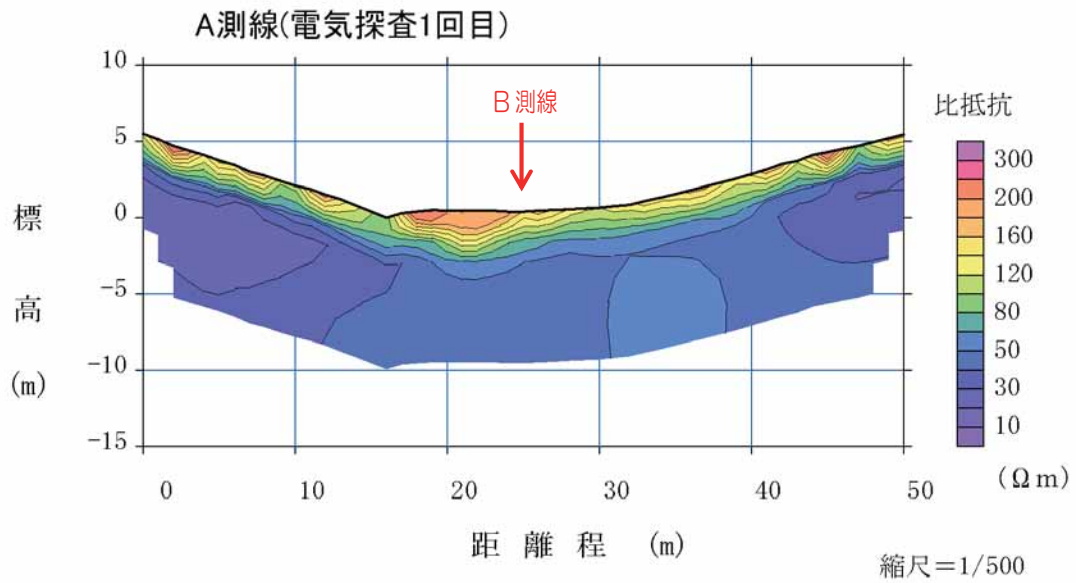


圖 3-3 電気探査（比抵抗二次元探査）結果
1 回目（12 月 14 日）：乾燥状態

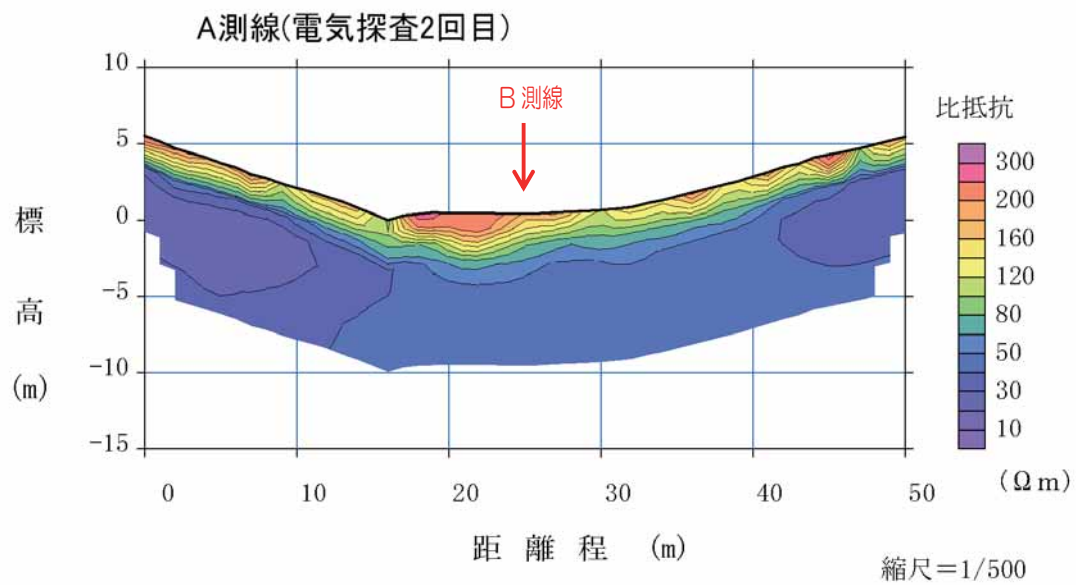


圖 3-4 電気探査（比抵抗二次元探査）結果
2 回目（1 月 26 日）：湿潤状態

3-3. 表面波探査（高精度表面波探査）

高精度表面波探査は B 測線で実施し、調査結果を図 3-5 に示し、次式（1981、今井・殿内による）によって換算される推定 N 値の断面図を図 3-6 に示す。

$$V_s = 97.0N^{0.314}$$

ここに： V_s : S 波速度(m/s) N:N 値

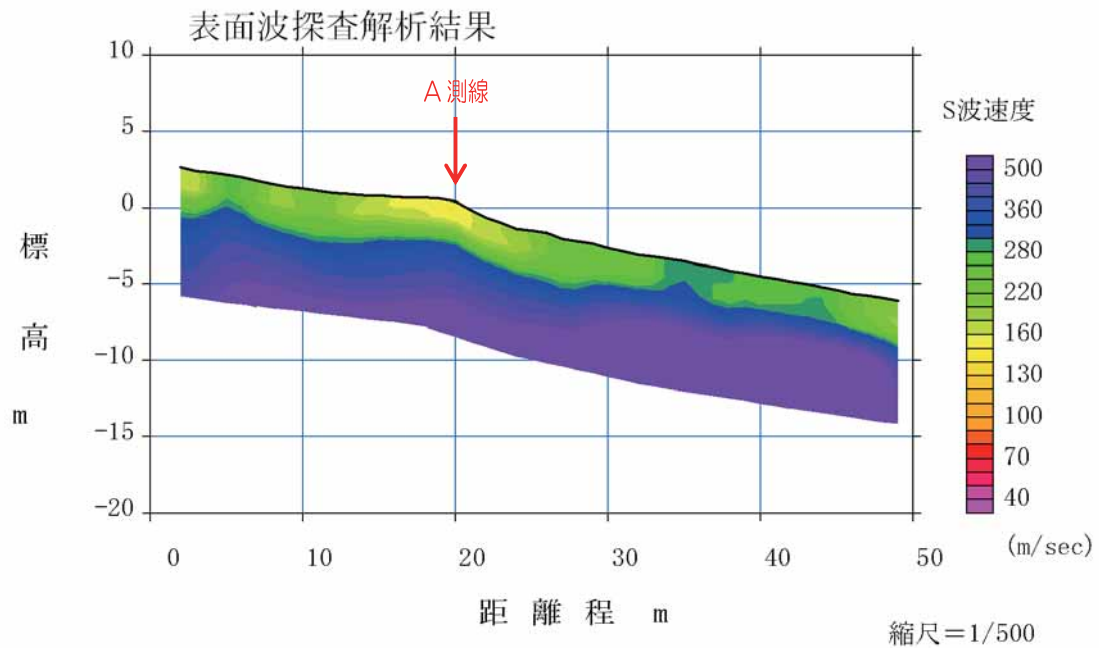


図 3-5 高精度表面波探査結果

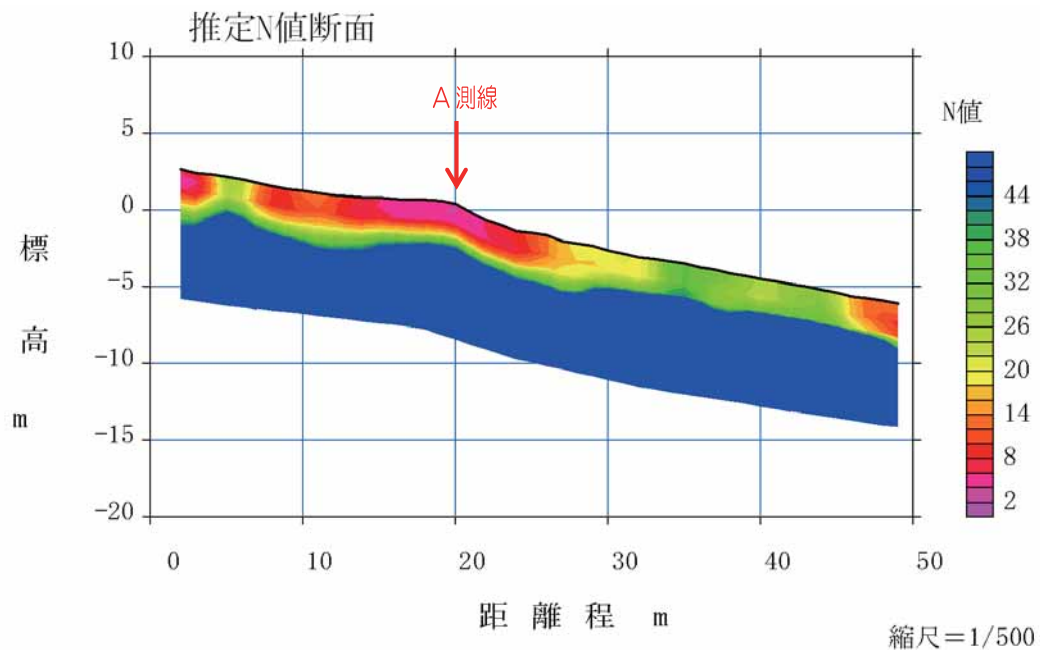


図 3-6 推定 N 値断面図

4. 考察

1) 比抵抗二次元探査

- ・当該地の比抵抗は堅硬層も含め全体に低比抵抗であり、遮水性地盤と考えられ、崩積土で部分的に高比抵抗の透水性の良好なゾーンが分布している。
- ・表層から2~3mは1回目、2回目ともに全体に比抵抗が高く、この付近は崩積土等の比較的緩い地盤からなるものと考えられる。また、谷部付近（距離程 15~25m）で高比抵抗ゾーンが厚く、土石流堆積物が厚く堆積しているものと考えられる。

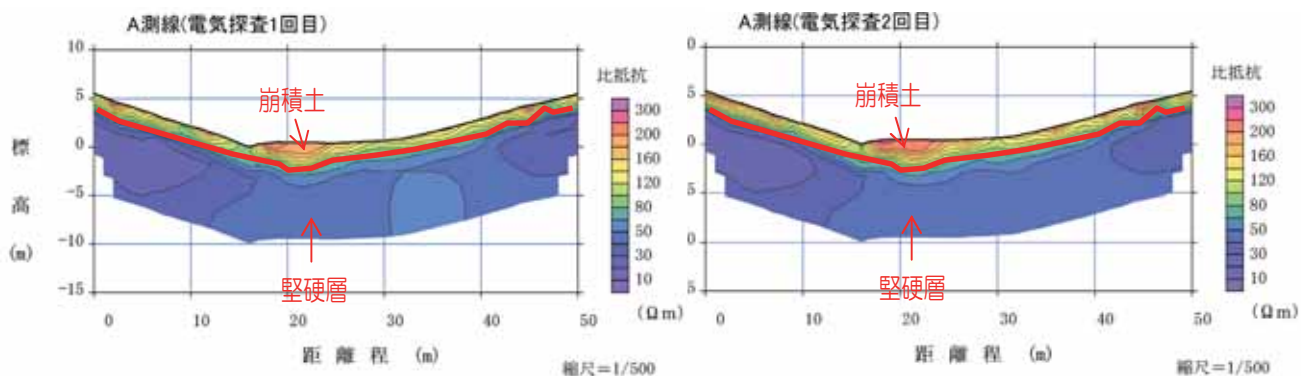


図 4-1 電気探査（比抵抗二次元探査）結果

- ・距離程 7.5m 付近に変化率の大きい箇所が検出されており、第 1 回目（乾燥時比抵抗） < 第 2 回目（湿潤時比抵抗）であることから、変化率の大きい箇所は“やや透水性の低いゾーン”であると考えられる。
- ・この“やや透水性の低いゾーン”はかつての木製樋管か側溝のような掘り込みに細粒分の多い土砂が溜まっている箇所或いは、周辺に比べて木質系の異物が多いゾーンや粘性土の多いゾーンと考えられる。

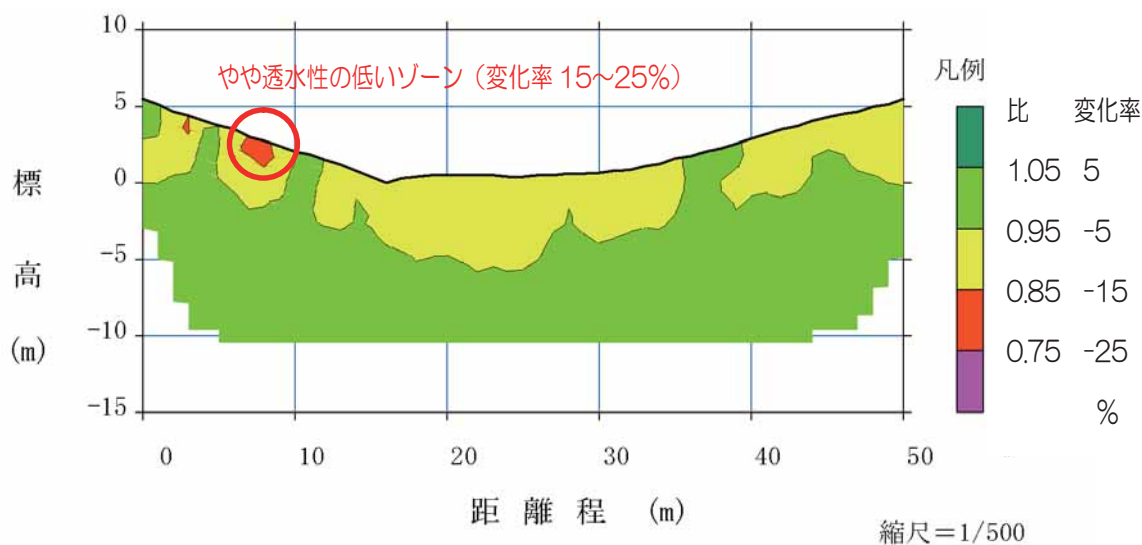


図 4-2 測定 1 回目と 2 回目の比及び変化率

2) 高精度表面波探査

- ・ 距離程 12~25m 付近に台形を呈する低速度ゾーンが認められる。
- ・ このゾーンは速度値が低いこととコンター形状より幅約 10m 程度の築地基礎である可能性が高い。
- ・ 距離程 7~10m 付近の表層部にはポケット状の周辺よりやや速度の低いゾーンが検出されており城内側の壕の可能性もある。
- ・ 距離程 32~50m は、S波速度の分布形状も乱れており、土石流堆積物（岩塊、礫、砂、粘土が混在）がランダムに分布するゾーンと考えられる（城外側に土塁、壕が築かれていた可能性もあるが、城内側の様に明確な分布性状を把握できていない）。
- ・ 深度 2~3m 以深は $V_s=300\text{m/s}$ 以上を示し、堅硬層と想定され、電気探査による比抵抗分布とも調和的である。

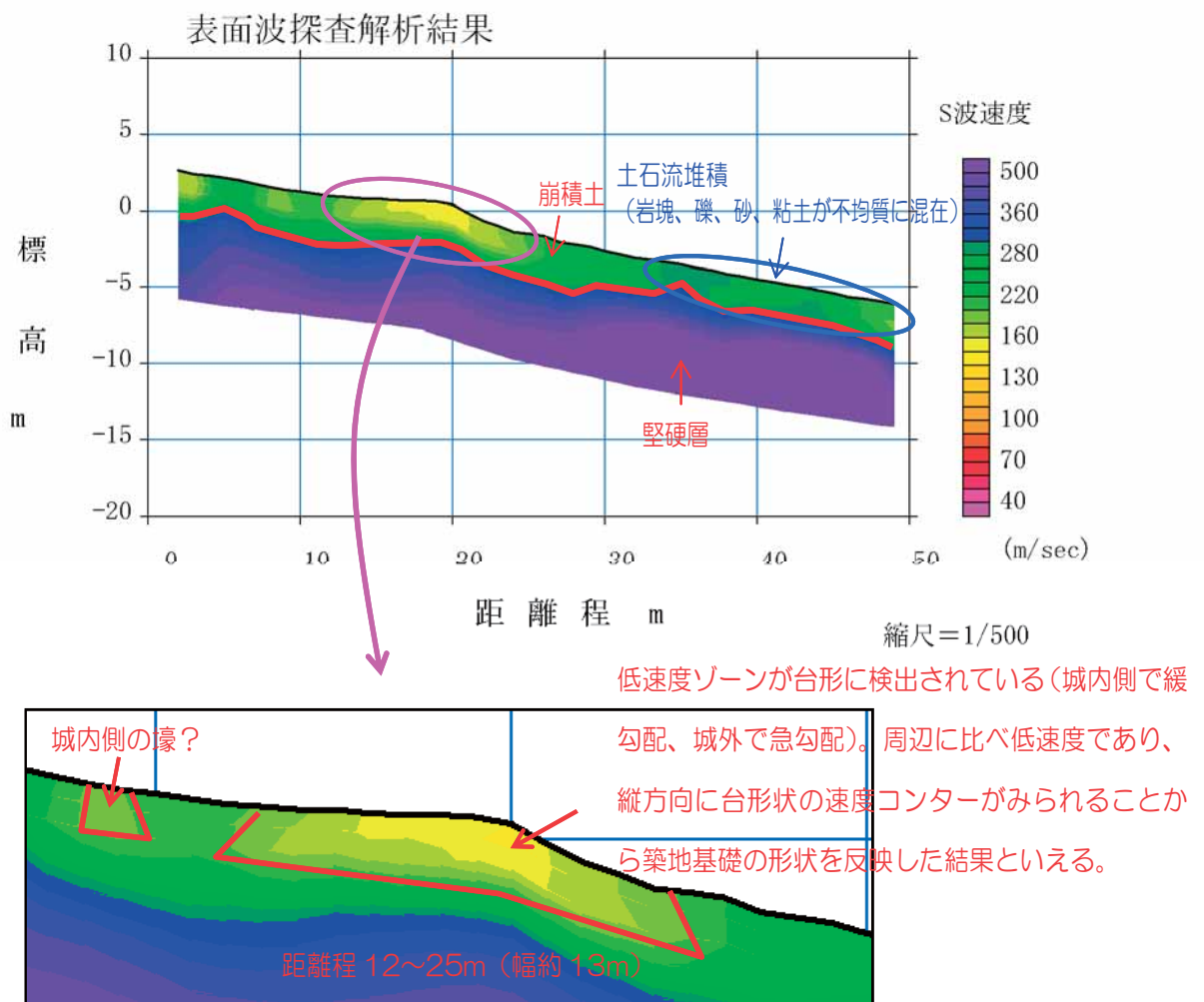
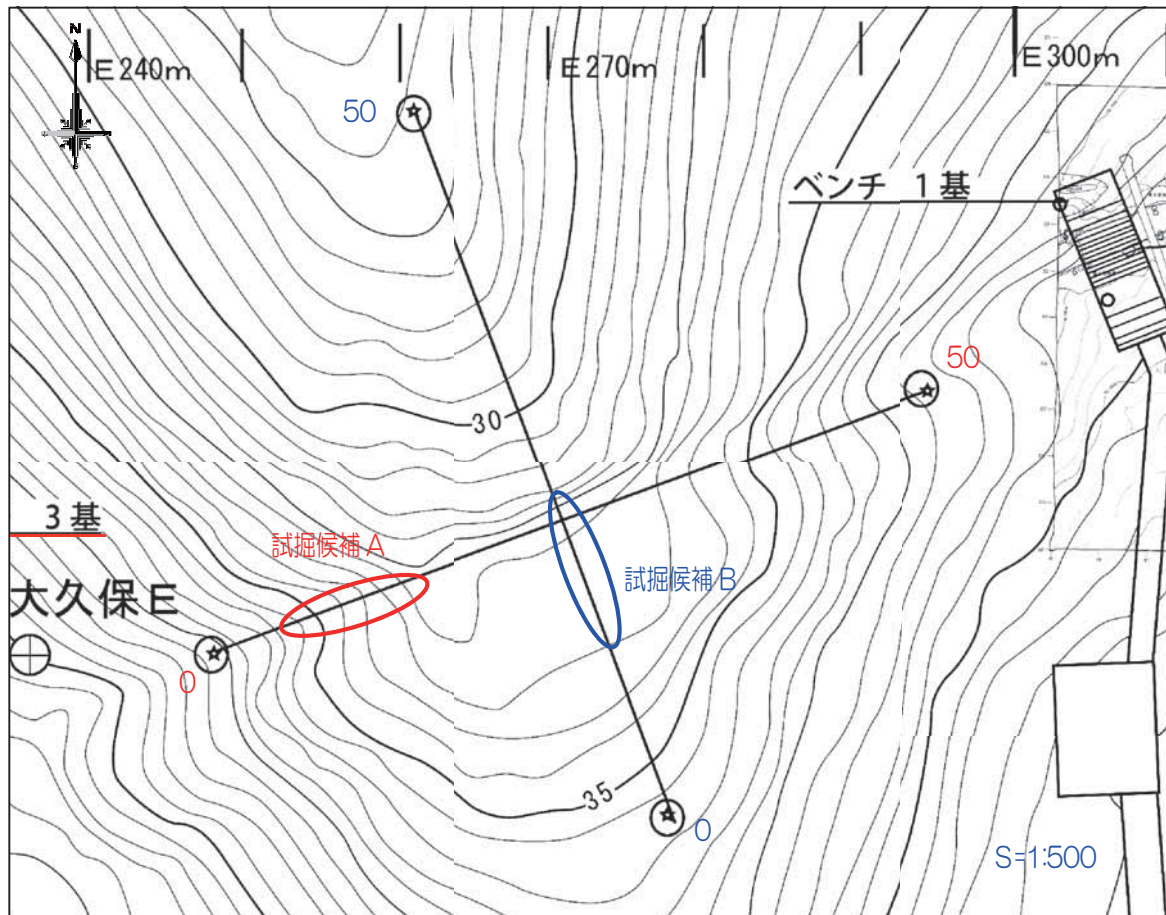


図 4-3 表面波探査結果

5. まとめ

以上の結果をもとに当該地において測線付近で試掘を実施するとすれば、候補箇所として図5-1に示す2箇所を挙げることができる。

今後は、今回の探査結果で得られている種々の異常箇所を目視観察等によって明らかとし、既存資料と併せて効果的な平面試掘計画を立案されたい。



試掘候補箇所 A やや透水性の低いゾーン

- ・ 細粒分の多い土砂がたまった木製樋管あるいは側溝の可能性
- ・ 対象範囲（距離程 5m~15m）
- ・ 対象深さ（2m 程度）

試掘候補箇所 B 人工構築物形状

- ・ 築地基礎？
- ・ 崩積土（過去の人工地盤含む）
- ・ 対象範囲（距離程 12m~25m）
- ・ 対象深さ（2~3m）

図 5-1 調査結果による参考試掘箇所 (S=1:500)

V. 付 章

1. 特別史跡多賀城跡附寺跡災害復旧事業

東日本大震災による特別史跡多賀城跡附寺跡の被害は 11 地区で確認し（『年報 2011』）、当研究所と東北歴史博物館、史跡の管理団体の多賀城市で協議のうえ分担して復旧にあたっている（第 3 表）。11 地区 17 項目にわたる復旧は順調に進み、政庁南門跡の再舗装が来年 7 月までの期間を要す以外は今年度中にすべて終了した。以下、平成 24 年度国宝重要文化財等保存整備補助金の交付を受けて当研究所が担当したものについて概要を述べる。

No.	地区	施設名	被災状況	対応	復旧状況
1	史跡全体	基準点	座標変動	研究所	全38点を再測量終了
2	政庁地区	正殿	表面舗装の亀裂・歪み	研究所	再舗装終了
		南門	表面舗装の亀裂・歪み	研究所	施工中（来年7月迄に終了）
3	南門地区	トイレ	合併浄化槽の破損	研究所	復旧終了
			屋根瓦破損、石垣に亀裂	研究所	復旧終了
4	東門地区	トイレ	合併浄化槽の破損	研究所	復旧終了
5	作貫地区	露出展示覆屋	庇支柱の基部破損	研究所	復旧終了
		あずま屋	石敷の亀裂・崩れ	研究所	復旧終了
6	大久保地区	園路	舗装・石段部の継ぎ目の剥離	研究所	復旧終了
		あずま屋	柱基礎の割れ	研究所	復旧終了
7	六月坂地区	遊歩道	歩道の地割れ	多賀城市	復旧終了
8	多賀城廃寺	園路	石段・排水溝のズレ	多賀城市	復旧終了
		トイレ	タンク漏水	多賀城市	復旧終了
9	館前遺跡	遺跡	東斜面の亀裂	多賀城市	復旧終了
10	柏木遺跡	園路・擁壁	園路・擁壁の亀裂	研究所	復旧終了
		U字溝	継ぎ目の亀裂	研究所	復旧終了
11	収蔵庫	博物館収蔵庫	遺物収納ケースの一部転倒	研究所	復旧終了
		浮島収蔵庫	遺物収納棚の一部倒壊、整理箱転倒	博物館	復旧終了

第3表 特別史跡多賀城跡附寺跡関係施設の復旧状況

【基準点再測量】—変動の実態と対応—

多賀城跡 35 点、多賀城廃寺跡 3 点の全 38 点について座標値の再測量を実施した。主な基準点の地震前（各基準点設置時）と地震後との座標の変動量は第 4 表のとおりである。各基準点は地震後に南北方向では南に 106.6～110.6cm、東西方向では東に 320.2～344.9cm、総合的には真東に対して南に 17° 28′ ～18° 38′ の方向で 338.1～361.6 cm 動いており、標高は 30.4～38.3 cm 沈下している。ただし、項目ごとに変動の最大・最小値の差をみると、南北方向では 4.0cm、東西方向では 24.7 cm、総合的には 1° 10′ の範囲で 23.5cm、標高は 7.9cm の差で各点の変動の幅は小さい。特に同じ地区内では最大で南北が 1.6 cm、東西が 9.7 cm、総合的には 18′ の範囲で最大 1.4 cm、標高は最大でも 0.3 cm の差にすぎない。以上の座標値の変動の特徴は次のように捉えられる。

ア. 史跡全体が概ね同じ方向・距離で動いている。

イ. 各基準点の相対的な位置関係はさほど変わらない。それは狭い範囲ほど顕著である。

ウ. 標高は大部分が 31.0 cm 前後沈下している。

このような特徴をふまえ、今後の多賀城跡の事業・報告書では次のように対応する。

- ①原点以下、各基準点の座標値は最新の測量結果に基づく世界測地系の数値で示す。
- ②発掘調査における平面測量(縮尺 1/20)と報告書等での表示は、従来どおり、政庁正殿跡身舎南側柱列中央の原点と政庁南門の中心とを結ぶ線を南北の基準線とする任意の局地座標で行なう。
- ③標高は基準点の最新の測量結果に基づく絶対標高で示す。

②について少し説明すると、多賀城跡の発掘調査では遺構の平面図作成と報告書等での表示を任意の局地座標で行っている。測量に用いる各基準点の世界測地系上の座標値は把握しているが、その座標軸や座標値で図面の作成・表示はしていない。今回の地震で各基準点の座標値は大きく変動したが(特徴ア)、その数値からみた各基準点の相対的な位置関係はあまり影響がでていない(特徴イ)。当研

地区	基準点名	変動値				
		南北	東西	方向	移動距離	標高
政庁	内城(原点)	108.0 cm南	331.6 cm東	E-17° 53' - S	348.3 cm	-30.4 cm
	内城W	107.5 cm南	331.8 cm東	E-17° 56' - S	348.7 cm	
	内城E	106.6 cm南	331.6 cm東	E-17° 49' - S	348.2 cm	
	内城S	107.3 cm南	331.2 cm東	E-18° 01' - S	348.3 cm	
外郭南門	南門	110.0 cm南	328.9 cm東	E-18° 38' - S	346.9 cm	
	南門X	110.6 cm南	328.0 cm東	E-18° 38' - S	346.1 cm	-38.3 cm
	南門Y	110.6 cm南	328.2 cm東	E-18° 20' - S	346.4 cm	
五万崎	五万崎I	107.9 cm南	329.9 cm東	E-18° 06' - S	347.1 cm	-31.1 cm
	五万崎IX	107.1 cm南	329.4 cm東	E-18° 00' - S	346.4 cm	
	五万崎IY	108.5 cm南	320.2 cm東	E-18° 10' - S	347.8 cm	-31.3 cm
外郭東門	東門	108.8 cm南	344.8 cm東	E-17° 30' - S	361.6 cm	
	東門S	108.6 cm南	344.9 cm東	E-17° 28' - S	361.6 cm	-31.6 cm
六月坂	六月坂I	108.2 cm南	341.7 cm東	E-17° 34' - S	358.3 cm	
	六月坂IN	108.2 cm南	340.8 cm東	E-17° 36' - S	357.6 cm	-30.7 cm
	六月坂IW	108.2 cm南	341.0 cm東	E-17° 36' - S	357.8 cm	-30.4 cm

最小値	最大値
-----	-----

基準点の変動

- ・南北方向では106.6~110.6cm南に移動。(最大-最小=4.0cm)
- ・東西方向では320.2~344.9cm東に移動。(最大-最小=24.7cm)
- ・総合的には、真東に対して17° 28' ~ 18° 38' 南の方向に 338.1~361.6cm移動。
(方向:最大-最小=1° 10' 距離:最大-最小=23.5cm)
- ・標高は31cm前後の沈下が主体。外郭南門はやや大きい。

		南北	東西	方向	移動距離	標高
政庁	平均値	107.4 cm南	331.6 cm東	E-17° 55' - S	348.4 cm	0
	最大-最小	1.6 cm	0.4 cm	12'	0.5 cm	...
外郭南門	平均値	110.4 cm南	328.6 cm東	E-18° 32' - S	346.6 cm	-38.3 cm
	最大-最小	0.6 cm	0.9 cm	18'	0.8 cm	...
五万崎	平均値	107.8 cm南	326.5 cm東	E-18° 05' - S	347.1 cm	-31.2 cm
	最大-最小	1.4 cm	9.7 cm	10'	1.4 cm	0.2 cm
外郭東門	平均値	108.7 cm南	344.85 cm	E-17° 29' - S	361.6 cm	-31.6 cm
	最大-最小	0.2 cm	東	02'	0	...
六月坂	平均値	108.2 cm南	0.1 cm	E-17° 35' - S	357.9 cm	-30.55 cm
	最大-最小	0	341.2 cm東	02'	0.7 cm	0.3 cm

地区ごとの様相

- ・同じ地区内の基準点の移動した距離の差は1.4cm以下である。
- ・同じ地区内の基準点の移動方向の差は18' 以下である。

第4表 特別史跡多賀城跡附寺跡の基準点変動の様相

究所による多賀城跡の調査研究では各遺構の関係を絶対的な座標値よりも相対的な位置関係を重視して進めており、それに大きな変化がなければ遺構図面の作成・表示は従来そのままとするのが研究を継続するうえで有効と考えている。ただし、それは特別史跡内の図面作成・表示に限り有効である。史跡の周囲を含めた図面の作成や表示、整備に係わる必要性などに備えて、世界測地系の正確な座標値もできるだけ把握・更新しておく必要がある。

【政庁地区】

正殿跡と南門跡の表面再舗装を実施している。正殿跡は昭和46年度の環境整備事業で基壇化粧を白川石による切石積みとし、基壇上は残存する礎石上面を露出させて周りにアスファルト舗装を施した平面表示としている。また、昭和53年の宮城県沖地震では基壇化粧の一部が崩れたため、切石の間にコンクリート間詰による緊急災害復旧工事を行なっている。その後、上面の舗装面では経年変化・劣化等による亀裂・陥没等の不具合が少なからずみられたが、それが東日本大震災で顕著に拡大したため、来跡者の安全確保と雨水の浸透・凍結等による地下遺構への影響を考慮し、全面再舗装による復旧工事を実施したものである。

工事にあたっては現存する礎石、整備復元した礎石と基壇化粧、建物表示用の稲井石に最善の注意を払って舗装表層部を掘削・撤去し、続いて遺構面の露出に留意しながら5月末に稲井石の取り外し、基層部の掘削・撤去を完了した。その後、正殿跡の発掘調査期間は休工とし、その終了と山砂による遺構面の埋め戻しを待って11月に工事を再開した。舗装面安定のため碎石の投入後には十分な締固めにより基層部の支持力を高めた。そのうえで稲井石を再設置し、不陸整正後、厚さ50mmのアスファルト舗装を行ない、2月に正殿基壇上面に多賀城跡原点の再設置をして工事を終了した。

一方、政庁南門跡は正殿跡と同時期に同じ手法で平面表示をしている。震災直後には正殿跡ほどの顕著な損壊はみられなかったため経過の観察に留めていたが、度重なる余震等で不具合が進行したため同様に再舗装を実施することとした。復旧は平成25年7月末までに終了する予定である。

【南門地区】

震災で建屋棟瓦の崩落、合併浄化槽の破損、建屋廻りの敷石の乱れなどの被害を生じ、使用不可能となった外郭南門跡南西部設置の公衆便所の復旧工事を実施した。この施設は史跡来訪者や地域住民に広く利用されている便益施設で、早急な復旧が求められたものである。

復旧にあたっては従来の浄化槽を掘り取り、修繕・再設置するより、工事費が安価で施設管理も簡易であることから公共污水本管への接続工事とした。棟瓦の修繕は現状にあわせて日本瓦葺き（いぶし銀）とし、敷石修繕は不陸整正の後、敷直し目地詰めを行なった。

【東門・大久保地区】

外郭東門北東部に設置した公衆便所と北辺外郭築地跡を巡る園路、及び、園路上の四阿柱台座の復旧工事を実施した。公衆便所は県道市川・塩釜線の陸奥総社宮に隣接し、多くの方々に利用されている便益施設である。震災では建屋本体に被害はなかったが、合併浄化槽の破損で使用不可能となった。

工事は外郭南門の公衆便所と同様に公共污水本管への接続を検討したが、本管までの距離が遠く、工事が大規模となるため、浄化槽の掘り取り、破損箇所への修繕・再設置による復旧とした。園路と四阿柱の台座（コンクリート基礎）については震災で生じた段差やひびに目地修繕を行なった。

【作貫地区】

昭和60年度の環境整備事業で建てた空堀展示の覆屋の柱、及び、同地区の四阿における敷石の乱れ、柱台座のひび等の復旧工事を行なった。覆屋北側の下屋の柱は銅巻きされた台座付近で腐朽が進んで

いたとみられ、4本の柱の銅巻き部分が震災で潰れた。軒桁の変形が懸念されたため、4本とも新規の柱に交換すると同時に、台座取付け部の腐食防止のため防水効果の高い銅巻き加工と台座（袴）のコンクリート仕上げを行なった。四阿については敷石の敷き直し、目地詰めによるひび等の修繕を実施した。

【柏木遺跡】

柏木遺跡は平成12年度開始の第7次5カ年整備計画で住宅地内の丘陵地にある遺跡の法面保護と盛土造成を行ない、遺構表示・園路を設置して史跡公園として整備している。震災では造成地への過大な土圧で園路舗装・排水施設・重力式擁壁等に亀裂・破損・ずれ（段差）等の不具合が生じた。特に住宅地との境界の擁壁の不具合は、本体に取り付く雨水集水枡や排水溝、コンクリート舗装の破損を招き、さらに水抜き孔の機能不全から地表水が排水されない状況を呈した。

これらの復旧にあたって、擁壁では継ぎ目にコンクリート間詰めを行ない、排水施設は全交換、また、新規の暗渠を布設した。園内の園路舗装と排水施設では舗装面を一部切断し、破損した排水溝・集水枡を交換したうえで、路盤の不陸修正後、部分再舗装を行なった。なお、極少量のカラーアスファルト合材が調達困難であったため、舗装は現況と差違の少ない材料に変更した。

2. 関連事業と研究・普及活動

(1) 多賀城跡環境整備事業

平成24年度の多賀城跡環境整備事業は、政庁跡の再整備を目的とする第9次5カ年計画の3年次目にあたり、政庁地区追加遺構表示の一環として後殿の復元基壇・礎石設置による平面表示工を実施した。また、政庁内の経年変化によって堆積した表土を処理し、あわせて東西通路跡、及び、園路の整備を行なった。総事業費は7,956千円（国庫補助50%）である。正殿跡の再舗装をはじめ、他の復旧工事と併行しての実施であるため、工程の調整・管理に努め、予定通りの内容で実施できた。政庁跡の再整備は、特別史跡を有効活用する上で最重要かつ不可欠の事業であり、次年度以降も下表の計画どおり進める予定である。

年 度	整備地区	計画内容	事業費
平成 22 年度	政庁再整備	【追加遺構表示】西脇殿・西楼平面表示	8,084 千円
平成 23 年度	政庁再整備	【追加遺構表示】東脇殿・東楼平面表示	8,104 千円
平成 24 年度	政庁再整備	【追加遺構表示】後殿・政庁内表土処理	7,956 千円
平成 25 年度	政庁再整備	北辺基盤整備	8,000 千円
平成 26 年度	政庁再整備	北殿平面表示	8,000 千円

第5表 多賀城跡環境整備事業第9次5カ年計画（平成24年度まで実績）

(2) 特別史跡多賀城跡附寺跡の現状変更

特別史跡内の現状を変更する際には、現状変更の申請者及び関係機関と遺跡保護のために慎重な協議を行ない、遺跡への影響がない範囲で最小限の現状変更に伴う調査を行なっている。平成24年度における現状変更申請は東日本大震災による影響もあって少ない。前年度末提出の申請を含めても2件で、ともに工事立会による対応としている。

番号	変更事項	変更箇所	申請	文化庁・県教委許可	対応
1	防災無線 設置工事	多賀城市市川 字大畑 16・坂下 30	平成 24 年 2 月 8 日	23 受庁財第 4 号の 2013 平成 24 年 3 月 16 日	工事立会 平成 24 年 4 月 2 日
2	あやめ園 整備工事	多賀城市市川 字立石地内	平成 24 年 8 月 24 日	24 受庁財第 4 号の 1603 平成 24 年 11 月 16 日	工事立会 未対応

第6表 平成24年度現状変更一覧

(3) 多賀城関連遺跡発掘調査事業

当研究所は、多賀城に関連する宮城県内の城柵及び官衙遺跡や生産遺跡について計画的な調査と研究を継続的に行なっている。平成 21 年度からは多賀城創建期の窯跡群の発掘調査を行ない、造瓦体制とその社会的背景の解明を主目的とした多賀城関連遺跡発掘調査事業第 8 次 5 ヵ年計画を進めていたが、東日本大震災の発生を受け、その復旧事業を優先するため 3 年次目の昨年度に続いて今年度も事業を中止した。来年度以降についても県内各地域の復旧の優先を第一とするため、今年度の多賀城跡調査研究委委員会の承認を経て当面の間は事業を休止することとしている。なお、事業の再開にあたっては従来の計画を継続し、大崎市大吉山瓦窯跡の発掘調査に着手する予定である。

(4) 遺構調査研究事業

本事業は、多賀城跡及び関連遺跡の発掘調査で検出した諸遺構の保存と活用を目的として、他遺跡の類例と比較検討しながら基礎的研究を行なうものである。本年度は栗原市伊治城跡、大崎市団子山遺跡及び権現山遺跡、加美町東山官衙遺跡、岡山県鬼ノ城跡の調査データを収集・検討した。

(5) その他

1. 宮城県内の震災復旧事業に伴う発掘調査の支援

各地域の早期復旧を目指して発掘調査の支援に職員 1 名を常時派遣した。

三好秀樹 平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日

2. 現地説明会・公開の実施

発掘調査の成果を一般に公開するため下記の現地説明会を開催し、その後 4 日にわたり現地公開を実施した。

多賀城跡第 85 次調査（政庁正殿跡）現地説明会 平成 24 年 10 月 6 日

多賀城跡第 85 次調査（政庁正殿跡）現地公開 平成 24 年 10 月 7・9～11 日

3. 各機関・委員会などへの協力

佐藤則之 秋田市秋田城跡環境整備委員会委員 秋田県弘田柵跡保存管理計画策定指導委員 盛岡市志波城跡史跡整備委員会委員 多賀城市文化財保護委員会委員 史跡伊治城跡調査整備指導委員会委員 亘理町十三間堂官衙遺跡調査検討委員会委員 角田市郡山遺跡発掘調査指導委員会委員 古代城柵官衙遺跡検討会代表世話人 ほか

4. 講演会・研究会などへの協力

佐藤則之「多賀城跡の概要」平成 24 年度宮城県初任者研修（2 年目） 東北歴史博物館 平成 24 年 8 月 22 日

吉野 武「多賀城跡政庁正殿の調査」第 38 回宮城県文化財保護地区指導員・市町村文化財担当者研修

東北歴史博物館 平成 24 年 10 月 24 日

- 佐藤則之「多賀城跡 近年の新たな成果」多賀城市史跡案内サークル・みやぎ街道交流会 史跡のまち再生事業
「多賀城碑のなぞを探る！」 東北歴史博物館 平成 24 年 12 月 1 日
- 高橋 透「東北地方における古代の塩の生産と流通 ―陸奥湾から太平洋沿岸地域を中心に―」
第 16 回古代官衙・集落研究会 奈良文化財研究所 平成 24 年 12 月 7 日
- 廣谷和也「多賀城跡第 85 次調査(正殿跡)の概要」平成 24 年度宮城県遺跡調査成果発表会
東北歴史博物館 平成 24 年 12 月 9 日
- 吉野 武「近年の多賀城跡の調査」基幹研究「古代地域社会の実像」第 3 回共同研究会
国立歴史民俗博物館 平成 24 年 12 月 23 日
- 廣谷和也「東北地方の重圏文軒丸瓦」第 13 回古代瓦研究会シンポジウム 奈良文化財研究所 平成 25 年 2 月 3 日
- 廣谷和也「多賀城跡第 84 次調査の概要」第 39 回古代城柵官衙遺跡検討会資料報告
東北歴史博物館 平成 25 年 2 月 23 日
- 廣谷和也「多賀城跡第 85 次調査(正殿跡)の概要」第 39 回古代城柵官衙遺跡検討会成果報告
東北歴史博物館 平成 25 年 2 月 23 日
- 三好秀樹「多賀城跡と貞観十一年陸奥国大地震」第 39 回古代城柵官衙遺跡検討会特集報告
東北歴史博物館 平成 25 年 2 月 24 日

5. 連携大学院

東北大学大学院文学研究科長と宮城県多賀城跡調査研究所長の協定に基づき、文学研究科文化財科学専攻の大学院生の研究と指導にあたった。

佐藤 則之（客員教授）

文化財科学研究演習

佐藤 則之（客員教授）・吉野 武(客員准教授)

文化財科学研究実習Ⅱ

3. 組織と職員

〈宮城県教育委員会行政組織規則(抄)〉

第13条の四 文化財保護課の分掌事務は、次のとおりとする。

四 多賀城跡調査研究所及び歴史博物館に関すること。

第21条 特別史跡多賀城附寺跡(これに関連する遺跡を含む。以下同じ)の発掘、調査及び研究を行うため、地方機関として多賀城跡調査研究所を設置する。

2 多賀城跡調査研究所の名称及び位置は次のとおりとする。

名 称	位 置
多賀城跡調査研究所	多賀城市

3 多賀城跡調査研究所の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 特別史跡多賀城附寺跡の発掘に関すること。
- 二 特別史跡多賀城附寺跡の出土品の調査及び研究に関すること。
- 三 特別史跡多賀城附寺跡の環境整備に関すること。
- 四 庶務に関すること。

第24条 必要と認めるときは、多賀城跡調査研究所に次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、当該下欄に定めるとおりとする。

職	職 務
上席主任研究員	上司の命を受け、重要かつ高度な調査研究に従事し、主任研究員、副主任研究員及び研究員の業務を整理する。
主任研究員	上司の命を受け、重要又は高度な調査研究に従事し、副主任研究員及び研究員の業務を整理する。
副主任研究員	上司の命を受け、重要又は高度な調査研究に従事し、研究員の業務を整理する。
研究員	上司の命を受け、重要又は高度な調査研究に従事する。

2 上席主任研究員、主任研究員、副主任研究員及び研究員は、技術職員をもって充てる。

〈職員〉

所長 佐藤 則之
 管理 部長 山口 幸子

《研究班》
 主任研究員(班長) 吉野 武
 主任研究員 三好 壯明 [博物館兼務]
 副主任研究員 三好 秀樹
 技 師 廣谷 和也
 技 師 高橋 透

《管理班》
 次 長(班長) 大森 良和 [博物館兼務]
 主 幹 安藤 光明 [博物館兼務]
 主 幹 阿部 博徳 [博物館兼務]
 主 査 小野寺 愛 [博物館兼務]

4. 沿革と実績

(1) 宮城県多賀城跡調査研究所の沿革

年 月	事 項
大正 11.10	多賀城跡が史蹟名勝天然記念物保存法(大正 8.4 公布)により史蹟指定、指定名称「多賀城跡附寺跡」
昭和 35	県教委が「多賀城跡発掘調査委員会」を組織して 5 ヶ年計画で多賀城跡の発掘調査を実施することになり、その初年度事業として多賀城跡と多賀城廃寺跡の地形図を作成
36. 8	多賀城廃寺跡第 1 次発掘調査実施(県教委主体、多賀城町と河北文化事業団共催。調査団長は伊東信雄東北大学教授)
37. 8	多賀城廃寺跡第 2 次発掘調査実施、主要伽藍配置が判明
38. 8	多賀城跡政庁地区発掘調査(第 1 次)開始、以後 40 年 8 月(第 3 次)まで実施、政庁地区の朝堂院的な建物配置が判明
41. 4	多賀城附寺跡特別史跡に昇格指定
43.11	多賀城町が多賀城跡政庁地区の発掘調査(第 4 次)を再開
44. 4	宮城県多賀城跡調査研究所設立
44. 7	多賀城跡調査研究指導委員会設置(委員長伊東信雄)研究所による多賀城跡調査研究事業開始
44.10	色麻村日の出山窯跡の発掘調査実施
45. 3	『多賀城跡調査報告 1—多賀城廃寺跡—』刊行
45. 4	研究所による多賀城環境整備事業開始
48.10	金堀地区を対象とした第 21 次調査で計帳様文書断簡を発見
49. 2	外郭西辺地区の追加指定が官報告示
49. 4	多賀城関連遺跡発掘調査事業開始
49. 8	桃生城跡の発掘調査に着手(昭和 50 年度まで継続)
49. 8	プレハブ庁舎から東北歴史資料館の建物に移転
51. 3	特別史跡多賀城跡附寺跡保存管理計画書策定
52. 7	伊治城跡の発掘調査に着手(昭和 54 年度まで継続)
53. 4	研究第一科・同第二科の 2 科制となる、遺構調査研究事業開始
53. 6	漆紙文書の発見を報道発表、これより研究所が山本壯一郎知事から表彰を受ける
54. 3	多賀城跡調査研究所資料 I『多賀城漆紙文書』刊行
55. 3	『多賀城跡—政庁跡図録編—』刊行
55. 3	館前遺跡の追加指定が官報告示
55. 7	名生館遺跡の発掘調査に着手(昭和 60 年度まで継続)、初年度の調査で 8 世紀初頭の官衙中枢部を検出
57. 1	現状変更に伴う緊急調査(第 40 次)により外郭線南辺築地中央部で木樋発見
57. 3	『多賀城跡—政庁跡本編—』刊行
58.11	第 43・44 次調査で政庁南前面の道路遺構発見
59. 3	多賀城跡南面地域の追加指定が官報告示
60. 9	名生館遺跡関連合戦原瓦窯跡発掘調査実施
61. 8	東山遺跡の発掘調査に着手(平成 4 年度まで継続)
62. 8	名生館遺跡官衙遺跡の史跡指定が官報告示
62.11	第 53 次調査で多賀城第 I・II 期の外郭東門を発見
63. 3	特別史跡多賀城跡附寺跡第 2 次保存管理計画書策定
平成 2. 6	柏木遺跡の追加指定が官報告示
2.11	多賀城跡調査研究指導委員会に南門—政庁間整備活用専門部会を設置
4.11	日本最古の「かな」漆紙文書について報道発表
5. 8	下伊場野窯跡群の調査を実施し、3 基の多賀城創建瓦窯跡を発見
5. 9	山王千刈田地区の追加指定が官報告示
6. 8	桃生城跡の発掘調査を再開(平成 13 年度まで継続)、政庁の全貌を解明
7. 6	第 31 回指導委員会において南門—政庁間整備活用計画承認
9.11	多賀城碑覆屋の解体修理および碑地下部分の発掘調査を実施
10. 6	多賀城碑の重要文化財(古文書)指定が官報告示
11. 1	東山官衙遺跡の史跡指定が官報告示
11. 4	2 科制が廃され、研究班となる
11. 4	東北歴史博物館の建物に移転
14. 1	「多賀城跡等の発掘調査を通して東北古代史の改名に尽くした功績」により第 51 回河北文化賞を受賞
14. 8	亀岡遺跡の発掘調査に着手(平成 15 年度まで継続)
15. 3	『多賀城跡—発掘のあゆみ—』刊行
15. 6	伊治城跡の史跡指定が官報告示
16. 5	木戸窯跡群の発掘調査に着手(平成 18 年度まで継続)
17. 4	多賀城跡調査研究指導委員会を廃し、宮城県条例第 13 号により多賀城跡調査研究委員会を設置
19. 8	日の出山窯跡群の発掘調査に着手(平成 22 年度まで継続)
22. 3	『多賀城跡—政庁補遺編—』刊行
22. 9	多賀城跡調査 50 周年記念事業開催 (木簡学会多賀城特別研究集会「古代東北の城柵と木簡」、記念講演会・シンポジウム「多賀城と大宰府」、記念フォーラム「よみがえる北の都—多賀城に生きた人びと」)
22. 9	『多賀城跡—発掘のあゆみ 2010—』刊行
22.11	第 82 次調査で新たな外郭東門を発見
23. 3	多賀城跡調査研究所資料 II『多賀城跡木簡 I』刊行
24. 5	東日本大震災の復旧工事に伴い、政庁正殿跡を調査。宝亀 11(780)年の火災による正殿の焼失と建替えを確認
25. 3	多賀城跡調査研究所資料 III『多賀城跡木簡 II』刊行

(2) 事業実績

1) 多賀城跡発掘調査の実績

調査面積累計	112778 m ²
調査費用累計	1,092,108 千円
指定地総面積	約 1,070,000 m ²
調査面積 / 総面積	約 11%

計画	年度	回数	発掘調査区	発掘面積 (m ²)	経費 (千円)	計画	年度	回数	発掘調査区	発掘面積 (m ²)	経費 (千円)		
第1次5カ年計画	昭和44	5次	政庁地区南東部	1,980	9,000	第4次5カ年計画	昭和59	45次	坂下地区	70	29,000		
		6次	政庁地区北東部	2,079				46次	外郭西門地区	750			
		7次	外郭南辺中央部 (多賀城碑付近)	264				47次	外郭西辺中央部	1,000			
	昭和45	8次	外郭南辺中央部	350	昭和60		48次	外郭南門地区	800	29,000			
		9次	政庁地区南西部	2,046			49次	外郭北門推定地区	450				
		10次	外郭西辺中央部	495			昭和61	50次	政庁南地区		900	29,000	
		11次	外郭東辺南部	660				51次	外郭北東隅東地区		500		
	昭和46	12次	外郭中央地区北部	3,795	昭和62		52次	大畑地区及び東辺外の地区	500	29,000			
		13次	外郭東辺東門付近	1,600			53次	外郭東門北東地区	1,000				
		14次	外郭東地区北部	2,086			昭和63	54次	外郭東門東地区		1,000	29,000	
	昭和47	15次	鴻ノ池周辺	112	55次			外郭東辺中央部 (作貫地区)	500				
		16次	政庁地区北半部	1,320	平成元			56次	大畑地区北半部	1,550	29,000		
		17次	外郭北東隅・北西隅	1,729			57次	外郭東辺南半部 (西沢地区)	500				
		18次	外郭中央地域北部	2,937			平成2	58次	大畑地区中央部	1,470		30,000	
	昭和48	19次	政庁地区北西部	2,640				59次	大畑地区中央部東側	900			
		20次	外郭南辺中央部	990			平成3	60次	大畑地区中央部	1,450		30,000	
	21次	外郭西地区中央部	1,485	61次	鴻ノ池地区			150					
	22次	城外南方 (高平遺跡)	3,465	平成4	62次		大畑地区南半部	1,100	35,000				
	昭和49	23次	外郭東地区北部 (字大畑)		3,300		63次	大畑地区北半部		1,700			
		24次	外郭南東隅		2,640		平成5	64次		大畑地区北部	3,000		
		昭和50	25次		多賀城廃寺跡南大門推定地			2,310		65次	外郭東門北部・現状変更に伴う発掘調査	2,200	36,000
			26次		多賀城廃寺跡中門前方地区			2,310		66次	大畑地区北西部	3,000	
27次			奏社宮西隣市川大久保地区	660	67次	大畑地区西部		3,000					
昭和51	28次	五万崎地区	2,310	平成9	大畑地区西部・多賀城碑覆屋の修理解体に伴う発掘調査	2,650		36,000					
	29次	五万崎地区	2,310	平成10	69次	城前地区南部	2,000		36,000				
昭和52	30次	五万崎地区	1,980	平成11	70次	城前地区南部	2,000	37,700					
	31次	政庁北方隣接地区	1,980		平成12	71次	城前地区南部		2,000	32,300			
昭和53	32次	政庁北方隣接地区	1,000	平成13	72次	外郭南門西側築地堀跡・政庁一外郭南門間道路跡	1,000	28,900					
	33次	外郭西門地区	1,000		平成14	73次	外郭南門東側築地堀跡・政庁一外郭南門間道路跡		1,000	26,000			
第2次5カ年計画	昭和49	23次	外郭東地区北部 (字大畑)	3,300	平成15	74次	政庁一外郭南門間道路跡	1,000	25,220				
		24次	外郭南東隅	2,640		75次	外郭北辺中央部	500					
	昭和50	25次	多賀城廃寺跡南大門推定地	2,310	平成16	76次	政庁東脇殿・後殿・北辺地区	1,640	24,463				
		26次	多賀城廃寺跡中門前方地区	2,310		平成17	77次	政庁東楼・西脇殿・南面地区		970			
		27次	奏社宮西隣市川大久保地区	660		平成18	78次	政庁地区・政庁南面地区・城前地区		2,700	16,610		
	昭和51	28次	五万崎地区	2,310		平成19	79次	政庁一外郭南門間道路・城前地区・鴻ノ池地区		1,350		14,168	
		29次	五万崎地区	2,310		平成20	80次	田屋場地区・政庁南西隅		930	12,752		
	昭和52	30次	五万崎地区	1,980	平成21	81次	鴻ノ池地区・政庁南西地区	900	12,064				
		31次	政庁北方隣接地区	1,980		平成22	82次	外郭東辺伊保石地区		580			
	昭和53	32次	政庁北方隣接地区	1,000		平成23	83次	外郭南辺五万崎地区		640	11,447		
33次		外郭西門地区	1,000	平成24		84次	外郭南辺五万崎地区	445		11,294			
昭和54	34次	雀山地区南低湿地	1,300			85次	政庁地区 正殿跡	415					
	35次	鴻ノ池南地区	900		平成25	86次	外郭南辺坂下地区 (予定)	1,000					
第3次5カ年計画	昭和55	36次	外郭東地域中央部作貫地区	1,800									
		37次	多賀城外南地方 (砂押川東岸) 地区	700									
	昭和56	38次	作貫南端低湿地 (緊急調査)	50									
		39次	外郭東地域中央部作貫地区	2,500									
	昭和57	40次	外郭南辺築地東半中央部 (立石地区・緊急)	80									
		41次	外郭東辺南端部 (田屋場東端地区)	1,200									
	昭和58	42次	外郭東地域中央部 (作貫地区)	500									
		43次	外郭中央地区中央部 (政庁南方)	800									
	44次	外郭中央地区中央部 (政庁南方)	2,500										

2) 多賀城跡附寺跡環境整備事業の実績

	年度	対象地区	主な工事内容	面積 (㎡)	事業費 (千円)
第1次5ヵ年計画	昭和45	政庁地区(第1期)	南門翼廊跡・東脇殿跡表示工	3,519	10,000
	昭和46	政庁地区(第2期)	正殿跡・築地塀跡表示工	7,256	20,000
	昭和47	政庁地区(第3期)	西脇殿跡・築地塀跡表示工	14,669	25,000
	昭和48	政庁地区(第4期)	北西門跡・築地塀跡表示工	9,415	20,000
		外郭東門地区	東門跡・竪穴住居跡表示工		
昭和49	六月坂地区	掘立建物跡・倉庫跡・道路跡表示工	8,326	20,000	
第2次5ヵ年計画	昭和50	外郭東南隅地区(第1期)	木質遺構保存施設設置工	3,600	20,000
	昭和51	外郭東南隅地区(第2期)	湿地修景工・園路工	6,400	10,000
	昭和52	鴻ノ池地区(第1期)	南辺築地塀跡表示工	2,000	16,000
	昭和53	鴻ノ池地区(第2期)	多賀城碑周辺修景工	2,500	16,000
		南門地区(第1期)	南門跡・築地塀跡保護工		
昭和54	南門地区(第2期)	南門周辺丘陵の地形修復工・緑化修景工	5,200	20,000	
第3次5ヵ年計画	昭和55	南門地区(第3期)	園路工・便益施設工・緑化修景工	7,030	30,000
	昭和56	外郭南築地東半部	緑化修景工	2,149	30,000
		園路(資料館一南門)	園路工・便益施設工・緑化修景工		
	昭和57	外郭南門地区東斜面	園路工	31,831	280,000
	昭和58	作貫地区(第1期)	遺構保護盛土工・緑化修景工		
昭和59	作貫地区(第2期)	建物跡表示工・便益施設工・園路工・緑化修景工			
昭和59	作貫地区(第3期)	土塁跡及びび空堀跡表示工・便益施設工・園路工	6,750	27,000	
第4次5ヵ年計画	昭和60	作貫地区(第4期)	遺構露出展示工・便益施設工・園路工・緑化修景工	6,400	27,000
	昭和61	政庁南地区	地形修復工・道路跡復元工・緑化修景工	7,470	27,000
		作貫地区	便益施設工		
	昭和62	雀山地区	緑化修景工	6,130	27,000
		作貫地区北部	園路工・緑化修景工・便益施設工		
	昭和63	政庁地区	便益施設工・園路工・緑化修景工	8,260	27,000
		雀山地区	便益施設工・園路工・緑化修景工		
平成元	作貫地区北部・丘陵南西裾部	便益施設工・園路工・緑化修景工	6,700	27,112	
第5次5ヵ年計画	平成2	北辺地区北半部(第1期)	便益施設工・園路工・緑化修景工	11,500	30,000
	平成3	北辺地区北半部(第2期)	便益施設工・園路工・緑化修景工	19,000	30,000
	平成4	北辺地区北半部(第3期)	便益施設工	2,900	30,000
		東門・大畑地区東側部(第1期)	地形修復工・園路工・緑化修景工		
	平成5	東門・大畑地区東側部(第2期)	奈良時代東門跡及び掘立建物跡表示工・便益施設工	2,500	35,000
	平成6	東門・大畑地区東側部(第3期)	便益施設工	550	35,000
第6次5ヵ年計画	平成7	東門・大畑地区西側北半部(第1期)	道路跡復元工・築地塀跡及び建物跡表示工・便益施設工・緑化修景工	3,120	30,000
	平成8	東門・大畑地区西側北半部(第2期)	地形修復工・道路跡復元工・緑化修景工	14,250	39,000
	平成9	東門・大畑地区西側北半部(第3期)	道路跡表示工・便益施設工	805	51,000
		南門地区	多賀城碑覆屋解体修理工	50	
	平成10	東門・大畑地区西側北半部(第4期)	道路跡表示工・排水施設工・緑化修景工	12,500	35,000
平成11	東門・大畑地区西側北半部(第5期)	建物跡表示工・便益施設工・緑化修景工		31,500	
第7次5ヵ年計画	平成12	柏木遺跡(第1期)	遺構保護造成工・排水工・法面保護工	3,800	14,400
	平成13	柏木遺跡(第2期)	法面保護工・園路階段工・植栽工・排水工		19,700
	平成14	柏木遺跡(第3期)	法面保護工・園路工		9,300
	平成15	柏木遺跡(第4期)	法面保護工・遺構表示工・園路工・植栽工・照明設置工		9,020
	平成16	柏木遺跡(第5期)	園路広場工・雨水排水工・植栽工・照明設置工		8,266
第8次5ヵ年計画	平成17	案内板・標柱整備	案内板標柱設置工・既設道標解説板再整備工		15,738
	平成18	外郭北辺東北隅の木道再整備	基盤整備工・園路広場工・自然育成工	39,000	11,016
	平成19	外郭北辺東北隅の木道再整備	施設撤去工・園路広場工・施設設置工・自然育成工	39,000	9,462
	平成20	政庁地区再整備	築地塀撤去工	13,325	8,514
	平成21	政庁地区再整備	築地塀撤去工	13,325	8,500
第9次5ヵ年計画	平成22	政庁地区再整備	追加遺構表示工〈西脇殿跡・西楼跡〉	495	8,084
	平成23	政庁地区再整備	追加遺構表示工〈東脇殿跡・東楼跡〉	495	8,104
	平成24	政庁地区再整備	追加遺構表示工〈後殿跡〉・政庁内表土処理工	460	7,956
	平成25	政庁地区再整備	北殿表示工・北辺基盤整備工(予定)		
	平成26	政庁地区再整備	北殿表示工・北辺基盤整備工(予定)		

3) 多賀城関連遺跡発掘調査事業の実績

計画	年度	遺跡名	事業	内容	面積 (㎡)	事業費 (千円)
第1次5ヵ年計画	昭和49	桃生城跡	地形図作成・第1次発掘調査	内郭地区・外郭の調査	500	2,500
	昭和50	桃生城跡	第2次発掘調査	同上	850	2,500
	昭和51	伊治城跡	地形図作成		1,020	1,500
	昭和52	伊治城跡	第1次発掘調査	外郭線・郭内の調査	438	3,000
	昭和53	伊治城跡	第2次発掘調査	郭内の調査	780	3,000
第2次5ヵ年計画	昭和54	伊治城跡	第3次発掘調査	同上	1,000	4,000
	昭和55	名生館遺跡	地形図作成・第1次発掘調査	城内地区の調査	1,650	7,000
	昭和56	名生館遺跡	第2次発掘調査	同上	1,960	7,000
	昭和57	名生館遺跡	第3次発掘調査	小館・内館地区の調査	1,156	7,000
	昭和58	名生館遺跡	第4次発掘調査	小館地区の調査	1,020	7,000
第3次5ヵ年計画	昭和59	名生館遺跡	第5次発掘調査	城内地区の調査	1,800	6,300
	昭和60	名生館遺跡	第6次発掘調査	範囲確認調査	1,300	6,300
		合戦原窯跡		関連窯跡調査		
	昭和61	東山遺跡	第1次発掘調査	遺構確認調査	1,100	7,800
	昭和62	東山遺跡	第2次発掘調査	遺構分布状況の把握	1,074	7,000
昭和63	東山遺跡	第3次発掘調査	官衙中枢部の把握	1,200	7,000	
第4次5ヵ年計画	平成元	東山遺跡	第4次発掘調査	同上	562	7,000
	平成2	東山遺跡	第5次発掘調査	同上	600	7,000
	平成3	東山遺跡	第6次発掘調査	同上	2,200	10,000
	平成4	東山遺跡	第7次発掘調査	同上	3,260	12,000
	平成5	下伊場野窯跡群	地形図作成・発掘調査	多賀城創建期窯跡の調査	600	14,000
第5次5ヵ年計画	平成6	桃生城跡	第3次発掘調査	政庁地区と外郭線の調査	2,300	22,000
	平成7	桃生城跡	第4次発掘調査	同上	730	20,000
	平成8	桃生城跡	第5次発掘調査	外郭線の調査	800	17,000
	平成9	桃生城跡	第6次発掘調査	政庁西側官衙の調査	800	17,000
	平成10	桃生城跡	第7次発掘調査	同上	800	17,000
第6次5ヵ年計画	平成11	桃生城跡	第8次発掘調査	同上	1,200	15,300
	平成12	桃生城跡	第9次発掘調査	政庁西側丘陵上の調査	1,400	10,500
	平成13	桃生城跡	第10次発掘調査	同上	600	11,400
	平成14	亀岡遺跡	第1次発掘調査	遺跡の範囲確認調査	520	6,500
	平成15	亀岡遺跡	第2次発掘調査	遺構分布状況の把握	830	6,300
第7次5ヵ年計画	平成16	木戸窯跡群	第1次発掘調査	A地点西側丘陵の調査	620	6,115
	平成17	木戸窯跡群	第2次発掘調査	B・C地点の調査	300	5,932
	平成18	木戸窯跡群	第3次発掘調査	B・C地点の調査	1,300	4,152
	平成19	六月坂遺跡	発掘調査	横穴墓群の調査	1,000	3,520
		日の出山窯跡群	試掘調査	A地点北側の調査	200	
平成20	日の出山窯跡群	第1次発掘調査	F地点南側の調査	490	3,168	
第8次5ヵ年計画	平成21	日の出山窯跡群	第2次発掘調査	F地点西側の調査	620	2,994
	平成22	日の出山窯跡群	第3次発掘調査	F地点東側の調査	375	2,846
	平成23	大吉山瓦窯跡	中止		0	0
	平成24	大吉山瓦窯跡	中止		0	0
	平成25	大吉山瓦窯跡	休止		0	0

4) 研究成果刊行物

① 宮城県多賀城跡調査研究所年報

『年報 1969』(第 5・6・7 次調査)	昭和 45 年 3 月	『年報 1991』(第 60・61 次調査)	平成 4 年 3 月
『年報 1970』(第 7・8・9・10・11 次調査)	昭和 46 年 3 月	『年報 1992』(第 62・63 次調査)	平成 5 年 3 月
『年報 1971』(第 12・13・14 次調査)	昭和 47 年 3 月	『年報 1993』(第 64 次調査)	平成 6 年 3 月
『年報 1972』(第 15・16・17・18 次調査)	昭和 48 年 3 月	『年報 1994』(第 65 次調査、環境整備)	平成 7 年 3 月
『年報 1973』(第 19・20・21・22 次調査)	昭和 49 年 3 月	『年報 1995』(第 66 次調査)	平成 8 年 3 月
『年報 1974』(第 23・24 次調査)	昭和 50 年 3 月	『年報 1996』(第 67 次調査)	平成 9 年 3 月
『年報 1975』(第 25・26・27 次調査、東外郭線南端部)	昭和 51 年 3 月	『年報 1997』(第 68 次調査、多賀城碑屋解体修理)	平成 10 年 3 月
『年報 1976』(第 28・29 次調査)	昭和 52 年 3 月	『年報 1998』(第 69 次調査)	平成 11 年 3 月
『年報 1977』(第 30・31 次調査)	昭和 53 年 3 月	『年報 1999』(第 70 次調査)	平成 12 年 3 月
『年報 1978』(第 32・33 次調査、環境整備)	昭和 54 年 3 月	『年報 2000』(第 71 次調査、環境整備)	平成 13 年 3 月
『年報 1979』(第 34・35 次調査、環境整備)	昭和 55 年 3 月	『年報 2001』(第 72 次調査)	平成 14 年 3 月
『年報 1980』(第 36・37 次調査)	昭和 56 年 3 月	『年報 2002』(第 73 次調査)	平成 15 年 3 月
『年報 1981』(第 38・39・40 次調査)	昭和 57 年 3 月	『年報 2003』(第 74・75 次調査)	平成 16 年 3 月
『年報 1982』(第 41・42 次調査)	昭和 58 年 3 月	『年報 2004』(第 76 次調査)	平成 17 年 3 月
『年報 1983』(第 43・44 次調査)	昭和 59 年 3 月	『年報 2005』(第 77 次調査)	平成 18 年 3 月
『年報 1984』(第 45・46・47 次調査、環境整備)	昭和 60 年 3 月	『年報 2006』(第 78 次調査)	平成 19 年 3 月
『年報 1985』(第 46・48・49 次調査)	昭和 61 年 3 月	『年報 2007』(第 79 次調査)	平成 20 年 3 月
『年報 1986』(第 49・50・51 次調査)	昭和 62 年 3 月	『年報 2008』(第 80 次調査)	平成 21 年 3 月
『年報 1987』(第 50・52・53 次調査)	昭和 63 年 3 月	『年報 2009』(第 81 次調査)	平成 22 年 3 月
『年報 1988』(第 54・55 次調査)	平成元年 3 月	『年報 2010』(第 82 次調査、環境整備)	平成 23 年 3 月
『年報 1989』(第 56・57 次調査)	平成 2 年 3 月	『年報 2011』(第 83 次調査)	平成 24 年 3 月
『年報 1990』(第 58・59 次調査)	平成 3 年 3 月	『年報 2012』(第 84・85 次調査)	平成 25 年 3 月

② 多賀城関連遺跡発掘調査報告書

『桃生城跡Ⅰ』	多賀城関連遺跡発掘調査報告書第 1 冊	昭和 50 年 3 月
『桃生城跡Ⅱ』	多賀城関連遺跡発掘調査報告書第 2 冊	昭和 51 年 3 月
『伊治城跡Ⅰ』	多賀城関連遺跡発掘調査報告書第 3 冊	昭和 53 年 3 月
『伊治城跡Ⅱ』	多賀城関連遺跡発掘調査報告書第 4 冊	昭和 54 年 3 月
『伊治城跡Ⅲ』	多賀城関連遺跡発掘調査報告書第 5 冊	昭和 55 年 3 月
『名生館遺跡Ⅰ』	多賀城関連遺跡発掘調査報告書第 6 冊	昭和 56 年 3 月
『名生館遺跡Ⅱ』	多賀城関連遺跡発掘調査報告書第 7 冊	昭和 57 年 3 月
『名生館遺跡Ⅲ』	多賀城関連遺跡発掘調査報告書第 8 冊	昭和 58 年 3 月
『名生館遺跡Ⅳ』	多賀城関連遺跡発掘調査報告書第 9 冊	昭和 59 年 3 月
『名生館遺跡Ⅴ』	多賀城関連遺跡発掘調査報告書第 10 冊	昭和 60 年 3 月
『名生館遺跡Ⅵ』	多賀城関連遺跡発掘調査報告書第 11 冊	昭和 61 年 3 月
『東山遺跡Ⅰ』	多賀城関連遺跡発掘調査報告書第 12 冊	昭和 62 年 3 月
『東山遺跡Ⅱ』	多賀城関連遺跡発掘調査報告書第 13 冊	昭和 63 年 3 月
『東山遺跡Ⅲ』	多賀城関連遺跡発掘調査報告書第 14 冊	平成元年 3 月
『東山遺跡Ⅳ』	多賀城関連遺跡発掘調査報告書第 15 冊	平成 2 年 3 月
『東山遺跡Ⅴ』	多賀城関連遺跡発掘調査報告書第 16 冊	平成 3 年 3 月
『東山遺跡Ⅵ』	多賀城関連遺跡発掘調査報告書第 17 冊	平成 4 年 3 月
『東山遺跡Ⅶ』	多賀城関連遺跡発掘調査報告書第 18 冊	平成 5 年 3 月
『下伊場野窯跡』	多賀城関連遺跡発掘調査報告書第 19 冊	平成 6 年 3 月
『桃生城跡Ⅲ』	多賀城関連遺跡発掘調査報告書第 20 冊	平成 7 年 3 月
『桃生城跡Ⅳ』	多賀城関連遺跡発掘調査報告書第 21 冊	平成 8 年 3 月
『桃生城跡Ⅴ』	多賀城関連遺跡発掘調査報告書第 22 冊	平成 9 年 3 月
『桃生城跡Ⅵ』	多賀城関連遺跡発掘調査報告書第 23 冊	平成 10 年 3 月
『桃生城跡Ⅶ』	多賀城関連遺跡発掘調査報告書第 24 冊	平成 11 年 3 月
『桃生城跡Ⅷ』	多賀城関連遺跡発掘調査報告書第 25 冊	平成 12 年 3 月
『桃生城跡Ⅸ』	多賀城関連遺跡発掘調査報告書第 26 冊	平成 13 年 3 月
『桃生城跡Ⅹ』	多賀城関連遺跡発掘調査報告書第 27 冊	平成 14 年 3 月
『亀岡遺跡Ⅰ』	多賀城関連遺跡発掘調査報告書第 28 冊	平成 15 年 3 月
『亀岡遺跡Ⅱ』	多賀城関連遺跡発掘調査報告書第 29 冊	平成 16 年 3 月
『木戸窯跡群Ⅰ』	多賀城関連遺跡発掘調査報告書第 30 冊	平成 17 年 3 月
『木戸窯跡群Ⅱ』	多賀城関連遺跡発掘調査報告書第 31 冊	平成 18 年 3 月
『木戸窯跡群Ⅲ』	多賀城関連遺跡発掘調査報告書第 32 冊	平成 19 年 3 月
『六月坂遺跡ほか』	多賀城関連遺跡発掘調査報告書第 33 冊	平成 20 年 3 月
『日の出山窯跡群Ⅰ』	多賀城関連遺跡発掘調査報告書第 34 冊	平成 21 年 3 月
『日の出山窯跡群Ⅱ』	多賀城関連遺跡発掘調査報告書第 35 冊	平成 22 年 3 月
『日の出山窯跡群Ⅲ』	多賀城関連遺跡発掘調査報告書第 36 冊	平成 23 年 3 月

③ 研究紀要

『研究紀要Ⅰ』	昭和 49 年 3 月
『研究紀要Ⅱ』	昭和 50 年 3 月
『研究紀要Ⅲ』	昭和 51 年 3 月
『研究紀要Ⅳ』	昭和 52 年 3 月
『研究紀要Ⅴ』	昭和 53 年 3 月
『研究紀要Ⅵ』	昭和 54 年 3 月
『研究紀要Ⅶ』	昭和 55 年 3 月

④ 調査報告書・資料集他

『多賀城跡 政庁跡 図録編』	昭和 55 年 3 月
『多賀城跡 政庁跡 本文編』	昭和 57 年 3 月
『多賀城跡 政庁跡 補遺編』	平成 22 年 3 月
『多賀城漆紙文書』宮城県多賀城跡調査研究所資料Ⅰ	昭和 54 年 3 月
『多賀城跡木簡Ⅰ』宮城県多賀城跡調査研究所資料Ⅱ	平成 23 年 3 月
『多賀城跡木簡Ⅱ』宮城県多賀城跡調査研究所資料Ⅲ	平成 25 年 3 月
『多賀城と古代日本』	昭和 50 年 3 月
『多賀城と古代東北』	昭和 60 年 3 月
『多賀城跡－発掘のあゆみ－』	平成 15 年 3 月
『多賀城跡－発掘のあゆみ 2010－』	平成 22 年 9 月

報 告 書 抄 録

ふりがな	みやぎけんたがじょうあとちょうさけんきゅうしよねんぽう 2012 たがじょうあと							
書名	宮城県多賀城跡調査研究所年報 2012 多賀城跡							
副書名	多賀城跡―第 84・85 次調査―							
巻次	宮城県多賀城跡調査研究所年報 2012							
シリーズ名	宮城県多賀城跡調査研究所年報							
シリーズ番号	2012							
編著者名	吉野 武・廣谷和也・高橋 透							
編集機関	宮城県多賀城跡調査研究所							
所在地	〒985-0862 宮城県多賀城市高崎 1 丁目 22-1 TEL022-368-0102 FAX022-368-0104							
発行年月日	20130325							
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード		北緯 ° ' "	東経 ° ' "	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡 番号					
特別史跡 たがじょうあと 多賀城跡	みやぎけんたがじょうし 宮城県多賀城市 いちかわ うきしま 市川・浮島	04209	004	38 °	140 °	2012 年 5 月 8 日 }	445 m ² (第 84 次) 415 m ² (第 85 次)	計画に基づく 学術調査 (第 84 次) 災害復旧に伴 う学術調査 (第 85 次)
				18 '	59 '			
				世界測地系準拠 (GRS80)				
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構		主な遺物		特記事項	
特別史跡 多賀城跡 第 84 次調査	国府・城柵	奈良・平安	<ul style="list-style-type: none"> ・掘立柱建物跡 ・塀跡 ・竪穴遺構(住居・工房跡か) ・溝 ・土壌(土取り穴を含む) 		土師器、須恵器 須恵系土器 緑釉・灰釉陶器 中近世陶器 軒平瓦、丸・平瓦 鉄滓		<ul style="list-style-type: none"> ・第 I 期の外郭区画 施設に伴う可能性 のある土取り穴 (土壌)を発見 ・第 III 期以降の多数 の遺構の存在を確 認 	
第 85 次調査	〃	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・礎石式建物跡(政庁正殿) ・掘立式建物跡(政庁正殿) ・足場穴跡 ・溝 ・土壌 		軒丸・軒平瓦、丸・平瓦 土師器、須恵器 須恵系土器 中近世陶器		<ul style="list-style-type: none"> ・礎石式の正殿に建 替えがあることが 判明 ・掘立式の正殿の桁・ 梁行と規模、構造 が確定 ・多数の足場穴を検 出 	
要約	<p>第 84 次：土取り穴とみられる古い土壌を発見したことから、第 I 期の外郭南辺の可能性を持つ区画施設が五万崎地区にもあることが考えられる。また、第 III 期以降の遺構を多数検出したことで、未調査だった調査区周辺の様子がはじめて確認された。</p> <p>第 85 次：第 II 期に造られた礎石式の正殿が宝亀 11 年の伊治公皆麻呂の乱の際に焼失し、第 III 期に建替えられていることが判明した。一方、第 I 期の掘立式の正殿では 2 間と推定していた身舎の梁行が 3 間であることがわかり、創建当初の正殿が桁行 5 間、梁行 3 間の身舎の南側に廂がつく掘立式建物であることが確定した。他に多数の足場穴の存在も明らかとなった。</p>							



政庁正殿跡の礎石と柱穴（南から撮影）

宮城県多賀城跡調査研究所年報 2012

多賀城跡

平成 25 年 3 月 25 日発行

発行者 宮城県多賀城跡調査研究所
多賀城市高崎一丁目 22-1
TEL (022) 368-0102
FAX (022) 368-0104
印刷所 有限会社東北図面工業社
